昭和37年度決算検査報告

会計検査院

343.8
Ka188k2
BZ
4
4

国会図書館
39.10.-7
国会図書館

D 12797

昭和37年度決算検査報告　目次

ページ
第1章　総　　論……1
第1節　歳入歳出決算……1
第1　歳　　入……1
第2　歳　　出……2
第2節　債権および債務……3
第1　債　　権……3
第2　債　　務……4
第3節　国庫金、国有財産および物品……6
第1　国　庫　金……6
第2　国有財産……6
第3　物　　品……7
第4節　政府関係機関その他の団体……7
第5節　不当事項……7
第6節　是正改善の処置を要求しまたは改善の意見を表示した事項……10
第2章　国の会計……12
第1節　決算の検査確認……12
第1　一般会計……12
第2　特別会計……12
第3　昭和36年度以前の未確認額の検査確認……15
第2節　国税収納金整理資金受払計算書の検査完了……15
第1　国税収納金整理資金……15
第2　昭和36年度の検査未完了額の検査完了……16
第3節　農業近代化助成資金の増減及び現在額計算書の検査完了……16
第4節　決算額と日本銀行証明額との対照……16
第1　一般会計……16
第2　特別会計……17

第5節　予備費の支出に対する国会の承諾……17
第6節　各所管別の事項……20
第1　総　理　府……20
(北海道開発庁)……20
不当事項……20
工　事……20
直轄工事の施行が不良なもの〔北海道開発局札幌開発建設部〕(1)……20
(防　衛　庁)……21
不当事項……21
物　件……21
木船用塗料の購入にあたり従来の消費実績を考慮しなかったため不経済となっているもの〔防衛庁調達実施本部〕(2)……21
遊休物品を活用しなかったため不経済となっているもの〔同〕(3)……22
検収処置当を得ないため不良品をそのまま受け入れているもの〔航空自衛隊第1補給処東京支処〕(4)……23
輸入品の購入にあたり処置当を得ないもの〔防衛庁防衛大学校〕(5)……24
補　助　金……25
国庫補助金の経理当を得ないもの〔仙台ほか2防衛施設局〕(6)—(8)……25
第2　大　蔵　省……27
不当事項……27
租　税……27
租税の徴収過不足をきたしたもの〔横浜税関ほか4箇所、麹町ほか191税務署〕(9)—(208)……27
物　件……28
土地の売渡価額が低廉と認められるもの〔関東財務局ほか1箇所〕(209)(210)……28
第3　文　部　省……32
不当事項……32
補　助　金……32

国庫補助金等の経理当を得ないもの〔宮城ほか4県〕(211)—(216)……32
そ　の　他……34
収入金を歳入に納付しないなどの方法により資金を別途に保有し予算外に経理したもの〔東京大学ほか3大学〕(217)—(220)……34
第4　厚　生　省……36
不当事項……36
保　険……36
健康保険および厚生年金保険保険料の徴収不足をきたしたもの〔北海道ほか28都府県〕(221)……36
船員保険保険料の徴収不足をきたしたもの〔北海道ほか15都県〕(222)……38
保険給付の適正を欠いたもの〔北海道ほか28都府県〕(223)……39
補　助　金……40
国庫補助金等の経理当を得ないもの〔北海道ほか10都府県〕(224)—(234)……40
第5　農　林　省……44
不当事項……44
工　事……44
えん堤工事の施行にあたり掘さく量に比べて小型の積込機械を使用したため不経済となっているもの〔京都農地事務局〕(235)……44
工事の施行にあたり不陸ならしの経費を過大に計上したため工事費が高価と認められるもの〔秋田営林局〕(236)……45
代行工事の施行にあたり工事の設計が適切を欠いたため不経済となっているもの〔東京農地事務局〕(237)……46
物　件……47
条件を付して売り渡した原麦に対する処置当を得ないもの〔食糧庁北海道ほか2食糧事務所〕(238)(239)……47
国有財産の管理が適切を欠いているもの〔仙台ほか6農地事務局、北海道ほか23都府県〕(240)……48
土地の貸付料が低廉と認められるもの〔大夕張ほか9営林署〕(241)—(245)……55
保　険……56

農業共済保険事業の運営が適切でないもの〔農林省〕(246)—(268) ……56
漁船再保険金の支払いにあたり処置当を得ないもの〔水産庁〕(269)—(275) …64
補　助　金……65
公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの〔北海道ほか32都県〕(276)—(509) ……65
災害復旧事業費の査定額を減額させたもの〔北海道ほか7県〕(510) ……67
国庫補助金の経理当を得ないもの〔北海道ほか26府県〕(511)—(523) ……72
昭和36年産なたね交付金の経理当を得ないもの〔食糧庁〕(524) ……76
第6　通商産業省……77
不当事項……77
保　険……77
機械類賦払信用保険保険金が過渡しとなっているもの〔通商産業省〕(525) ……77
補　助　金……77
中小企業近代化促進費補助金を財源とする都県の貸付金の運営当を得ないもの〔青森県ほか12都県〕(526)—(540) ……77
第7　運　輸　省……81
不当事項……81
補　助　金……81
公共事業に対する国庫負担金等の経理当を得ないもの〔北海道ほか4県〕(541)—(544) ……81
災害復旧事業費の査定額を減額させたもの〔新潟、島根両県〕(545) ……82
不正行為……83
職員の不正行為により国に損害を与えたもの〔第二港湾建設局〕(546) ……83
第8　郵　政　省……84
不当事項……84
工　事……84
備品として購入することができる空気清浄機を設備工事のうちに含めたため不経済となっているもの〔郵政省、東京ほか4郵政局〕(547) ……85
物　件……86

印刷費の積算が適切を欠いたため書留郵便物受領証同原符等の購入価額が高価と認められるもの〔大阪郵政局〕(548)……86
不正行為……87
職員の不正行為により国に損害を与えたもの〔川口元郷郵便局ほか11箇所〕(549)—(554) ……87
第9　労　働　省……90
不当事項……90
保　険……90
労働者災害補償保険事業の運営が適切でなく保険料等の徴収不足をきたしたもの〔北海道ほか44労働基準局〕(555) ……90
保険給付の適正を欠いたもの〔帯広ほか73公共職業安定所〕(556) ……92
補　助　金……93
失業対策事業費補助金の経理当を得ないもの〔北海道ほか10県〕(557)—(570) ……93
第10　建　設　省……96
不当事項……96
工　事……96
橋りょう塗装面積を過大に算定したため工事費が高価となったもの〔関東地方建設局〕(571)(572) ……96
直轄工事の施行が不良なもの〔東北、北陸両地方建設局〕(573)—(575) ……97
橋りょう下部工事の施行方法が適切を欠いたため手もどりを生じ不経済となっているもの〔九州地方建設局〕(576) ……99
補　助　金……101
公共事業に対する国庫負担金等の経理当を得ないもの〔北海道ほか23府県〕(577)—(636) ……101
災害復旧事業費の査定額を減額させたもの〔北海道ほか14県〕(637) ……102
不正行為……103
職員の不正行為により国に損害を与えたもの〔関東地方建設局〕(638) ……103
第7節　会計事務職員に対する検定……104
第1　出納職員に対する検定……104

第２　物品管理職員に対する検定 …… 105
第８節　是正改善の処置を要求しまたは改善の意見を表示した事項 …… 107
（１）　陸上、海上、航空各自衛隊間における共通器材の融通および調達の調整について改善の意見を表示したもの（防衛庁長官あて） …… 107
（２）　刑務作業における契約賃金等の決定について是正改善の処置を要求したもの（法務大臣あて） …… 108
（３）　海外移住者受入事業に関する補助金の経理について是正改善の処置を要求したもの（外務大臣あて） …… 111
（４）　都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について是正改善の処置を要求したもの（農林大臣あて） …… 116
（５）　消費者米価の値上げに伴う販売業者の差益について改善の意見を表示したもの（農林大臣あて） …… 117
（６）　国有林野事業特別会計に所属する国有財産の管理について改善の意見を表示したもの（農林大臣あて） …… 118
（７）　道路整備、治水両特別会計の経理および直轄公共事業に対する都府県等の負担金について改善の意見を表示したもの（建設大臣あて） …… 120
第９節　昭和36年度決算検査報告掲記の是正改善の処置を要求しまたは改善の意見を表示した事項に対する処置状況 …… 124
（１）　国立学校に所属する国有財産の管理について是正改善の処置を要求したもの（文部大臣あて） …… 124
（２）　土地改良事業によって造成した埋立地等を転用する場合における造成費の回収について改善の意見を表示したもの（農林大臣あて） …… 125
（３）　国営農業水利事業とこれに付帯する都道府県営および団体営補助事業の施行計画について改善の意見を表示したもの（農林大臣あて） …… 125
（４）　自作農創設特別措置特別会計に所属する財産の管理について是正改善の処置を要求したもの（農林大臣あて） …… 126
（５）　郵便局における不正行為の防止対策について改善の意見を表示したもの（郵政大臣あて） …… 127
（６）　建設省直轄河川工事において河川の敷地とするため買収した土地の管理について是正改善の処置を要求したもの（建設大臣あて） …… 128
第10節　審　査　事　項 …… 129

第３章　政府関係機関その他の団体の会計 …… 130
第１節　決算の検査完了 …… 130
第２節　各機関別の事項 …… 131
第１　日本専売公社 …… 131
第２　日本国有鉄道 …… 133
不当事項 …… 137
工事 …… 137
道床砕石の運搬費の積算が適切でなかったため工事費が高価と認められるもの〔日本国有鉄道東京幹線工事局〕(639) …… 137
乗降場舗装工費等の積算が適切でなかったため工事費が高価と認められるもの〔日本国有鉄道東京工事局〕(640) …… 138
高架橋基礎ベノトくいの新設にあたり施行時間等の算定が適切でなかったため工事費が高価と認められるもの〔日本国有鉄道大阪工事局〕(641) …… 140
曳船使用料等を過大に積算したため工事費が高価と認められるもの〔日本国有鉄道大阪鉄道管理局〕(642) …… 141
トラフ新設にあたり設計が適切でなかったため不経済となっているもの〔日本国有鉄道東京電気工事局〕(643) …… 144
物件 …… 146
腕金等の購入にあたり溶接時間を過大に積算したため購入価額が高価と認められるもの〔日本国有鉄道関東地方資材部〕(644) …… 146
役務 …… 147
重油の購入にあたり不必要な荷役請負契約を行なっていると認められるもの〔日本国有鉄道資材局〕(645) …… 147
不正行為 …… 148
職員の不正行為により日本国有鉄道に損害を与えたもの〔日本国有鉄道岡山鉄道管理局津山駅〕(646) …… 148
その他 …… 149
会社線との並行敷設に伴う損失補償の処置当を得ないと認められるもの〔日本国有鉄道大阪幹線工事局〕(647) …… 149
用地の買収等にあたり処置当を得ないと認められるもの〔同〕(648) …… 150

第３　日本電信電話公社 …… 152
不当事項 …… 154
工事 …… 154
石垣工事の施行が不良なもの〔日本電信電話公社近畿電気通信局〕(649) … 154
物件 …… 155
通信用 PVC 屋内線の購入にあたり仕様が適切でなかったため不経済となっているもの〔日本電信電話公社〕(650) …… 155
ステンレスバンド等の購入にあたり仕様の検討が不十分であったなどのため購入価額が高価と認められるもの〔同〕(651) …… 156
第４　国民金融公庫 …… 158
第５　住宅金融公庫 …… 159
第６　農林漁業金融公庫 …… 161
第７　中小企業金融公庫 …… 163
第８　北海道東北開発公庫 …… 164
第９　公営企業金融公庫 …… 165
第10　中小企業信用保険公庫 …… 166
第11　医療金融公庫 …… 167
第12　日本開発銀行 …… 168
第13　日本輸出入銀行 …… 170
第14　日本住宅公団 …… 171
第15　愛知用水公団 …… 173
第16　日本道路公団 …… 174
第17　首都高速道路公団 …… 176
第18　石炭鉱業合理化事業団 …… 178
第19　雇用促進事業団 …… 181
第20　畜産振興事業団 …… 183
第21　日本中央競馬会 …… 185
第22　日本原子力研究所 …… 187
第23　東北開発株式会社 …… 188

第24　電源開発株式会社 …… 190
第25　日本海外移住振興株式会社 …… 192
第３節　会計事務職員に対する検定 …… 194
物品管理職員に対する検定 …… 194
第４節　改善の意見を表示した事項 …… 195
（１）　購入資材の規格について改善の意見を表示したもの（日本国有鉄道総裁あて） …… 195
（２）　連絡運輸に伴う貨車使用料について改善の意見を表示したもの（日本国有鉄道総裁あて） …… 198
（３）　道路建設工事の予定価格の積算について改善の意見を表示したもの（日本道路公団総裁あて） …… 200
（４）　会計経理事務の適正な執行について改善の意見を表示したもの（雇用促進事業団理事長あて） …… 202
第５節　昭和36年度決算検査報告掲記の改善の意見を表示した事項に対する処置状況 …… 204
（１）　電話加入者開通工事等における宅内用品の取扱いおよび工事の施行について改善の意見を表示したもの（日本電信電話公社総裁あて） …… 204
（２）　農林漁業金融公庫貸付けの適正化について改善の意見を表示したもの（農林漁業金融公庫総裁あて） …… 205
別表 …… 207
第１　租税の徴収過不足をきたしたもの〔大蔵省〕(9)—(208) …… 207
第２　公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの〔農林省〕(276)—(509) …… 231
第３　公共事業に対する国庫負担金等の経理当を得ないもの〔建設省〕(577)—(636) …… 307
付表 …… 323
第１　昭和37年度一般会計決算未確認額表 …… 323
第２　既往年度一般会計決算未確認額表 …… 324
第３　既往年度各特別会計決算未確認額表 …… 326
第４　昭和37年度国税収納金整理資金受払計算書検査未完了額表 …… 327

第1章　総　　論

会計検査院は、日本国憲法第90条の規定により、国の収入支出の決算を検査し、会計検査院法第29条の規定に基づき、昭和37年度決算検査報告を作成した。

この検査報告には、歳入歳出の決算に関する事項、国の財産に関する事項、会計事務職員に対する検定、是正改善の処置を要求しまたは改善の意見を表示した事項等のほか、会計検査院法その他の法律により検査を行なっているものの検査事項を掲記した。

第1節　歳入歳出決算

昭和37年度歳入歳出決算は、38年10月25日これを受領し、その検査を了して38年12月4日内閣に回付した。

一般会計決算額および各特別会計決算額の総計は、次表のとおり

	一般会計	特別会計(41)	総計
	千円	千円	千円
歳入	2,947,622,913	4,798,415,706	7,746,038,619
歳出	2,556,617,186	4,283,616,096	6,840,233,283
歳入超過	391,005,727	514,799,609	905,805,336

であって、一般会計の歳入超過は3910億0572万余円に上り、これを前年度の歳入超過4524億6398万余円に比べると614億5826万余円の減少を示している。

また、各会計間の重複額および前年度剰余金受入等を控除し、純計額を概算するときは、歳入4兆6862億円、歳出4兆3709億円で、前年度に比べると歳入において3795億円、歳出において6359億円の増となっている。

第1　歳　　入

昭和37年度一般会計の歳入決算額は、前記のとおり2兆9476億2291万余円である

が、収納未済額は13億0924万余円で、そのおもなものは、国有財産貸付収入2億6565万余円、共有船舶利用収入2億1174万余円である。いま、一般会計の収納未済額に国税収納金整理資金の取扱分を含めて収納未済額を計算するとその徴収決定済額に対する割合は1.8％に当たり、前年度の1.4％に比べて増加している。

国税収納金整理資金への受入金の徴収決定済額は2兆2784億2056万余円、収納済額は2兆2201億3583万余円、収納未済額は554億7112万余円であって、収納未済額の徴収決定済額に対する割合は2.4％に当たり、前年度の1.7％に比べて増加している。

各特別会計の収納未済額は184億7235万余円で、そのおもなものは、食糧管理の国内米売払代で延納を認められているものなどを除くと、厚生保険の保険料収入86億5883万余円および雑収入5億2234万余円、失業保険の保険料収入15億9551万余円、労働者災害補償保険の保険料収入11億4986万余円、開拓者資金融通の償還金収入8億9290万余円である。

一般会計および各特別会計の収納未済額に国税収納金整理資金の収納未済額を合計すると752億5273万余円であるが、このほかに既往年度の収納未済額で本年度においてもなお収納にいたらなかったものが464億0749万余円に上っており、そのうち大部分を占めるものは国税収納金整理資金の分288億0663万余円である。

第2　歳　　出

昭和37年度一般会計の歳出決算額は、前記のとおり2兆5566億1718万余円であるが、予算執行の結果、予算の翌年度に繰り越された額は522億9990万余円で、そのおもなものは、旧軍人遺族等恩給費67億1925万余円、官庁営繕費26億3900万余円、オリンピック東京大会実施準備費26億1125万余円、国産大豆等保護対策費25億円、住宅施設費24億6997万余円、道路整備事業費21億1200万円、政府出資金20億円、石炭鉱業特別対策費15億6444万余円、庁舎等特別取得費15億0480万余円、農業構造改善対策費13億8563万余円、港湾事業費12億7363万余円、防衛本庁12億5124万余円、住宅地区改良費12億2013万余円、土地改良事業費11億7757万余円、公立文教施設整備費補助11億3468万余円、施設整備費10億4692万余円、戦傷病者戦没者遺族等援護費10億4474万余円であり、また、不用となった額は188億5386万余円で、そのおもなものは、国産大豆等保護対策費21億7929万余円、国民年金国庫負担金19億7017万余円、国庫受入預託金利子12億7134万余円、国債費12億0520万余円、農産物等価格安定費10億円、国立学校6億5666万余円、防衛本庁6億5132万余円、税務官署5億5642万余円、治水事業費5億1769万余円である。

第2節　債権および債務

第1　債　　権

昭和37年度債権現在額総計算書における債権の年度末現在額は、次表のとおり

区　　分	37年度末現在額	36年度末現在額	差引増△減
	千円	千円	千円
歳　　入	372,316,233	373,628,684	△ 1,312,451
歳　入　外	5,168,749	4,949,615	219,134
積　立　金	679,728,450	610,246,724	69,481,726
国民年金印紙	5,453,105	6,333,257	△ 880,152
資　　金	2,444,020,004	2,001,936,116	442,083,887
計	3,506,686,543	2,997,094,398	509,592,144

であって、前年度末現在額に比べると5095億9214万余円の増加を示しており、そのおもな事由は、積立金において、簡易生命保険及郵便年金特別会計の公共団体貸付金債権および政府関係機関貸付金債権、資金において、一般会計の各税受入金債権、資金運用部特別会計の政府関係機関貸付金債権、地方公共団体貸付金債権、特別法人貸付金債権および電源開発株式会社貸付金債権が増加したためである。

年度末における債権現在額のおもなものを示すと、歳入において、一般会計の貸付金

等回収金収入1449億3594万余円、産業投資特別会計の運用金回収515億0404万余円、積立金において、簡易生命保険及郵便年金特別会計の公共団体貸付金債権3626億6192万余円、同特別会計の政府関係機関貸付金債権1981億2813万余円、同特別会計の契約者貸付金債権725億7029万余円、資金において、一般会計の各税受入金債権2120億2438万余円、資金運用部特別会計の政府関係機関貸付金債権1兆2066億6935万余円、同特別会計の地方公共団体貸付金債権6198億0563万余円、同特別会計の電源開発株式会社貸付金債権2267億4699万余円、同特別会計の特別法人貸付金債権1434億2133万余円である。

第2 債　　務

昭和37年度一般会計国の債務に関する計算書および各特別会計債務に関する計算書における債務の年度末現在額は、次表のとおり

種別	37年度末現在額 千円	36年度末現在額 千円	差引増△減 千円
予算総則で債務負担の限度額が定められているものにかかる債務負担額	3,491,189	4,018,166	△ 526,976
歳出予算の繰越債務負担額（過年度に属する経費にかかる債務を含む。）	37,238,742	31,242,054	5,996,687
保険給付の繰越債務額	68,992	155,310	△ 86,317
財政法第14条の2第1項の規定に基づく継続費による債務負担額	7,364,097	5,997,483	1,366,614
財政法第15条第1項の規定に基づく国庫債務負担行為	159,156,336	154,498,741	4,657,595
法律、条約等で債務総額が定められているものにかかる債務負担額（公債および借入金にかかるものを除く。）	394,861,001	241,163,495	153,697,506
公債	460,256,218	491,409,959	△ 31,153,740
内国債	414,675,175	437,656,418	△ 22,981,242
外国債	45,581,043	53,753,540	△ 8,172,497
英貨債	23,195,395 (23,011,305)	26,390,634 (26,181,185)	△ 3,195,238 (△ 3,169,879)

種別	37年度末現在額 千円	36年度末現在額 千円	差引増△減 千円
米貨債	22,358,828 (62,107,857)	27,257,024 (75,713,957)	△ 4,898,196 (△ 13,606,100)
仏貨債	26,818 (36,778)	105,881 (145,206)	△ 79,063 (△ 108,427)
借入金	151,545,272	149,044,364	2,500,907
邦貨借入金	113,847,065	111,309,456	2,537,609
外貨借入金（米貨）	37,698,206 (104,717,240)	37,734,908 (104,819,191)	△ 36,702 (△ 101,950)
短期証券	667,160,000	581,163,000	85,997,000
一時借入金	130,000	50,000	80,000
戦時納税貯蓄証書の発行に基づく債務負担額	586	590	△ 3
他会計への繰入未済金	47,690,451	48,275,232	△ 584,780
未納付益金	2,800,934	2,912,566	△ 111,631
保証債務（損失補償にかかる債務を含む。）	671,035,618	534,857,742	136,177,876
予算総則で債務負担の限度額が定められているものにかかる債務負担額	668,292,291	531,908,495	136,383,796
法律、条約等で保証債務総額が定められているものにかかる債務負担額	2,743,326	2,949,246	△ 205,920
計	2,602,799,443	2,244,788,707	358,010,735

備考　外国債および外貨借入金は邦貨換算額によるものであり、（　）内で当該外貨額を示し、その単位は、英貨についてはポンド、米貨についてはドル、仏貨については千フランである。

であって、前年度末現在額に比べると、法律、条約等で債務総額が定められているものにかかる債務負担額（公債および借入金にかかるものを除く。）、保証債務（損失補償にかかる債務を含む。）、短期証券等が増加を示し、公債等が減少を示している。

公債の年度中の増減のおもなものは、増においては借換発行したもの244億4280万円、国際開発協会に出資する通貨代用国庫債券として発行したもの21億7663万余円であり、減においては内国債を償還したもの506億2829万余円である。

また、借入金の年度中の増減のおもなものは、増においては資金運用部資金からの借入れ108億3621万余円、簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金からの借入れ20億円であり、減においては混同により消滅した旧連合国軍人等住宅公社借入金59億8000万円、資金運用部資金への償還38億6128万余円である。

第3節 国庫金、国有財産および物品

第1 国 庫 金

昭和38年3月末における日本銀行政府預金勘定残高は、前年同期に比べると次表のとおりである。

種別	38年3月末現在 千円	37年3月末現在 千円	差引増△減 千円
当座預金	370,948,893	401,478,256	△ 30,529,362
別口預金	9,701,532	9,495,030	206,501
指定預金	5,583,908	19,592,149	△ 14,008,241
小額紙幣引換準備預金	493	493	△ 0
計	386,234,827	430,565,930	△ 44,331,102

第2 国 有 財 産

昭和37年度国有財産増減及び現在額総計算書における年度末国有財産現在額は3兆4193億0473万余円であって、前年度末現在額3兆1963億9450万余円に比べると2229億1023万余円の増を示している。

これは、年度中における増加額が行政財産において3292億1983万余円、普通財産において1438億9078万余円計4731億1062万余円あり、他方、減少額が行政財産において2001億6894万余円、普通財産において500億3144万余円計2502億0039万余円あったためである。

いま、その増減事由のおもなものを示すと、所属替等によるもののほか、増においては出資1081億2165万余円、建物の新築292億6315万余円、航空機等の購入266億4634万余円、工作物の新設198億2020万余円、船舶等の新造189億5011万余円、船舶等の寄附119億8498万余円、工作物の増設87億7100万余円、立木竹の実査84億8425万余円、建物の増築58億3229万余円、立木竹の新植51億7910万余円であり、

減においては土地等の売払132億6014万余円、土地等の公共物へ編入62億0721万余円、出資金回収53億4349万余円である。

また、昭和37年度国有財産無償貸付状況総計算書における年度末無償貸付額は228億4323万余円であって、前年度末現在額191億0339万余円に比べると37億3983万余円の増を示している。

第3 物 品

昭和37年度物品増減及び現在額総計算書における物品の年度末現在額は2882億3536万余円であって、前年度末現在額2517億3930万余円に比べると364億9605万余円の増を示している。

これは、年度中における増加額が968億4014万余円あり、他方、減少額が603億4409万余円あったためで、増のうち492億3087万余円は譲受によるもの、25億8888万余円は借受によるもので、減のうち67億5398万余円は譲渡によるもの、26億0655万余円は返還によるものである。

第4節 政府関係機関その他の団体

会計検査院法その他の法律によって会計の検査を行なったものは、政府関係機関13、国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計および法律によりとくに会計検査院の検査に付するものと定められた会計61（閉鎖機関に指定されまたは解散して清算中のもの12を含む。）のほか、国から国庫補助を受けている都道府県、市町村、各種組合等の会計である。

第5節 不 当 事 項

昭和37年12月から38年11月までの間に、国および政府関係機関等の歳入、歳出等

に関する計算書および証拠書類を検査したものは19万8千余冊、5363万余枚である。

会計検査に伴い関係者に対し質問を発したものは9千余件である。

このようにして検査した結果、ここに不当事項として記載するものを所管別、政府関係機関別にあげると次表のとおり合計651件である。

所管または政府関係機関	租税	工事	物件	役務	保険	補助金	不正行為	その他	計
	件	件	件	件	件	件	件	件	件
総理府		1	4			3			8
大蔵省	200		2						202
文部省						6		4	10
厚生省					3	11			14
農林省		3	8		30	249			290
通商産業省					1	15			16
運輸省						5	1		6
郵政省		1	1				6		8
労働省					2	14			16
建設省		6				61	1		68
日本国有鉄道		5	1	1			1	2	10
日本電信電話公社		1	2						3
合計	200	17	18	1	36	364	9	6	651

備考　件数は本検査報告の番号の数による。

これらの不当事項をその態様別にみると、

租税収入で徴収決定が漏れていたり、その決定額が正当額をこえていたもの　200件　421百万円

工事費、物品購入代金の積算にあたり処置適切を欠いたため契約額が高価に過ぎたり、または物件売渡代金等が低額に過ぎたと認めたもの　17件　54百万円

上記のほか、工事の施行、物件の購入などにあたり計画等が適切を欠いたため経費の使用が不経済となっていると認めたもの　9件　42百万円

工事の施行または物品の購入にあたり検収処置が適切でなかったなどのため支払いが過大となっているもの　7件　15百万円

保険金の支払いが適切を欠いたり、保険料等の徴収額が不足したりなどしているもの　36件　316百万円

補助金で交付額が適正を欠いているため返納または減額を要するもの　361件　263百万円

災害復旧事業に対する早期検査の結果補助金の減額を要するもの　3件　1,006百万円

職員の不正行為により国または政府関係機関に損害を与えたもの　9件　15百万円

用地の買収または損失補償にあたり処置当を得ないと認めたもの　2件　315百万円

その他　7件　40百万円

となっている。

検査の結果、予算の執行についてとくに留意を要すると認められるのは次の諸点で、これらについては従前から注意を喚起してきたところであるが、なおその改善に一層の努力が必要と認められる。

補助金の経理については、補助の対象となる工事の監督および検査が十分でなかったため、その施行が不良となり工事の効果を著しく減殺していたり、設計に対して工事の出来高が不足したりしているものなどが依然として多数に上っており、また、災害復旧工事の完成前にその査定の内容を検査して工事費を減額是正させたものも少なくない。

工事の施行、物件の調達等については、予定価格の積算が適正でなかったなどのため不経済な結果となったものが依然として多数ある。すなわち、工事の施行については、計画等が実情にそわないため不経済となっているもの、工事費の積算が適切でなかったためひいて契約額が高価となったと認められるもの、工事の出来形が設計と相違しているのにそのまましゅん功検査を了しているものが少なくない。物件の調達については、契約にあたって必要量、仕様等に十分な検討を加えなかったため不経済な結果をきたしているもの、予定価格の積算が適切でなかったためひいて契約額が高価となったと認められるものなどがあり、また、国有財産の管理については、土地を無断で使用されているもの、土地の貸付料が時価に比べて低廉となっているものなどがある。

国が特別会計を設けて経営する保険事業についても、依然として、健康保険、厚生年金保険、船員保険または労働者災害補償保険の保険料等の徴収不足をきたしているものや、健康保険、失業保険等の保険金または漁船再保険の再保険金の給付が適切でないものや、農業共済再保険において農業共済組合の共済金の経理に適切を欠くものが見受けられる。

また、職員が不正行為によって国に損害を与えている事態については、関係職員が繰替払現金をほしいままに領得したり、債権者に小切手を交付しないでこれを現金化し領得したりしているなどの事例が跡を絶たない状況である。

第6節　是正改善の処置を要求しまたは改善の意見を表示した事項

第5節に記載した不当事項のほか、検査の結果、会計検査院法第34条または第36条の規定に基づき、主務大臣等の責任者に対し不当と認めた事項につき是正改善の処置を要求し、または法令、制度もしくは行政に関して改善の意見を表示したものが11件ある。その内訳は、国の機関については、陸上、海上、航空各自衛隊間における共通器材

の融通および調達の調整に関するもの、刑務作業における契約賃金等の決定に関するもの、海外移住者受入事業の補助金経理に関するもの、都道府県の事務費に対する補助金経理に関するもの、消費者米価の値上げに伴う販売業者の差益に関するもの、国有林野事業特別会計に所属する国有財産の管理に関するものならびに道路整備、治水両特別会計の経理および直轄公共事業に対する都府県等の負担金に関するものの7件で、政府関係機関その他の団体については、日本国有鉄道の購入資材の規格に関するものおよび連絡運輸に伴う貨車使用料に関するもの、日本道路公団の道路建設工事の予定価格の積算に関するものならびに雇用促進事業団の会計経理事務の適正な執行に関するものの4件である。

第2章 国の会計

第1節 決算の検査確認

第1 一般会計

	決算額 円	左のうち未確認額 円
歳入	2,947,622,913,179	
歳出	2,556,617,186,098	26,240,682,914

上記決算額は、未確認額を除いてこれを検査確認した。未確認額の内訳は

事由	歳出 円
前金払の精算未了	6,467,764,679
概算払の精算未了	19,772,918,235
計	26,240,682,914

であり、その各科目の金額は付表第1のとおりである。

第2 特別会計

所管および会計名	決算額 歳入 円	決算額 歳出 円
大蔵省		
造幣局	3,738,126,931	3,975,343,985
印刷局	10,560,889,321	11,561,374,402
資金運用部	171,876,793,503	165,095,840,860
国債整理基金	474,146,701,918	418,506,736,621
貴金属	665,134,305	199,603,301
外国為替資金	15,617,880,470	13,472,075,438
産業投資	67,299,428,769	63,405,021,802
経済援助資金	1,011,835,315	950,000,000

所管および会計名	決算額 歳入 円	決算額 歳出 円
余剰農産物資金融通	4,409,714,687	3,067,202,766
賠償等特殊債務処理	45,216,164,952	26,412,504,985
国有財産特殊整理資金	275,961,033	
大蔵省及び自治省		
交付税及び譲与税配付金	528,907,241,533	518,259,366,367
厚生省		
厚生保険		
健康勘定	142,795,077,214	142,629,579,609
日雇健康勘定	10,108,849,919	10,090,155,579
年金勘定	164,234,834,366	15,074,330,800
業務勘定	9,065,676,281	8,220,487,254
船員保険	12,711,792,907	8,461,941,683
国立病院	18,301,656,003	17,625,939,108
あへん	444,140,707	330,318,715
国民年金		
国民年金勘定	34,173,595,417	155,259,684
福祉年金勘定	34,631,722,308	31,165,038,672
業務勘定	26,209,936,354	25,700,538,402
農林省		
食糧管理		
国内米管理勘定	837,760,207,527	833,339,283,461
国内麦管理勘定	93,736,963,138	92,525,787,887
輸入食糧管理勘定	82,490,036,624	81,175,898,007
農産物等安定勘定	45,833,216,133	44,090,487,869
業務勘定	23,670,390,288	23,567,576,611
調整勘定	693,016,551,954	693,016,551,954
農業共済再保険		
再保険金支払基金勘定	3,039,867,010	0
農業勘定	10,466,604,888	7,243,193,928

所管および会計名	決算額 歳入 円	歳出 円
家畜勘定	2,127,562,271	1,672,155,729
業務勘定	134,180,491	131,922,541
森林保険	947,684,223	293,333,678
漁船再保険		
普通保険勘定	4,345,554,290	2,456,416,836
特殊保険勘定	249,075,287	228,257,285
給与保険勘定	35,079,547	27,327,778
業務勘定	41,678,584	41,667,108
自作農創設特別措置	2,119,172,095	1,316,510,393
開拓者資金融通	4,894,887,674	4,731,119,016
国有林野事業		
国有林野事業勘定	78,529,530,524	80,735,589,599
治山勘定	8,961,973,962	8,891,571,609
糸価安定	4,631,955,344	27,564,101
中小漁業融資保証保険	767,090,782	174,861,260
特定土地改良工事	20,892,015,080	20,394,032,948
通商産業省		
アルコール専売事業	5,031,350,797	4,231,415,061
輸出保険	12,398,320,524	1,678,740,267
特定物資納付金処理	3,648,694,050	3,082,456,864
機械類賦払信用保険	683,605,537	91,573,511
運輸省		
木船再保険	297,656,439	144,061,869
自動車損害賠償責任再保険		
保険勘定	7,319,718,881	4,273,117,086
保障勘定	459,502,800	197,788,402
業務勘定	72,527,815	68,842,711
港湾整備		
港湾整備勘定	29,076,236,614	27,890,955,852
特定港湾施設工事勘定	5,853,132,166	5,547,292,975

所管および会計名	決算額 歳入 円	歳出 円
郵政省		
郵政事業	256,123,208,501	255,375,469,533
郵便貯金	91,657,914,190	87,606,253,896
簡易生命保険及郵便年金		
保険勘定	221,450,947,563	90,569,276,509
年金勘定	2,877,598,214	1,363,728,985
労働省		
労働者災害補償保険	73,933,391,243	45,240,485,370
失業保険	96,458,168,752	83,562,858,834
建設省		
道路整備	214,372,393,139	212,331,147,740
治水		
治水勘定	63,449,976,755	62,348,876,879
特定多目的ダム建設工事勘定	18,156,930,898	17,571,985,017
計	4,798,415,706,807	4,283,616,096,992

上記各特別会計決算額は、これを検査確認した。

第3　昭和36年度以前の未確認額の検査確認

昭和36年度以前の一般会計および各特別会計の歳入歳出決算のうちの未確認額でなお検査確認するにいたらないものは、付表第2および第3のとおり合計19,720,375,232円であって、その他のものはこれを検査確認した。

第2節　国税収納金整理資金受払計算書の検査完了

第1　国税収納金整理資金

	受払額 円	左のうち検査未完了額 円
受入収納済額	2,220,135,837,379	15,245,640

		受払額	左のうち検査未完了額
		円	円
支払	支払命令済額	40,654,206,969	
	歳入組入額	2,174,033,181,151	

上記受払額は、検査未完了額を除いてこれを検査完了した。検査未完了額の内訳は

事由	受入
	円
質問に対する回答未済	15,245,640

であり、その科目の金額は付表第4のとおりである。

第2 昭和36年度の検査未完了額の検査完了

昭和36年度の国税収納金整理資金受払額のうち、検査未完了額についてはその後全部検査を完了した。

第3節 農業近代化助成資金の増減及び現在額計算書の検査完了

	円
昭和36年度末資金現在額	3,045,931,482
37年度資金増	5,569,695,225
37年度資金減	366,950,544
37年度末資金現在額	8,248,676,163

上記増減および現在額は、これを検査完了した。

第4節 決算額と日本銀行証明額との対照

第1 一般会計

決算額と日本銀行証明額とを対照した結果、歳入において次表のとおり不符合がある。

歳入決算額	日本銀行証明額	決算額に対する日本銀行証明額の差減
円	円	円
2,947,622,913,179	2,947,617,962,791	4,950,388

上記は、

出納整理期限までに日本銀行に払込未済のもの	4,943,835円
37年度歳入を38年度歳入として誤納したもの	10,293円

があったため、日本銀行証明額は決算額に対し4,954,128円減となっているが、他方、

旧臨時軍事費特別会計所属の歳入金を37年度歳入として払い込んだもの	3,740円

があったため、日本銀行証明額は決算額に対し3,740円増となっている結果、差引き前記のとおり4,950,388円の差減を生じたものである。

第2 特別会計

決算額と日本銀行証明額とを対照した結果、歳入において次表のとおり不符合がある。

所管および会計名	歳入決算額	日本銀行証明額	決算額に対する日本銀行証明額の差増	事由
	円	円	円	
農林省				
国有林野事業	87,491,504,486	87,497,700,023	6,195,537	出納整理期限までに日本銀行に払込未済のもの △20,863,221円 前年度において出納整理期限までに払込未済であったものを37年度において払い込んだもの 27,058,758円

なお、郵政事業特別会計では、他の会計と異なり、その歳入歳出を日本銀行において歳入または歳出として取り扱わないものがあるため、決算額と日本銀行証明額とは符合していない。

第5節 予備費の支出に対する国会の承諾

昭和37、38両年度における予備費使用決定額で国会の承諾を受ける手続きをとっていないものは、38年11月30日現在で次表のとおりである。

1. 37年度分

（1）一般会計

所管	使用決定額 千円
裁判所	53,679
会計検査院	16,850
内閣	3,000
総理府	227,002
法務省	602,926
文部省	33,833
厚生省	126,384
農林省	1,104,917
通商産業省	50,523
運輸省	361,949
郵政省	17,641
労働省	64,850
建設省	4,238,077
自治省	45,749
計	6,947,380

（2） 特別会計

所管	会計名	使用決定額 千円
大蔵省	資金運用部	17,729
厚生省	厚生保険	
	健康勘定	4,909,986
	国立病院	50,000
	あへん	6,529
	国民年金	
	国民年金勘定	27,000
農林省	食糧管理	
	国内麦管理勘定	680,000
	輸入食糧管理勘定	800,000
	森林保険	47,357
	漁船再保険	
	普通保険勘定	587,655
	特殊保険勘定	62,584
	業務勘定	835
	開拓者資金融通	4,249
	国有林野事業	
	国有林野事業勘定	2,991,524
通商産業省	輸出保険	248,000
郵政省	郵政事業	595,500
	郵便貯金	1,588,085
労働省	労働者災害補償保険	113,847
	失業保険	7,936,342
計		20,667,222

2. 38 年度分

（1） 一般会計

所管	使用決定額 千円
皇室費	4,985
裁判所	25,424
内閣	66,872
総理府	93,461
法務省	86,790
大蔵省	4,119
文部省	620,020
厚生省	1,980,295

所管	使用決定額 千円
農林省	3,716,160
運輸省	452,163
建設省	4,688,126
自治省	3,893,270
計	15,631,685

（2） 特別会計

所管	会計名	使用決定額 千円
農林省	食糧管理	
	国内麦管理勘定	2,047,097
	輸入食糧管理勘定	14,900,000
	農業共済再保険	
	農業勘定	4,085,175
	森林保険	3,694
	国有林野事業	
	治山勘定	1,732
	特定土地改良工事	56,034
通商産業省	機械類賦払信用保険	150,000
運輸省	港湾整備	
	港湾整備勘定	113,000
労働省	失業保険	26,000
建設省	道路整備	787,050
	治水	
	治水勘定	570,791
計		22,740,573

第6節　各所管別の事項

第1　総　理　府

(北海道開発庁)

不　当　事　項

工　　事

（1）直轄工事の施行が不良なもの

(建設省)（治水特別会計）（治水勘定）（項)北海道河川事業費

北海道開発局札幌開発建設部で、昭和37年7月、指名競争後の随意契約により株式会社中島組に26,686,946円で請け負わせ施行した石狩川改修工事の内千歳川筋右岸南幌町地内西17号樋門新設工事は、12月、設計どおりしゅん功したものとして検収を了しているが、水路のブロック張り護岸を設計と相違して施行したため、その強度が設計に比べて著しく低下していると認められる。

本件工事は、石狩川の支川千歳川右岸の樋門1箇所を新設するもので、うち樋門本体に接続するのみ口、吐口の水路および落差工の護岸延長128メートルは、設計書および図面によると、左右両法面および水路底部2,711平米の基礎に厚さ10センチメートルまたは30センチメートル総量214立米の切込砂利を施行し、コンクリートブロック16,945個を鉄線で連結し三面張りすることとなっているのに、実際は左右両法面1,376平米(工事費2,533,000円)については、基礎の切込砂利137立米が全く施行されていないためブロック法面の大部分は著しく不陸となっており、また、ブロックのなかには破損しているものが約290個あり、設計に比べてブロック張り護岸の強度が著しく低下しているものと認められる。

本件に対しては、請負人の負担において工事費135万余円で、ブロック張り護岸左右両法面の基礎切込砂利を施行し、破損ブロックを新品と取り替え、全面にわたり不陸直しした旨の報告があった。

(防　衛　庁)

不　当　事　項

物　　件　(2)—(5)

（2）木船用塗料の購入にあたり従来の消費実績を考慮しなかったため不経済となっているもの

(一般会計）（組織)防衛本庁　(項)防衛本庁

防衛庁調達実施本部で、海上幕僚監部の要求により、昭和37年7月、指名競争後の随意契約により藤倉化成株式会社からエナメルフタル酸樹脂灰色（木部下塗用）9,900リットルを2,494,800円で購入しているが、在庫状況、従来の消費実績等からみて購入の必要はなかったものと認められる。

本件塗料は、木船の維持保存のため塗別線以上の外げん等の木部に下塗りするため使用するもので、購入量は海上幕僚監部で37年度から試行することとした消費基準量改正案による所要量に実績使用量を考慮して決定したとしているが、実際の調達要求は、海上自衛隊横須賀補給所納めとした7,560リットルについては消費基準量改正案により、同自衛隊佐世保ほか2補給所納めとした2,340リットルについては35年度に定めた消費基準量によって所要量を算定したものである。

しかしながら、同自衛隊横須賀地方総監部における受払状況をみると、

36年度　繰越受け　260リットル　調達量2,700リットル　消費量648リットル

37年度　繰越受け2,312リットル　調達量7,560リットル　消費量514リットル

で、38年度への繰越しは9,358リットルとなっており、消費実績の多い36年度に比べても14.4年分の在庫となり、また、全総監部の受払状況をみても、

36年度　繰越受け1,210リットル　調達量6,750リットル　消費量1,309リットル

37年度　繰越受け6,651リットル　調達量9,900リットル　消費量2,093リットル

で、38年度への繰越しは14,458リットルとなっており、37年度消費量に比べて6.9年分の在庫となる状況である。

しかして、35年度に定めた基準量は35年度当初まで使用していた油性塗料の資料を勘案して作成したものであり、改正案は年1回の外部甲板、船内各部等までも含めた塗装を行なうための所要量にその10％を補修用として加算のうえ算定したものであるというが、上記消費基準量および同改正案による下塗り塗装の実施は在来塗膜の除去が困難であることなどのため実際には施行されておらず、これが今までの消費実績として現われているものと認められ、とくに本件塗料のようにその特性上長期間保存すれば性能の劣化をきたすものの購入にあたっては消費の実績を考慮すべきであるのに、このような実情を考慮しないで漫然と従来の基準およびそれ以上過大な量を定めた改正案により購入したのはその処置当を得ない。

（3）遊休物品を活用しなかったため不経済となっているもの

（一般会計）（組織）防衛本庁　（項）防衛本庁

防衛庁調達実施本部で、海上幕僚監部の要求により、昭和37年2月および7月、指名競争契約および指名競争後の随意契約により飯野重工業株式会社および株式会社石川製作所に訓練用爆雷28個の製造を単価153,700円および153.000円総額4,293,800円で請け負わせているが、遊休となっている構成部品の活用を考慮しなかったため約190万円が不経済となっている。

本件訓練用爆雷は、缶体、擬製発火装置、擬製伸張器等からなっており、実爆雷MK—9型と同等の形状、機能を有する57式爆雷1型を擬製して、外径、寸法、形

状および重量等は同等に製造されているもので、本件訓練用爆雷の擬製発火装置および擬製伸張器は缶体への着脱訓練および深度調定訓練に用いるものである。しかして、海上自衛隊横須賀、佐世保両補給所においては、36年6月までに各艦艇から機能不良のため返納された実爆雷MK—9型の発火装置83個、伸張器57個を修理不能品として保管しており、訓練用爆雷の発火装置および伸張器は着脱等の訓練に用いるだけのものであるから、これら修理不能品として遊休している部品はそのまま訓練用爆雷に使用することができるものであり、その活用をはかるべきであったと認められる。

いま、仮に本件訓練用爆雷の調達にあたりこのような処置をとったとすれば、1個当り85,260円総額2,387,280円で足り、約190万円を節減することができたものと認められる。

（4）検収処置当を得ないため不良品をそのまま受け入れているもの

（一般会計）（組織）防衛本庁　（項）防衛本庁

航空自衛隊第1補給処東京支処で、昭和38年2月、指名競争契約によりアンドカード工業株式会社から鋼製カード整理箱台250組を4,950,000円で購入しているが、納入品が不良品であったのにそのまま受け入れているものがある。

本件整理箱台は、デスクプレート1台と鋼製キャビネット2台により構成され、物品管理記録カードを格納するもので、38年3月、検査の担当者が製造工場で製品につき所定の検査を行ない、また、航空自衛隊第1補給処で受領検査を行なって合格としたものであるが、5月、会計実地検査の際同補給処に在庫していたこん包の外装がぬれていたので調査したところ、各箇所にわたって塗装がはく離し一部にさびが生じているばかりでなく、たな板後縁が取り付けてない状態で仕様書と相違していると認められた。

本件購入品は、むしろと木わくでこん包のうえ貨車輸送により納入されたもので、

到着の際すでに湿潤状態にあったのであるから、受領検査にあたってはこん包のぬれている状況からみて開こんのうえ検査を行なうべきであったと認められるのに、その処置をとらず全数良品として受け入れたのはその処置当を得ない。

なお、本件に対しては、受注者の負担において185万余円で手直しを行なった旨の報告があった。

(5) 輸入品の購入にあたり処置当を得ないもの

(一般会計) (組織)防衛本庁 (項)防衛本庁

防衛庁防衛大学校で、昭和37年12月、随意契約により日綿実業株式会社東京支社からレフレクティング・モノクロメーター一式を1,913,000円で購入しているが、年度内に納入されないのに納入されたこととして38年4月代金を支出し、また、契約条項に定めるC&F価格の調査検討を怠ったなどのため886,145円が過払いとなっている。

本装置は、カール・ツアイス・イエナ社製万能分光光度計の構成品で、契約においては、納期を38年3月30日とし、また、その価額については、C&F価格を証明する証拠書類を提出させ、これに変動があった場合は減額して代金を支払うこととしているものである。しかして、本品が実際に納入されたのは6月であり、なお74,231円相当の部品が不足しているのに、年度内の3月に完納されたものとして、4月、契約代金全額の小切手を振り出し、7月、これを相手方に交付しているものであるが、納入分のC&F価格が契約価格に比べて低価であったため、811,914円の差減を生じており、これに上記未納分を加えると、結局、886,145円の過払いをきたしたものでその処置当を得ない。

なお、上記過払額については、本院の注意により38年10月その全額を返納させた旨の報告があった。

補助金

(6)(8) 国庫補助金の経理当を得ないもの

(一般会計) (組織)防衛本庁 (項)航空機騒音対策費
(組織)防衛施設庁 (項)施設提供等諸費

1 教育施設等騒音防止対策工事費補助金の交付にあたり処置当を得ないもの

(6)(7) 駐留軍または自衛隊の航空基地周辺にある学校教育施設の騒音防止対策として、当該教育施設の設置者が現存の木造施設を鉄筋コンクリート造りに改築する場合には、その改築に要する工事費から、同改築がないと仮定した場合に、将来、現存木造施設の耐用年数経過に伴う改築の際設置者が負担すべき額(以下「負担金」という。)を所定の算式により算定して控除し、さらに、鉄筋コンクリート造りに改築する際解体施設から生ずる発生材評価格を控除した金額についてその全額を補助するものであるが、昭和37年度において交付した補助金につき、その算定の適否を検査したところ、控除額算定基礎の確認を誤ったため控除額が過少となり、ひいて補助金が過大に交付されていて返納を要するものが、次表のとおり2件1,582,757円ある。

	庁名	事業名	事業主体	国庫補助金交付済額	国庫補助金交付済額中返納を要する額
				円	円
(6)	仙台防衛施設局	三沢市立三沢小学校防音事業	三沢市	48,873,158	1,369,329

控除額の算定にあたり、現存校舎の建築年月を昭和15年12月とし、将来耐用年数を18.5年、経過年数を21.5年として、負担金を2,486,692円、発生材評価格を1,308,824円計3,795,516円としているが、実際の建築年月は大正15年12月、昭和12年12月および同27年6月であるから、平均将来耐用年数は9.15年、経過年数は10年から35.5年であり、算式によれば、負担金は将来耐用年数の短いほど多額となり、また、発生材評価格は経過年数の長いほど少額となるので、負担金は4,296,414円、発生材評価格は868,431円計5,164,845円となり、補助金1,369,329円が過大となっている。

(7)	名古屋防衛施設局	小松市立女子高等学校防音事業	小松市	49,786,756	213,428

控除額の算定にあたり、現存校舎の耐用年数経過に伴う改築に要する工事費を誤って小、中学校校舎の坪当り建築単価32,000円を適用して計算し、負担金を5,691,568円と

庁名	事業名	事業主体	国庫補助金交付済額	国庫補助金交付済額中返納を要する額
			円	円
		しているが、高等学校校舎の建築単価33,500円を適用すべきものと認められ、これによれば負担金は5,904,996円となり、補助金213,428円が過大となっている。		
計			98,659,914	1,582,757

2　特別損失防止対策工事の施行が不良なため補助の目的を達していないもの

（8）　大阪防衛施設局で、昭和37年12月および38年4月、滋賀県に対し、饗庭野演習場周辺第3次防災工事D地区第8工区茶屋谷川砂防工事補助金として3,519,000円を交付しているが、うちえん堤工事（工事費2,387,000円）は施行が不良なため補助の目的を達していない。

本件補助金は、同演習場から流出する土砂を阻止するため茶屋谷川に延長33メートル、高さ6.5メートルのえん堤および副堤、水たたき、護岸側壁を施行する工事費の全額を補助したものである。

しかして、えん堤495立米は配合比1：3：6のコンクリートで施行したものであるが、コンクリートの練混ぜ、つき固めが不十分であり、また、冬期間の施行であるにもかかわらず養生も不十分であったため、表層30センチメートルの部分を除き、堤体内の上部はコンクリートが凍結し、軽石状を呈し、下部は骨材が分離しほとんど凝結していない状況であって、えん堤としての強度が著しく低下し補助の目的を達していない。

第2　大　蔵　省

不当事項

租　税

（9）
（208）　**租税の徴収過不足をきたしたもの**

（一般会計）　国税収納金整理資金

租税の徴収過不足をきたしていたものについて会計検査の結果是正させたものが、過不足の税額1事項10万円以上のもので集計すると横浜税関、室蘭税関支署、鶴見ほか2税関出張所および麹町ほか191税務署において964事項徴収不足411,780,145円、徴収過9,771,630円あるが、これを税目別に示すと次のとおり

（1）	源泉所得税	徴収不足	63事項	18,928,525円
（2）	申告所得税	徴収不足	396事項	185,251,140円
（3）	法人税	徴収不足	464事項	202,797,740円
		徴収過	22事項	9,771,630円
（4）	その他	徴収不足	19事項	4,802,740円

であり、うち税額1事項50万円以上のものをあげると別表第1のとおり200件徴収不足225,454,371円、徴収過5,950,430円である。

これらの過誤のおもなものは、源泉所得税においては配当、賞与の性質を有する給与、申告所得税においては譲渡所得、雑所得、不動産所得、法人税においては交際費、貸倒準備金、減価償却、受入利益配当等の益金不算入、退職給与引当金に関するもので、とくに申告所得税においては譲渡所得に関するものが303事項、また、法人税においては交際費に関するものが136事項の多数に上っている。これらは主として法令の適用を誤ったこと、取引関係等の調査が十分でなかったこと、課税資料についての通報連絡または活用が適確でなかったことによるものである。

物　　件

(209)
(210)

土地の売渡価額が低廉と認められるもの

(一般会計)　(部)政府資産整理収入　(款)国有財産処分収入　(項)国有財産売払収入

関東財務局ほか1箇所で、土地の売渡しにあたり、売渡価格の評定が適切でなかったため売渡価額が低額となっていると認められるものが次のとおりある。

(209)　関東財務局で、昭和37年5月、随意契約により宮田某に東京都港区芝公園11号地所在の元増上寺境内地の土地11.27坪を695,600円で売り渡しているが、売渡価格の評定が適切でなかったため、売渡価額が約60万円低額となっていると認められる。

本件売渡価格の評定内容についてみると、相続税課税標準価格を基とした価格坪当り282,917円、固定資産税課税標準価格を基とした価格坪当り183,315円および売買実例を基とした価格として36年7月における近傍地の売買実例価格坪当り166,000円を時点修正等により修正した坪当り178,359円の三者を平均した214,864円を基準価格とし、これから本件土地は盲地であるとして奥行逓減相当12％、公道に出るまでの通路買収費相当29％計41％を利用効率減として控除した坪当り価格126,770円から、借地権相当額として50％を控除して算定評価格を坪当り63,385円と算出し、さらに、民間精通者の鑑定評価格に相当するものとして36年12月に近傍地を売り渡した際の財団法人日本不動産研究所の坪当り鑑定評価格39,990円を時点修正等により修正した価格60,054円を採用し、これと前記63,385円とを再平均して、坪当り売渡価格61,720円総額695,600円と評定しているものである。

しかしながら、

(ア)　前記売買実例価格について調査したところ、実際は、売買契約の時期は35年7月、売買価格は坪当り346,750円であり、当局の採用した売買年月および売買価格は事実と相違しているから、売買実例として採用したことは適当と認められない。

(イ)　本件土地は一般の盲地とは事情を異にし、公道に面した隣接地19.91坪は、同財務局において25年8月に本件売渡地の買受人である宮田某に109,505円(坪当り5,500円)で売り渡したもので、同人は21年6月以降本件売渡地とこの隣接地とを一体として利用している状況であるから、本件土地について利用効率として奥行逓減相当12％を減額することはやむを得ないとしても、公道に出るまでの通路買収費相当29％を控除する要はなかったものと認められる。

(ウ)　民間精通者の鑑定評価格に相当するものとして採用した前記坪当り60,054円の計算の基礎となった財団法人日本不動産研究所の鑑定評価格は、36年12月に同財務局において近傍地を売り渡した際の評価にあたり徴した鑑定評価格の一つであるが、その際は前記財団法人日本不動産研究所の鑑定評価格坪当り39,990円のほか安田信託銀行株式会社からも鑑定評価格坪当り77,100円を徴して両者の鑑定評価格を平均した坪当り58,545円を採用していたが、本件売渡地の評価にあたっては、この平均価格を時点修正等により修正した価格が前記算定評価格坪当り63,385円を著しく上回ることとなったため、この平均価格によることなく財団法人日本不動産研究所の鑑定評価格だけを基礎として計算したものである。しかしながら、算定評価格の算出にあたって上記(ア)、(イ)のような不適当な方法によらなかったとすれば、算定評価格は相当高額となるので、鑑定評価格に相当するものを計算する基礎として採用する価格は上記両者の鑑定評価格の平均額58,545円が適当であったと認められる。

いま、仮に売買実例価格についてはこれを採用することなく、利用効率としては奥行逓減相当として12％だけを控除し、また、民間精通者の鑑定評価格に相当するものとして財団法人日本不動産研究所および安田信託銀行株式会社の平均鑑定評価格を

基礎とした価格を採用し、当局の評定方式にならって売渡価格を算定すると、坪当り116,851円総額1,316,910円となり、本件売渡価額695,600円はこれに比べて約60万円低額となる計算である。

(210)　関東財務局立川出張所で、昭和37年6月、随意契約により鈴木某に東京都北多摩郡小平町所在の元陸軍国分寺技術研究所の土地118.06坪および建物2むね30坪を1,476,200円(うち土地代1,086,200円)で売り渡しているが、売渡価格の評定が適切でなかったため、売渡価額が約100万円低額となっていると認められる。

本件土地の売渡価格坪当り9,200円の評定にあたっては、相続税課税標準価格を相続税修正率0.7で除した12,069円と固定資産税課税標準価格に固定資産税修正率8を乗じた7,290円との平均9,680円を算定評価格とし、民間精通者の鑑定評価格としては、本件売渡に際し徴した財団法人日本不動産研究所の鑑定評価格18,000円、三菱信託銀行株式会社の鑑定評価格8,000円はいずれも適当でないとしてこれを排除して、36年2月に隣接地を売り渡す際に使用した鑑定評価格三井不動産株式会社の6,500円と三菱信託銀行株式会社の6,000円とを時点修正したものの平均9,613円を採用して、これと算定評価格とを再平均した9,647円から建物があるための利用効率減5%を控除して坪当り単価9,200円としているが、その評定内容についてみると、

(ア)　相続税、固定資産税の課税標準価格から時価を算出するにあたり使用する修正率の決定にあたって、相続税修正率については、管財局通達に0.7以下と規定されているのに、なんらの検討を加えることもなく最高値である0.7を採用し、また、固定資産税修正率についても、通達で売買実例価格等から算出した時価と課税価格とを対比して決定するように規定されているのに、単に小平町から口頭で聴取した倍率8を修正率として採用したため、いずれも修正率が実情にそわないと認められるもので、いま、本件近傍地の36年中の売買実例約40例から算定すると、相続税修正率は0.48程度、固定資産税修正率は17程度となるから、これにより計算すると相続税課税標準価格を基とした価格は18,077円、固定資産税課税標準価格を基とした価格は18,016円となる。

(イ)　売買実例価格は付近に適当なものがないとして採用していないが、道路をはさんだ向い側の農地10,338.67坪を36年3月に某会社が坪当り14,000円で購入したものがあり、これを時点修正すると19,377円となる。

(ウ)　当局が採用した三井不動産株式会社および三菱信託銀行株式会社の鑑定評価格は、造成費、整地費を要するため本件土地と同一条件にあるとは認められない隣接地につき徴したものであるから、これを採用することは適当でなく、他方、上記(ア)、(イ)により計算した算定評価格は17,566円となり、本件土地について徴した鑑定評価格のうち三菱信託銀行株式会社の鑑定評価格8,000円はこれと開差が大であるから排除し、財団法人日本不動産研究所の18,000円を鑑定評価格として採用すべきであったと認められる。

いま、仮に本院の見解に基づいて計算すると、売渡価格は坪当り17,790円、総額2,100,300円となるもので、当局の売渡価額1,086,200円はこれに比べて約100万円低額となる計算である。

第3 文部省

不当事項

補助金

(211)
(216)

国庫補助金等の経理当を得ないもの

(一般会計) (組織)文部本省 (項)産業教育振興費 (項)私立学校助成費 (項)公立文教施設整備費補助

昭和37年度において都道府県、市町村等が事業主体となって施行した産業教育振興、私立学校助成および公立文教施設整備に対する国庫補助金または国庫負担金(以下「国庫補助金」という。)の経理に関し、38年中、宮城ほか16都県管内の2,816事業のうち817事業について検査したところ、事業量が交付決定の内容に比べて不足しているもの、補助の対象とは認められない事業に対して補助金を交付しているものなどがあり、これら不当経理のうち1事項の国庫補助金10万円以上のものをあげると次表のとおり6件1,719,066円である。

(1) 産業教育振興費

県名	事業名	事業主体	学校名	補助対象事業費	左に対する国庫補助金	不当事業費	左に対する国庫補助金相当額
				円	円	円	円
(211) 福島県	高等学校産業教育施設費にかかる事業	学校法人石山学園	福島県若松第一高等学校	5,909,640	2,179,000	1,205,128	408,919
	工業課程の補助対象施設142坪を新築したとしているが、補助対象施設と認められるものは113坪にすぎない。						
(212) 長野県	高等学校産業教育設備費にかかる事業	長野県	岡谷工業高等学校	1,560,000	520,000	420,000	140,000
	工業課程の補助対象設備のうち4フィート旋盤420,000円は購入の事実がない。						
計				7,469,640	2,699,000	1,625,128	548,919

(2) 私立学校助成費

県名	事業名	事業主体	学校名	補助対象事業費	左に対する国庫補助金	不当事業費	左に対する国庫補助金相当額
				円	円	円	円
(213) 宮城県	私立大学研究設備購入事業	学校法人東北学院	東北学院大学	15,296,640	7,560,000	360,000	171,250
	補助対象設備のうちルーテル作品集(マイクロフィルム)360,000円は購入の事実がない。						
(214) 福岡県	私立大学等理科特別助成補助事業	学校法人福岡大学	福岡大学	30,939,795	19,155,000	334,595	167,297
	補助対象設備のうち浸せん剤器ほか15品目は1,580,800円で購入したとしているが、実際は1,246,205円で購入している。						
計				46,236,435	26,715,000	394,595	338,547

(3) 公立文教施設整備費補助

県名	事業名	事業主体	学校名	補助対象事業費	左に対する国庫補助金	不当事業費	左に対する国庫補助金相当額
				円	円	円	円
(215) 山形県	公立義務教育諸学校危険建物の改築事業	北村山郡大石田町	横山小学校	1,749,800	583,200	1,749,800	583,200
	校舎として必要な総坪数391坪から改築を要しない坪数140坪を控除して危険校舎分を251坪とし、そのうち55坪の改築工事費に対し補助したものであるが、同小学校には同校用校舎として使用することに計画されている旧横山中学校の改築を要しない校舎397坪があり、しかも、この校舎は、これに付属して36年度に小学校用校舎として134坪を建築している事実からみて同小学校の校舎とみるべきものであり、これは前記391坪を上回るものであるから、国庫補助の要はなかったものである。						
(216) 長野県	公立義務教育諸学校危険建物の改築事業	上田市	清明小学校	7,611,400	2,537,100	745,200	248,400
	危険校舎分を143坪としその改築工事費に対し補助したものであるが、改築を要しない校舎の坪数の算出を誤ったなどのため補助対象坪数が14坪過大となっている。						
計				9,361,200	3,120,300	2,495,000	831,600

そ　の　他

(217)(220)　収入金を歳入に納付しないなどの方法により資金を別途に保有し予算外に経理したもの

(一般会計)　(部)官業益金及官業収入　(款)官業収入　(項)病院収入
(部)雑収入　(款)諸収入　(項)受託調査試験及役務収入　(項)弁償及返納金　(項)物品売払収入
(組織)国立学校　(項)国立学校

東京大学ほか3大学で、検査料、農場生産物売払代金等を受領しながら歳入に納付しないで、または賃金に付増しして資金をねん出して別途に保有し、これを予算外に経理して賃金、物品購入代等に充てていたものが次のとおり4件あり、そのうちには、検査料が徴収不足の結果となっているものがある。

これらは、病院、農場等の担当者が、歳入徴収官等の会計機関に連絡しないでまたは関係書類を作為してほしいままに行なってきたものであり、いずれも大学における担当者のうちに会計法規によらないで経理する傾向が跡を絶たないことによるものと認められる。

(217)　東京大学で、昭和37年1月から38年7月までの間に、同大学医学部附属病院で実施した病理組織顕微鏡検査等の検査料1,753,580円(前年からの繰越金110,000円を含む。)を受領し、これを歳入に納付しないで保有し、うち1,625,800円を賃金、材料費、雑誌購入費等の支払いに充て、38年7月会計実地検査当時残額127,780円を保有していた。

また、上記検査料の徴収にあたって正規の料金によらなかったため徴収不足の結果となっているものが440,774円ある。

(218)　東京教育大学で、昭和36年4月から38年3月までの間に、同大学農学部附属坂戸農場で生産した牛乳の売払代金等5,003,416円(前年度からの繰越金238,963円および預金利子1,308円を含む。)を受領し、これを歳入に納付しないで保有し、その一部1,446,334円を歳入に納付したが、残額3,557,082円に預り金等140,341円を合わせ3,670,584円を肥料、飼料代等の支払いに充て、38年3月会計実地検査当時残額26,839円を保有していた。

(219)　横浜国立大学で、昭和34年ごろから38年9月までの間に、同大学工学部で実施した石炭、海草等の分析手数料等673,014円を受領し、これを歳入に納付しないで保有し、うち585,540円を助手の手当、教官の旅費、機械器具の購入費等の支払いに充て、38年9月会計実地検査当時残額87,474円を保有していた。

(220)　高知大学で、昭和35年5月から38年4月までの間に、同大学農学部附属農場の常よう労務者の賃金に408,575円を付増しして資金をねん出して保有し、うち391,853円を臨時労務者の賃金、失業対策事業就労者の手当等の支払いに充て、38年4月会計実地検査当時残額16,722円を保有していた。

第4 厚 生 省

不 当 事 項

保 険 (221)—(223)

(221) 健康保険および厚生年金保険保険料の徴収不足をきたしたもの

(厚生保険特別会計) (健康勘定) (款)保険収入 (項)保険料収入
(年金勘定) (款)保険収入 (項)保険料収入
(業務勘定) (款)雑収入 (項)雑収入

健康保険および厚生年金保険事業における保険料徴収の適否について、北海道ほか28都府県の3保険課および113社会保険事務所管内の284,288事業所のうち5,670事業所を実地に調査したところ、保険料の徴収不足の事態が上記都道府県のすべてに見受けられ、これを是正させたものが調査済事業所の49.9%に当たる2,828事業所で健康保険保険料45,333,965円、厚生年金保険保険料20,370,461円計65,704,426円あり、これを都道府県ごとに集計すると次表のとおりであり、標準報酬月額の随時改定についての過誤によるものが多い。

このような事態を生じているのは、報酬のは握の仕方が複雑であるなどの事情もあって事業主の届け出が適正に行なわれない傾向があり、これに対する実施機関側の指導調査も十分行き届かないことによるものと認められ、保険料の適正な徴収についてはなお一層の努力の要があると認められる。

また、前記都道府県の4保険課および113社会保険事務所において、滞納保険料にかかる延滞金の徴収決定状況を調査したところ、徴収の処置を怠っているものがあり、これを是正させたものが3保険課17社会保険事務所において1,245事業所分3,779,300円ある。

都道府県名	調査済納付義務者数	徴収不足			
		納付義務者数	健康保険保険料	厚生年金保険保険料	計
			円	円	円
北海道	177	59	454,734	220,805	675,539
宮城県	150	93	1,253,385	599,245	1,852,630
福島 〃	172	75	543,501	217,735	761,236
茨城 〃	99	49	604,296	292,720	897,016
栃木 〃	131	70	801,648	391,978	1,193,626
千葉 〃	88	54	739,620	318,600	1,058,220
東京都	2,379	1,045	16,715,171	7,455,970	24,171,141
神奈川県	159	106	2,280,976	997,650	3,278,626
新潟 〃	104	72	1,495,053	682,270	2,177,323
富山 〃	111	61	619,731	274,450	894,181
石川 〃	96	63	1,357,794	640,075	1,997,869
福井 〃	86	59	721,098	286,785	1,007,883
長野 〃	188	88	1,259,381	588,168	1,847,549
岐阜 〃	138	69	1,027,341	466,435	1,493,776
静岡 〃	153	76	2,205,203	1,040,347	3,245,550
愛知 〃	113	47	899,865	402,190	1,302,055
三重 〃	87	64	2,067,030	958,525	3,025,555
大阪府	167	87	1,442,403	641,050	2,083,453
兵庫県	115	90	2,341,826	1,033,133	3,374,959
岡山 〃	115	72	1,301,517	573,060	1,874,577
広島 〃	138	37	284,319	139,560	423,879
山口 〃	135	70	619,227	277,865	897,092
香川 〃	89	51	907,578	399,075	1,306,653
愛媛 〃	53	32	566,685	175,910	742,595
高知 〃	45	34	668,934	314,160	983,094
福岡 〃	116	39	251,379	114,120	365,499
佐賀 〃	69	34	296,289	108,655	404,944
長崎 〃	123	84	983,525	472,610	1,456,135
熊本 〃	74	48	624,456	287,315	911,771
合計	5,670	2,828	45,333,965	20,370,461	65,704,426

(222) 船員保険保険料の徴収不足をきたしたもの

(船員保険特別会計) (款)保険収入 (項)保険料収入

船員保険事業における保険料徴収の適否について、北海道ほか16都県における16保険課および4社会保険事務所管内の6,413船舶所有者のうち437船舶所有者を調査したところ、その52.8％に当たる231船舶所有者に徴収不足の事態が見受けられ、これを是正させたものが30,503,504円あり、都道県ごとに集計すると次表のとおりである。

このような事態を生じているのは、歩合により報酬を受ける漁船船員について、報酬月額算定の基礎となる水揚金額、労務期間、歩合金配分率の調査が不十分であったなどのため標準報酬を低く決定していたり、その他の船員の報酬月額について、昇給により標準報酬の改定を要するのにこれをしていなかったりしていることなどによるもので、標準報酬の適正な決定についてはなお一層の努力の要があると認められる。

都道県名	調査済納付義務者数	徴収不足	
		納付義務者数	保険料 円
北海道	10	2	55,300
茨城県	44	35	2,349,776
千葉 〃	15	9	1,377,729
東京都	33	14	566,481
神奈川県	16	7	296,443
新潟 〃	12	4	69,628
静岡 〃	51	15	3,819,483
愛知 〃	29	11	293,842
三重 〃	41	29	5,174,418
岡山 〃	9	5	235,079
広島 〃	29	22	737,009
山口 〃	52	24	5,074,674
香川 〃	8	4	1,020,929
愛媛 〃	17	11	367,406

都道県名	調査済納付義務者数	徴収不足	
		納付義務者数	保険料 円
高知県	35	33	8,843,515
福岡 〃	26	6	221,792
合計	427	231	30,503,504

(223) 保険給付の適正を欠いたもの

(厚生保険特別会計) (健康勘定) (項)保険給付費

健康保険事業の昭和37年度における保険給付のうち傷病手当金の給付状況につき、全国46都道府県の11保険課および189社会保険事務所のうち、北海道ほか28都府県における3保険課および113社会保険事務所管内で傷病手当金受給者19,456人についてその適否を調査したところ、実施機関側の事業所に対する調査指導が不十分なため、事業所から報酬を受けている者に対して傷病手当金を給付していたものなどが1,766人5,055,730円あり、これを都道府県ごとに集計すると次表のとおりである。

都道府県名	受給者調査人員	保険給付の適正を欠いたもの	
	人	人員 人	金額 円
北海道	453	22	56,914
宮城県	464	30	93,765
福島 〃	538	53	183,971
茨城 〃	303	16	24,697
栃木 〃	408	57	85,036
千葉 〃	152	11	16,973
東京都	5,874	504	1,812,429
神奈川県	672	136	516,336
新潟 〃	503	27	36,125
富山 〃	456	21	13,361
石川 〃	610	49	49,426
福井 〃	319	24	22,894
長野 〃	497	50	146,142
岐阜 〃	460	53	101,606

都道府県名	受給者調査人員	保険給付の適正を欠いたもの 人員	金額
	人	人	円
静岡県	581	49	90,445
愛知〃	363	35	156,825
三重〃	293	15	23,022
大阪府	1,224	136	404,121
兵庫県	730	87	202,015
岡山〃	362	41	140,959
広島〃	769	37	100,964
山口〃	516	19	100,118
香川〃	307	45	139,250
愛媛〃	268	15	34,155
高知〃	288	11	171,746
福岡〃	831	82	68,912
佐賀〃	355	7	35,308
長崎〃	526	62	87,900
熊本〃	334	72	140,315
合計	19,456	1,766	5,055,730

補助金

(224)-(234) 国庫補助金等の経理当を得ないもの

(一般会計)　(組織)厚生本省　(項)伝染病予防費補助　(項)保健衛生諸費　(項)簡易水道等施設費　(項)鉱害復旧事業費　(項)環境衛生対策費　(項)離島振興事業費

1　伝染病予防事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの

(224)-(228) 公衆衛生関係国庫補助金等の経理の実態に関し、昭和38年中、伝染病予防法(明治30年法律第36号)に基づく事業を中心として、北海道ほか28都府県についてその精算状況を検査したところ、国庫補助(負担)基本額のうちに補助の対象とならない経費を含めていたため補助金等が過大に交付されていて返納を要するものが東京都ほか5県(注)において6事項1,824,820円あり、そのうち1事項20万円以上のものをあげると次表のとおり5件1,712,349円である。

(注)　次表に掲記した都県のほか神奈川県

(1)　法定伝染病予防費補助金

	都名	補助団体	事業年度	国庫補助基本額	国庫補助金交付済額	国庫補助基本額から控除すべき額	国庫補助金交付済額中返納を要する額	摘要
				円	円	円	円	
(224)	東京都	東京都	36	142,212,486	71,106,243	443,118	221,559	併設隔離病舎の患者諸費に計上されている光熱水料等を管理費に重ねて計上していたもの

(2)　防疫業務委託費

	県名	補助団体	事業年度	国庫負担基本額	国庫負担金交付済額	国庫負担基本額から控除すべき額	国庫負担金交付済額中返納を要する額	摘要
				円	円	円	円	
(225)	宮城県	宮城県	36	4,291,928	4,291,928	606,754	606,754	防疫業務に従事していない職員の人件費等を含めていたもの
(226)	長野〃	長野〃	〃	3,773,651	3,773,651	310,547	310,547	同
(227)	広島〃	広島〃	〃	3,412,497	3,462,811	291,351	291,351	同
(228)	香川〃	香川〃	〃	2,304,244	2,304,244	282,138	282,138	同
	計			13,782,320	13,832,634	1,490,790	1,490,790	

2　簡易水道等施設費補助金等の経理当を得ないもの

(229)-(234) 昭和36、37両年度において市町村が事業主体となって施行した簡易水道施設および下水道終末処理施設に対する国庫補助金の経理に関し、北海道ほか28都府県の工事現場1,002箇所のうち532箇所について検査したところ、工事の施行が不良なため補助の目的を達していないもの、設計が過大となっているものまたは設計に対し工事の出来高が不足しているものがあり、国庫補助金を除外すべきものと判明したもので除外すべき額1工事10万円以上のものが北海道ほか5府県(注)において8工事2,249,321円となっており、このうち国庫補助金を除外すべき額1工事20万円以上のものをあげると次表のとおり6件1,959,616円である。

(注)　次表に掲記した道県のほか大阪府

道県名	工事名	事業主体	事業年度	工事費	左に対する国庫補助金	工事費から除外すべき額	左に対する国庫補助金相当額
				円	円	円	円
(229) 北海道	北見市小泉下水道終末処理場新設事業	北見市	37	15,000,000	5,000,000	1,100,000	366,666

沈でん池の壁体コンクリート66立米は配合比1：2：4で施行したものであるが、うち下部18立米は冬期間の施行であるにもかかわらず養生が不十分であったなどのため凍害を受け容易に破砕される状況であり、壁体としての強度が低下している。

(230) 福井県	今立郡池田村東俣新保地区簡易水道新設事業	池田村	36	4,924,000	1,231,000	825,000	206,250

配水池等のコンクリート47立米は配合比1：2：4で施行したこととしているが、実際は配合の悪いもので施行したばかりでなく、つき固めも不十分であったなどのため、コンクリートとしての強度が低下し、容易に破砕される状況である。

(231) 同	丹生郡織田町簡易水道新設事業	織田町	37	17,136,000	4,284,000	1,935,000	483,750

ろ過池のコンクリート119立米は配合比1：2：4で施行したこととしているが、実際は配合の悪いもので施行したばかりでなく、つき固めも不十分でコンクリートとしての強度が低下し、また、防水モルタルの厚さも不足しているなどのため、すでに側壁から漏水している状況である。

(232) 三重県	尾鷲市九鬼地区簡易水道拡張事業	尾鷲市	35 36	9,678,900	2,419,725	891,800	222,950

計画給水人口を2,200人として国庫補助を受け施行したものであるが、この人口には28、29両年度に国庫補助を受けて施行した給水区域内の人口が含まれていて、適正計画給水人口は1,870人となり、事業費891,800円が設計過大となっている。

(233) 香川県	小豆郡内海町上水道施設災害復旧事業	内海町	37	3,418,000	1,709,000	845,000	422,500

浄水場護岸延長59メートルの復旧にあたり、練石張り274平米は控35センチメートルの雑石を使用し、胴込コンクリート平米当り0.12立米総量32立米を施行したこととしているが、実際は築石の控が不足し、胴込コンクリートは目地程度を施行したにすぎないため練石張りとしての強度が低下し、すでにき裂およびはらみを生じている状況である。

道県名	工事名	事業主体	事業年度	工事費	左に対する国庫補助金	工事費から除外すべき額	左に対する国庫補助金相当額
				円	円	円	円
(234) 長崎県	北松浦郡鹿町町神林地区水道施設一般鉱害復旧事業	鹿町町	37	7,332,000	1,957,470	1,030,000	257,500

配水池のコンクリート36立米は配合比1：2：4で施行したこととしているが、実際は配合の悪いもので施行したばかりでなく、つき固めも不十分であったなどのため、コンクリートとしての強度が低下している。また、道路復旧工延長2,865メートルは敷砂利総量229立米を施行したこととしているが、実際はうち2,325メートル分186立米は全く施行していないため工事費409,500円相当額が出来高不足となっている。

計				57,488,900	16,601,195	6,626,800	1,959,616

第5 農　林　省

不 当 事 項

工　　事　(235)—(237)

(235)　えん堤工事の施行にあたり掘さく量に比べて小型の積込機械を使用したため不経済となっているもの

(一般会計)　(組織)農林本省　(項)土地改良事業費

京都農地事務局で、昭和37年10月、随意契約により前田建設工業株式会社に愛知川農業水利事業永源寺堰堤土石部掘さく工事を49,780,000円(当初契約額28,450,000円)で請け負わせ施行しているが、えん堤基礎掘さく工事の施行にあたり掘さく量に比べて小型の積込機械を使用したため約210万円が不経済となっている。

本件工事は、えん堤基礎掘さく54,828立米を施行するもので、その予定価格49,799,000円のうち掘さく捨土52,868立米の積込運搬費8,980,882円についてみると、国有機械の0.6立米パワーショベル2台を無償貸与し、これに土捨場までの距離に応じて7トンダンプトラック2台または3台を組み合わせて施行することとし、積込時間、土捨場までの距離等を考慮して1サイクルの所要時間を3.1分から6.2分、1日の作業量を120立米から273立米、立米当り単価135円から341円として上記金額を積算したものである。しかしながら、本件工事のように大量の掘さく土を積込運搬する場合は、積込能力の大きい機械を使用すれば積込時間が短縮されて積込運搬の作業能率が上がるなど施行が効率的となるもので、本件工事施行当時仙台農地事務局には35年度に定期整備が完了したまま遊休している1.2立米パワーショベルがあり、このことは農林本省から36、37両年度当初に各農地事務局に連絡しているものであるから、これを本件工事に使用すべきであったと認められる。

いま、仮に0.6立米パワーショベル2台に代えて1.2立米パワーショベル1台を使用したとすれば、7トンダンプトラックは土捨場までの距離に応じて2台から6台を組み合わせることとなるが、積込運搬時間が短縮され、当局の計算によっても1サイクルの所要時間は2.04分から3.13分となり、1日の作業量は237立米から494立米に増大する結果、積込運搬費は立米当り97円から229円合計7,233,586円で足り、その他の工事費を合わせると総額は47,584,740円となり、本件工事費に比べて約210万円を節減することができたものと認められる。

(236)　工事の施行にあたり不陸ならしの経費を過大に計上したため工事費が高価と認められるもの

(国有林野事業特別会計)　(国有林野事業勘定)　(項)国有林野事業費

秋田営林局で、昭和37年5月、指名競争契約により山脇某に別所林道改良工事を20,523,885円(当初契約額20,800,000円)で請け負わせ施行しているが、不陸ならしの経費を過大に計算したため、ひいて工事費が約200万円高価となっていると認められる。

本件工事は、秋田県大館市所在の2級自動車道延長4,465メートル、幅員3.6メートルを改良するため岩石、土砂切取り7,494立米、盛土5,358立米、練積石垣566平米、敷砂利2,554立米、路面不陸ならし3,553平米等を施行したものである。しかして、その工事費内訳を調査したところ、不陸ならし費は平米当り480円総額1,705,440円を計上しているが、この種不陸ならしの歩掛りは通常平米当り0.095人であるから本件の場合の単価は48円程度となるものであるのに、単位を誤った歩掛りを適用したため過大に算定されたものと認められる。

いま、仮に上記適正と認められる単価により修正計算すると不陸ならし費は170,544円となるから、諸経費等を含めて総額は18,482,189円となり、本件工事費はこれに比べて約200万円高価となっていると認められる。

(237)　代行工事の施行にあたり工事の設計が適切を欠いたため不経済となっているもの

(特定土地改良工事特別会計)　(項)土地改良事業費

東京農地事務局で茨城県に施行させている代行干拓建設事業余郷入地区のうち、昭和37年5月、指名競争契約により株木建設株式会社に代行干拓建設事業余郷入地区中央排水路サンドポンプ浚渫工事を25,357,000円(当初契約額24,000,000円)で請け負わせ施行しているが、排砂管および同受わくの敷設の設計が適切を欠いたため約150万円が不経済となっている。

本件工事は、中央排水路延長3,010メートル、土量150,855立米を200馬力ポンプ式しゅんせつ船で掘さくして排水路両側の水中に排土するなどの工事であるが、その工事費の積算内訳についてみると、このうち排砂管および同受わくの敷設撤去費ならびに受わくの損料計6,892,100円は、延長306メートルの幹線排砂管に60メートルの枝線排砂管4本を102メートル間隔で連結した櫛型のものを1組とし、これを排水路終点側から排水路の左右側に交互に敷設する設計に基づき、総延長3,010メートルの掘さくに対して幹線排砂管の延長が306メートルであることから延10組を要するとして積算したものである。

しかしながら、各枝線排砂管の上記間隔およびポンプ式しゅんせつ船と枝線排砂管とを連結するフローターパイプの延長等からみて、1枝線排砂管で少なくとも排水路延長100メートルの区間の掘さくを処理することができ、したがって、4本の枝線排砂管が連結されている1組では400メートルの区間を掘さくすることができるものであるから、本件排砂管および同受わくの敷設にあたっては上記のように幹線排砂管の長さ306メートルによることなく、排砂管1組で処理することができる掘さく延長400メートルを基準として設計施行すべきものと認められ、これによれば排水路延長3,010メートルに対しては延7.5組の敷設で足りるものである。

いま、仮に排砂管および同受わくの敷設を延7.5組として積算することとすれば、前記敷設撤去費および損料は5,588,100円で足り、その他の工事費を合わせ総額23,767,712円となり、本件工事費に比べて約150万円を節減することができたものと認められる。

物　　件　(238)—(245)

(238)—(239)　条件を付して売り渡した原麦に対する処置当を得ないもの

(食糧管理特別会計)　(国内麦管理勘定)　(項)雑収入

食糧庁各食糧事務所で、条件を付して売り渡した原麦について、売渡し後の条件の履行確認の処置が適切でなく、条件に違背されていることについては、昭和36年度決算検査報告に掲記したところであるが、昭和38年においてもなお同様の事例が次のとおりある。

(238)　北海道、岩手両食糧事務所で、昭和36年5月から38年3月までの間に、随意契約により北海精麦株式会社および東日本産業株式会社に対し、特別麦(飼料用大麦およびはだか麦)1,424トン430を全量麦ぬかに加工する条件を付して32,697,338円(うち36年度分6,954,683円)で売り渡し、これを精麦用に流用させないため普通麦(主食用大麦およびはだか麦)についての精麦の加工歩留りの最高限度を56.5%から66.8%とし、この限度をこえて精麦が加工された場合は当該超過精麦量に対しキログラム当り30円(36年度分33円)の違約金を徴収することとしている。しかるに、本院において調査したところ、精麦総生産量は1,315トン360で普通麦の精麦限度数量1,291トン767に比べて23トン593が売渡条件に違反し限度をこえて加工されており、これに対する違約金730,602円を徴収する要があるものである。

なお、上記違約金については38年9月および11月その全額を納付させた。

(239)　北海道、埼玉両食糧事務所で、昭和36年10月から38年3月までの間に、随意契約により明石屋精麦株式会社ほか2会社に対し、特別麦444トン547を全量麦ぬかに加工する条件を付して10,259,755円(うち36年度分244,000円)で売り渡しているが、本院において調査したところ、このうち104トン662をこの条件に違反して麦ぬかに加工することなく転売しており、このような場合には、一般主食用売渡価格から特別麦の売渡価格を差し引いた額に1.1の乗率を乗じた違約金を徴収することとしているのであるから、これにより違約金を計算すると659,406円を徴収する要があるものである。

なお、上記違約金については38年7月および9月その全額を納付させた。

(240)　国有財産の管理が適切を欠いているもの

(自作農創設特別措置特別会計)

自作農創設特別措置特別会計に所属する財産の管理が適切を欠いており、その根本的是正をはかる必要があることについては、昭和33年度、35年度および36年度の検査報告に掲記し、また、37年6月是正改善の処置を要求したところであるが、38年において、引続き同特別会計に所属する既墾地11,366町9反余、未墾地405,217町2反余のうち、既墾地529町2反余、未墾地12,469町5反余につき、仙台ほか6農地事務局(注1)および北海道ほか23都府県(注2)ならびに関係市町村農業委員会について財産管理の状況を調査したところ、管理が適切を欠いているものが次表のとおりあり、一段と管理体制の強化をはかり、これらを是正することが緊要である。

態様	区分	件数	面積	摘要
農業上の用に供するため貸付けを行なっているもののうち他用途に転用されているもの	既墾地	45	町反畝歩 31 100	徴収すべき弁償金 5,231,394円
農業上の用に供しないことが明らかであるのに他用途に一時貸付けを継続しているもの	既墾地	257	1103 101	
	未墾地	15	113 013	
所在または境界が不明となっているもの	既墾地	40	206 904	
	未墾地	9	401 509	
無断で使用されているもの	既墾地	134	199 712	徴収すべき弁償金 19,220,413円
	未墾地	50	1033 307	同 6,862,425円
農耕または開拓不適地を長期間保有しているもの	既墾地	113	200 005	
	未墾地	76	63934 000	
計	既墾地	589	1740 822	徴収すべき弁償金 24,451,807円
	未墾地	150	65481 829	同 6,862,425円

いま、これら不当な事例のうちおもなものをあげると次表のとおりである。

(注1)　仙台、東京、金沢、名古屋、京都、岡山、熊本各農地事務局

(注2)　北海道、秋田、山形、福島、埼玉、千葉各県、東京都、神奈川、山梨、長野、富山、福井、三重各県、京都、大阪両府、奈良、和歌山、鳥取、島根、山口、徳島、香川、宮崎、鹿児島各県

都道府県名	所在	種目	台帳面積	台帳価格
(農業上の用に供するため貸付けを行なっているもののうち他用途に転用されているもの)				円
既墾地の分				
山形県	山形市	田	1反6畝02歩	1,381
	25年4月武田某ほか1名から買収したものであるが、27年4月山形市に青年学級の農業実習用地として貸し付けたところ、28年4月これを飯塚小学校運動場用地として使用しているのに、貸付けを解除することもなく弁償金(38年3月までの計算額271,134円)の徴収その他適切な処置も講じていない。			
福島〃	郡山市	田	3反3畝10歩	1,893
	22年10月から23年3月までの間に津野某ほか1名から買収したものであるが、買収と同時に舟橋某ほか2名に農耕目的に貸し付けたところ、24年5月郡山市に転貸され、転借人はこれを第2中学校用地として使用しているのに、貸付けを解除することもなく弁償金(38年3月までの計算額1,115,305円)の徴収その他適切な処置も講じていない。			

都道府県名	所在	種目	台帳面積	台帳価格
				円
東京都	江戸川区	田	7畝10歩	524

23年3月梅沢某から買収したものであるが、買収と同時に森田某に農耕目的に貸し付けたところ、33年10月柳田鉄骨株式会社に転貸され、転借人はこれを工場および事務所の用地として使用しているのに、貸付けを解除することもなく弁償金(38年3月までの計算額459,752円)の徴収その他適切な処置も講じていない。

山口県	山口市	畑	2反1畝07歩	306

25年3月徳永某ほか14名から買収したものであるが、買収と同時に吉永某ほか18名に農耕目的に貸し付けたところ、28年8月から33年9月までの間に、9畝13歩を借受人木谷某ほか1名により住宅用地に転用され、また、残りの1反1畝24歩を借受人上田某ほか3名により学校法人二島学園ほか1名に転貸され、転借人はこれを学園および住宅の用地として使用しているのに、貸付けを解除することもなく弁償金(38年3月までの計算額193,696円)の徴収その他適切な処置も講じていない。

徳島〃	阿南市	畑	7畝17歩	580

23年7月妙泉寺から買収したものであるが、買収と同時に佐藤某に農耕目的に貸し付けたところ、34年5月財団法人たちばな学苑に転貸され、転借人はこれを養護施設用地として使用しているのに、貸付けを解除することもなく弁償金(38年3月までの計算額83,116円)の徴収その他適切な処置も講じていない。

(農業上の用に供しないことが明らかであるのに他用途に一時貸付けを継続しているもの)

既墾地の分

秋田県	鹿角郡十和田町	畑	3町4反1畝26歩	1,876

23年3月合資会社関善酒店から買収したものであるが、25年9月十和田町に大湯中学校用地として貸し付け、その施設が26年1月完成しており、将来においても農業上の利用目的に供しないことが明らかであるからすみやかに旧所有者に売り払わなければならないのに、一時貸付けを継続している。

都道府県名	所在	種目	台帳面積	台帳価格
				円
山形県	西田川郡大山町	田	1反6畝27歩	10,192

27年10月上林某ほか1名から買収したものであるが、30年1月株式会社菅原建築工業所に工場用地として貸し付け、その施設が同年5月完成しており、将来においても農業上の利用目的に供しないことが明らかであるからすみやかに売り払うべきであるのに、一時貸付けを継続している。

神奈川〃	横浜市	畑	2町4反1畝02歩	10,402

23年12月日本特殊鋼株式会社から買収したものであるが、26年12月横浜市に大綱中学校用地として貸し付け、その施設が29年7月完成しており、将来においても農業上の利用目的に供しないことが明らかであるからすみやかに旧所有者に売り払わなければならないのに、一時貸付けを継続している。

長野〃	長野市	畑	2町3反2畝01歩	7,385

27年3月松本某から買収したものであるが、同年4月長野市に養老院用地として貸し付け、その施設が30年3月完成しており、将来においても農業上の利用目的に供しないことが明らかであるからすみやかに売り払うべきであるのに、一時貸付けを継続している。

富山〃	砺波市	田	1町9反4畝06歩	20,149

25年9月宮本某ほか6名から買収したものであるが、同年10月富山県に砺波高等学校用地として貸し付け、その施設が26年10月完成しており、将来においても農業上の利用目的に供しないことが明らかであるからすみやかに売り払うべきであるのに、一時貸付けを継続している。

徳島〃	徳島市	田、畑	1町7反19歩	11,311

22年12月および24年7月昭和重工(旧川南工業)株式会社から買収したものであるが、25年4月徳島市に城東中学校用地として貸し付け、その施設が同年12月に完成しており、将来においても農業上の利用目的に供しないことが明らかであるからすみやかに旧所有者に売り払わなければならないのに、一時貸付けを継続している。

香川〃	綾歌郡飯山町	田	1町1反4畝27歩	64,918

28年3月小林某ほか9名から買収したものであるが、買収と同時に飯山中学校組合に学校用地として貸し付け、その施設が同年4月完成してお

都道府県名	所在	種目	台帳面積	台帳価格
				円

り、将来においても農業上の利用目的に供しないことが明らかであるからすみやかに売り払うべきであるのに、一時貸付けを継続している。

未墾地の分

三重県　鈴鹿市　開拓用地　4反2畝22歩　449

22年10月大蔵省から所管換を受けたものであるが、27年8月鈴鹿市の保育園用地としての転用について大蔵省と協議の際同省から直ちに返還を要求されたにもかかわらず、28年7月鈴鹿市に上記用途に貸し付け、その施設が35年3月完成したものであり、将来においても農業上の利用目的に供しないことが明らかであるからすみやかに大蔵省に所管換しなければならないのに、一時貸付けを継続している。

(所在または境界が不明となっているもの)

既墾地の分

北海道　釧路市　牧野　15町1反6畝20歩　3,276

23年12月鈴木合名会社から現地を確認しないで買収したものであるが、36年5月にいたり境界が不明であることが判明したのに、境界の確定その他適切な処置を講じていない。

東京都　板橋区　田、畑　2反4畝25歩　1,563

22年12月江川某ほか2名から現地を確認しないで買収したものであるが、25年ごろにいたり境界が不明であることが判明したのに、境界の確定その他適切な処置を講じていない。

未墾地の分

山形県　尾花沢市　開拓用地　14町9反6畝29歩　7,014

22年7月および23年12月農地開発営団ほか5名から引継ぎ等により取得したものの一部であるが、34年8月にいたり2町1反7畝11歩は地すべりで境界が、また、残りの12町7反9畝18歩は所在が不明であることが判明したのに、適切な処置を講じていない。

(無断で使用されているもの)

都道府県名	所在	種目	台帳面積	台帳価格
				円

既墾地の分

埼玉県　与野市　畑　1反01歩　410

22年10月合資会社鈴善商店から買収したものであるが、34年2月から井田某ほか7名により住宅用地として使用されているのに、弁償金(38年3月までの計算額152,972円)の徴収その他適切な処置を講じていない。

東京都　練馬区　畑　1反1畝08歩　1,023

23年7月妙安寺から買収したものであるが、34年4月および36年4月から渡辺某ほか13名により住宅用地として使用されているのに、弁償金(38年3月までの計算額687,432円)の徴収その他適切な処置を講じていない。

同　三鷹市　畑　3反2畝03歩　1,387

23年3月および同年7月本田某ほか3名から買収したものであるが、25年4月から三鷹市により第2小学校用地として使用されているのに、弁償金(38年3月までの計算額1,480,316円)の徴収その他適切な処置を講じていない。

神奈川県　横浜市　畑　6反7畝23歩　23,032

27年9月横山某ほか8名から買収したものであるが、30年4月から横浜市により末吉中学校用地として使用されているのに、弁償金(38年3月までの計算額4,541,910円)の徴収その他適切な処置を講じていない。

大阪府　大阪市　田、畑　1町2反2畝12歩　64,197

27年8月池野某ほか10名から買収したものであるが、買収と同時に大阪市(旧加美村)に総合グランド用地として貸し付けたところ、35年12月株式会社東大阪自動車教習所に転貸され、転借人はこれを自動車教習所用地として使用しているのに、貸付けを解除することもなく弁償金(38年3月までの計算額3,659,129円)の徴収その他適切な処置も講じていない。

同　大阪市　田、畑　2反1畝01歩　1,552

22年3月および23年2月丸山某ほか1名から買収したものであるが、26年4月ごろから大阪市により長吉中学校用地として使用されているのに、弁償金(38年3月までの計算額804,131円)の徴収その他適切な処置を講じていない。

都道府県名	所在	種目	台帳面積	台帳価格 円
未墾地の分				
千葉県	習志野市	開拓用地	4反4畝22歩	475

31年2月から34年3月までの間に中山某ほか2名から買収したものであるが、31年3月および34年3月ごろから弘済食品株式会社ほか4名により集乳所および住宅の用地として使用されているのに、弁償金（38年3月までの計算額371,452円）の徴収その他適切な処置を講じていない。

山梨 〃	甲府市	開拓用地	3反6畝16歩	3,236

33年7月から35年10月までの間に荻野某ほか10名から買収したものであるが、買収当時から関口某ほか12名により住宅および工場の用地として使用されているのに、弁償金(38年3月までの計算額954,315円)の徴収その他適切な処置を講じていない。

同	富士吉田市	開拓用地	1町4反5畝13歩	1,695

32年12月および35年10月高野某ほか36名から買収したものであるが、買収後逐次小林某ほか34名により住宅、店舗および採石場の用地として使用されているのに、弁償金(38年3月までの計算額1,108,907円)の徴収その他適切な処置を講じていない。

宮崎県	日向市	開拓用地	2町5反1畝27歩	2,518

23年3月三菱石油株式会社から買収したものであるが、買収後逐次木村某ほか29名により住宅および農耕の用地として使用されているのに、弁償金(38年3月までの計算額906,718円)の徴収その他適切な処置を講じていない。

（農耕または開拓不適地を長期間保有しているもの）

未墾地の分				
北海道	釧路市	開拓用地	886町3反5畝23歩	4,093,746

32年3月および33年3月伊藤某ほか61名から買収したものであるが、土地改良事業として農地とするには採算が合わない泥炭層の湿地帯であって当該事業から除外している開拓に適しない土地であるのに、適切な処置を講じていない。

都道府県名	所在	種目	台帳面積	台帳価格 円
福井県	新井郡三国町	開拓用地	8町7反3畝24歩	23,593

23年10月森田某から買収したものであるが、地盤軟弱な沼地で埋め立てて農地とするには採算が合わない開拓に適しない土地であって土地配分計画も立てていないものであるのに、適切な処置を講じていない。

三重 〃	鳥羽市	開拓用地	61町1畝	402,596

29年3月および同年11月家田某ほか30名から買収したものの一部であるが、急傾斜の谷間で、耕土も浅く開拓に適しない土地であって土地配分計画から除外しているものであるのに、適切な処置を講じていない。

京都府	相楽郡加茂町	開拓用地	9町3反8畝18歩	19,066

23年10月木下某から買収し、27年3月野村某ほか26名に売り渡したところ全く開墾しなかったため34年12月買いもどしたものであるが、急傾斜でその後開墾希望者もなく開拓に適しない土地であるのに、適切な処置を講じていない。

（241）
（245）

土地の貸付料が低廉と認められるもの

（国有林野事業特別会計）（国有林野事業勘定）（款）国有林野事業収入 （項）雑収入

国有林野事業特別会計所属の土地のうち、有償で貸し付けているものの貸付料算定の適否については、昭和36年度決算検査報告に掲記したところであるが，昭和38年においても引続き実地に検査したところ、貸付料算出の基礎となる土地価格の評定にあたり、現地の状況を考慮しないで宅地として評価すべきものを山林として評価したり、近傍類似地の売買実例価格、固定資産税課税標準価格等を十分に調査しなかったりしたなどのため、土地の評定価格が著しく低価となっており、ひいて貸付料が低額と認められるものが札幌ほか3営林局管内の10営林署(注)において32事項ある。

しかして、これらの土地の大部分は恒久建物敷地等に使用させていて将来においても長期間にわたり国有林野経営の用に供される見込みがないので、それぞれ売払いの処置を促進する要があると認め、他の同種の貸付地とあわせ、第8節(6)記載のとおり

38年10月改善の意見を表示した。

いま、前記32事項の貸付料年額1,313,346円を当局計算の妥当と認められる貸付料年額4,737,344円に比べると3,423,998円低額となり、うちその差額1事項20万円以上のものをあげると次表のとおり5件2,744,733円である。

(注)　次表に掲記した営林署のほか三本木、石巻、姫路、宮崎、飫肥各営林署

	庁名 所在地	貸付面積	貸付先	貸付けの始期	37年度の年間貸付料	当局計算の妥当と認められる年間貸付料	差額	用途
		坪		年月	円	円	円	
(241)	札幌営林局管内 大夕張営林署 夕張市	13,411	三菱鉱業株式会社	昭和6. 8	97,743	590,511	492,768	建物敷地
(242)	青森営林局管内 青森運輸営林署 青森市	9,597	秋木工業株式会社	大正3.11	225,738	1,118,242	892,504	建物敷地および貯木場
(243)	同 岩手営林署 岩手県岩手郡松尾村	28,889	松尾鉱業株式会社	〃 3ごろ	27,504	244,976	217,472	建物敷地
(244)	大阪営林局管内 京都営林署 京都市	22,602	観光日本株式会社	昭和23. 4	510,000	1,114,052	604,052	ゴルフ場用地
(245)	同 神戸営林署 芦屋市	9,736	学校法人芦屋学園	〃 35. 4	170,843	708,780	537,937	短期大学用地
	計	84,235			1,031,828	3,776,561	2,744,733	

保険　(246)—(275)

(246)—(268)　農業共済保険事業の運営が適切でないもの

(農業共済再保険特別会計)

農業共済保険事業の運営が適切を欠いている事例については、毎年度の検査報告に掲記してその適正をはかるよう注意してきたところである。昭和38年においては、主要農作物共済に関し北海道ほか11府県の79農業共済組合および6町村(共済金

616,393,419円)について調査を行なったところ、共済金の全部または一部を組合員に支払わなかったり、共済金を補償対象外の組合員を含め共済面積割等で配分したりしているなど共済金の経理当を得ないと認められるものが36組合において226,032,505円(国庫負担推定額1億5603万余円)あり、これを不当の態様別に示すと次表のとおりである。

府県名	調査共済組合等数	調査済共済金額	共済金を組合員に全く支払わないもの		共済金の一部を組合員に支払わないもの		共済金を補償対象外の被害3割含未満のものを含めて配分しているもの		計	
			組合数	共済金額	組合数	共済金額	組合数	共済金額	組合数	共済金額
		円		円		円		円		円
岐阜県	9	41,234,669	—	—	4	22,328,169	1	3,279,248	5	25,607,417
三重〃	5	44,636,069	—	—	2	21,421,353	—	—	2	21,421,353
京都府	7	25,589,473	—	—	—	—	1	3,411,780	1	3,411,780
兵庫県	5	31,424,636	—	—	1	5,891,291	1	7,026,795	2	12,918,086
奈良〃	9	49,660,982	1	2,277,896	4	35,052,161	—	—	5	37,330,057
和歌山〃	11	51,440,296	—	—	7	17,222,255	1	2,132,159	8	19,354,414
香川〃	9	67,327,281	—	—	2	8,804,410	2	13,881,318	4	22,685,728
愛媛〃	8	81,807,734	1	574,170	5	74,176,751	2	6,621,874	8	81,372,795
熊本〃	4	22,641,832	—	—	—	—	1	1,930,875	1	1,930,875
計	67	415,762,972	2	2,852,066 ((イ)2,852,066)	25	184,896,390 ((ア)140,932,813 (イ) 27,080,665)	9	38,284,049 ((ア)37,598,006)	36	226,032,505 ((ア)178,530,819 (イ) 29,932,731)

備考　(　)内の数字の(ア)は正規の基準によらないで交付した共済金額、(イ)は目的外に使用した共済金額をうち書きしたものである。

これら不当に経理された共済金のうち正規の基準によらないで組合員に交付したものが178,530,819円、補償対象外の組合員を含めて未収の掛金、賦課金等に充てているものが17,568,955円あり、また、残額29,932,731円を組合諸経費等目的外に使用している。

しかして、これら組合のうちには、保険金請求に際し実評価を上回る被害報告を行なったもの、共済金の全部または一部を別途に経理してこれをそのまま掛金、賦課金に充当し、組合員からは掛金、賦課金を全く徴収していないものも見受けられた。

また、共済金支払いの対象となる減収量は、組合の当初評価による耕地ごとの共済減収量の合計で道府県農業共済組合連合会が抽出的に行なった実測評価等により認定した当該組合の共済減収量を除して算出した修正率により、耕地ごとに当初評価を修正して決定されるものであり、組合の当初評価は検見または実測の方法で調査しなければならないこととなっているが、組合は実測の方法によることなく検見の方法により調査しているのが実情である。よって、前記道府県を含む14道府県の86組合等を選び、共済金決定の基礎となる被害耕地の検見評価についてとくに調査したところ、連合会が実測の方法で調査した耕地の反当収量に比べ、組合が当該耕地について検見の方法で調査した反当収量は、これをはなはだしく下回っているものがあり、また、なかには上回っているものも見受けられる状況であるから、このような当初評価を基礎として決定された共済金は耕地ごとに著しく均衡を失する結果となっている。しかして、農業災害補償法の一部を改正する法律(昭和38年法律第120号)が39年2月から施行され、農作物共済について組合等の共済責任を拡充するなど制度の合理化が行なわれるが、組合等における損害認定の実施については従来と同様の方法で行なわれる事情にあることにかんがみ、検見評価の技術の向上をはかるとともに、農林省統計調査事務所、都道府県の出先機関または市町村の協力を求めるなどして損害の適正↗

	農業共済組合	共済目的	書類上の支払い 減収量	書類上の支払い ※共済金	実際被害割 面積または減収量	実際被害割 金額
			kg	円		円
(246)	岐阜県 加茂郡 川辺町	36 水稲	57,933	1,908,168	57,933kg	1,546,617
		37 麦	26,425	487,075	17,955〃	330,953
(247)	同 羽島郡 柳津町 佐波	36 水稲	223,358	3,077,831	—	—
(248)	同 本巣郡 糸貫町 席田	36 水稲	189,379	4,430,469	—	—
		〃 麦	16,276	310,071	—	—
		37 〃	28,666	528,873	—	—
(249)	同 老養郡 老養町 養老辺	36 水稲	484,850	11,090,176	—	—
		〃 麦	7,970	193,375	—	—
		37 〃	12,892	302,131	—	—

↗な認定を実現するよう特段の配慮の要があると認められる。

いま、検査の結果判明した不当経理のうち、共済金を目的外に使用したものが1組合当り20万円以上のものをあげると次表のとおり23件29,498,329円あり、これらのうちとくに不当と認められる事例は次のとおりである。

三重県員弁郡大安町農業共済組合で、36年産水稲保険金を県農業共済組合連合会に対し請求するにあたり、実際の評価は共済減収量52,914キログラム(その共済金1,322,850円)であるのに、これを262,002キログラム(その共済金6,550,050円)と数量において209,088キログラム(その共済金相当額5,227,200円)付増しして報告し、同連合会から177,435キログラム(その共済金4,435,875円)と認定を受けて実評価額を上回る保険金3,992,287円を受領しているばかりでなく、共済金4,161,536円を損害評価書どおりの177,435キログラムに対し支払ったこととしているが、実際は実評価どおり52,914キログラムに対し被害割で1,322,850円、36年産水稲共済掛金、賦課金割で789,250円、部落ごとに組合独自の基準で693,117円計2,805,217円を支払っただけで、残額1,356,319円は別途に経理し、このうち1,211,948円を37年産水稲共済掛金、賦課金等に充当し、144,371円を保有していた。

の支払計画 均等割 配分基準	均等割 金額	その他	計(実交付額)	共済金と実交付額との差額 補償対象外の組合員を含めて未収の掛金、賦課金等に充てたもの	目的外に使用したもの(会計実地検査当時の未使用額を含む。)
	円		円	円	円
—	—		1,546,617 (1,087,635)	458,982	361,551
—	—		330,953 (330,953)	—	156,122
面積割	2,275,392		2,275,392 (2,275,392)	—	802,439
共済面積割	2,999,780		2,999,780 (2,999,780)	—	1,430,689
同	193,746		193,746 (193,746)	—	116,325
同	358,295		358,295 (358,295)	—	170,578
部落割	9,721,276		9,721,276 (9,721,276)	—	1,368,900
同	193,375		193,375 (193,375)	—	—
同	302,131		302,131 (302,131)	—	—

	農業共済組合	共済目的	書類上の支払い 減収量	書類上の支払い ※共済金	実際被害 面積または減収量	実際被害 金額	の支払計画 均等割その他 配分基準	の支払計画 均等割その他 金額	の支払計画 計 (実交付額)	共済金と実交付額との差額 補償対象外の組合員を含めて未収の掛金、賦課金等に充てたもの	共済金と実交付額との差額 目的外に使用したもの(会計実地検査当時の未使用額を含む。)
			kg	円		円		円	円	円	円
(250)	三重県員弁郡大安町	36 水稲	177,435	4,161,536	52,914kg	1,322,850	掛金賦課金割等	1,482,367	2,805,217 (2,805,217)	—	1,356,319
		〃 麦	9,720	194,400	1,144〃	22,880	部落割	57,445	80,325 (80,325)	—	114,075
		37 水稲	52,378	1,832,764	3,010〃	105,350	面積割等	321,995	427,345 (427,345)	—	1,405,419
		〃 麦	65,537	1,192,095	1,463〃 559.8反	253,117	同	667,335	920,452 (920,452)	—	271,643
(251)	同員弁郡北勢町	36 水稲	300,023	7,143,656	117,679kg	2,941,975	掛金賦課金割	3,199,212	6,141,187 (6,141,187)	—	1,002,469
		〃 麦	24,434	475,101	4,028〃	80,560	同	365,492	446,052 (446,052)	—	29,049
		37 水稲	99,725	2,493,125 (520,329)	477.5反	555,532	同	2,457,922	3,013,454 (3,013,454)	—	—
		〃 麦	187,431	3,408,347	—	—	同	1,866,848	1,866,848 (1,866,848)	—	1,541,499
(252)	兵庫県加古郡稲美町	36 麦	72,244	1,083,660	—	—	部落割	1,083,660	1,083,660 (1,017,240)	—	66,420
		37 〃	343,949	4,807,631	—	—	同	4,807,631	4,807,631 (4,591,069)	—	216,562
(253)	奈良県奈良市	36 水稲	371,485	12,296,392	26.4反	81,770	掛金賦課金割	11,929,622	12,011,392 (5,321,523)	6,689,869	285,000
		〃 麦	30,377	739,859	—	—	同	739,859	739,859 (256,978)	482,881	—
		37 〃	107,801	2,479,942	58.4反	44,430	同	2,435,512	2,479,942 (1,920,420)	559,522	—
(254)	同北葛城郡王寺町	36 水稲	40,721	1,342,716	—	—	部落割	1,282,000	1,282,000 (818,850)	—	523,866
		〃 麦	1,183	22,799	—	—	〃	—	—	—	22,799
(255)	同北葛城郡上牧村	36 水稲	59,894	1,979,461	—	—	〃	—	—	—	1,979,461
		〃 麦	3,326	65,244	—	—	〃	—	—	—	65,244
		37 〃	12,653	233,191	—	—	〃	—	—	—	233,191
(256)	同北葛城郡新庄町	36 水稲	236,771	7,766,860	—	—	部落割	5,269,350	5,269,350 (4,997,944)	—	2,768,916
		〃 麦	39,380	782,452	—	—	同	782,452	782,452 (26,447)	—	756,005
		37 〃	153,842	2,842,066	—	—	同	1,500,000	1,500,000 (1,500,000)	—	1,342,066
(257)	同磯城郡川西村	36 水稲	152,865	5,350,275	—	—	共済面積割	3,340,700	3,340,700 (3,340,700)	—	2,009,575
		〃 麦	11,934	238,680	—	—	〃	—	—	—	238,680
		37 〃	59,506	1,190,120	—	—	〃	—	—	—	1,190,120
(258)	和歌山県海南市(旧亀川)	36 水稲	101,095	2,379,984	19,372kg	338,870	引受収量割	1,281,955	1,620,825 (1,620,825)	—	759,159
		〃 麦	2,318	46,360	7,271〃	46,360	〃	—	46,360 (46,360)	—	—
		37 〃	32,947	603,105	35,297〃 224.7反	566,490	〃	—	566,490 (566,490)	—	36,615

	農業共済組合	共済目的	書類上の支払い 減収量	書類上の支払い ※共済金	実際被害 面積または減収量	実際被害 金額	の支払計画 均等割 配分基準	の支払計画 均等割 金額	の支払計画 その他	の支払計画 計 (実交付額)	共済金と実交付額との差額 補償対象外の組合員を含めて未収の掛金、賦課金等に充てたもの	共済金と実交付額との差額 目的外に使用したもの(会計実地検査当時の未使用額を含む。)
			kg	円		円		円		円	円	円
(259)	和歌山県海南市(旧北野上)	36 水稲	67,394	2,358,790	243.0反	376,510	共済面積割	1,440,590		1,817,100 (1,817,100)	—	541,690
		〃 麦	3,892	97,300	98.0〃	70,949	—	—		70,949 (70,949)	—	26,351
(260)	同海南市(旧巽)	36 水稲	52,135	1,042,700	52,135kg	222,000	共済面積割	200,000		422,000 (422,000)	—	620,700
		〃 麦	787	15,740	—	—	—	—		—	—	15,740
(261)	同海南市(旧中野上)	36 水稲	45,895	917,900	45,895kg	540,814	—	—		540,814 (540,814)	—	377,086
		〃 麦	1,076	16,140	—	—	—	—		—	—	16,140
(262)	同海南市(旧南野上)	36 水稲	40,621	812,420	40,621kg	82,943	—	—		82,943 (82,943)	—	729,477
		〃 麦	415	6,225	—	—	—	—		—	—	6,225
(263)	同日高郡川辺町	36 水稲	225,131	7,435,134	3,178.2反	4,790,521	共済面積割等	1,452,974		6,243,495 (2,948,587)	3,294,908	1,191,639
		〃 麦	1,618	32,360	—	—	共済面積割	32,360		32,360 (32,360)	—	—
		37 〃	21,069	392,746	4.1反	11,734	同	228,224		239,958 (239,958)	—	152,788
(264)	香川県木田郡山田町西植田	36 水稲	98,851	3,459,785	—	—	部落割	3,459,785		3,459,785 (2,621,712)	—	838,073
		〃 麦	28,810	576,200	—	—	同	576,200		576,200 (239,849)	—	336,351
		37 〃	91,523	1,691,379	1,412kg	25,988	同	1,665,391		1,691,379 (1,691,379)	—	—
(265)	愛媛県新居浜市	36 水稲	738,002	22,827,300	267,748kg 254.7反	4,402,881	共済面積割等	18,183,618		22,586,499 (22,368,960)	217,539	240,801
		〃 麦	215,085	5,266,139	53,920kg 205.5反	587,607	同	4,401,434		4,989,041 (4,577,559)	411,482	277,098
		37 水稲	113,065	3,957,275 (6,526)	21,060kg 137.3反	491,054	同	3,167,652		3,658,706 (3,469,250)	189,456	305,095
		〃 麦	963,390	22,124,082	392,907kg 33.5反	1,871,878	同	20,244,942		22,116,820 (21,253,096)	863,724	7,262
(266)	同北宇和郡広見町	36 水稲	103,336	2,583,400	—	—	部落割	2,583,400		2,583,400 (2,325,057)	—	258,343
		〃 麦	28,539	701,209	—	—	同	701,209		701,209 (197,919)	433,168	70,122
		37 水稲	27,907	976,745	—	—	同	976,745		976,745 (632,787)	319,539	24,419
		〃 麦	87,727	2,024,961	—	—	同	2,024,961		2,024,961 (1,671,028)	303,309	50,624
(267)	同北宇和郡松野町	37 麦	66,589	915,050	8,287kg	124,305	引受収量割	573,366		697,671 (288,464)	409,207	217,379
(268)	同北宇和郡松野町(旧吉野生)	36 水稲	23,499	464,295	—	—	—	—		—	—	464,295
		〃 麦	7,306	109,590 (285)	—	—	—	—		—	—	109,875
	計			170,284,855 (527,140)		21,836,938		122,828,203		144,665,141 (126,680,080)	14,633,586	29,498,329

備 考 (ア)共済目的欄中、36、37はそれぞれ36年産、37年産を略したものである。 (イ)※印を付した欄の( )内の金額は共済金に合わせて支払った他の金額を外書きしたものである。

(269)
(275)

漁船再保険金の支払いにあたり処置当を得ないもの

(漁船再保険特別会計)　(普通保険勘定)　(項)漁船再保険費

水産庁で、昭和37年度中、漁船損害補償法(昭和27年法律第28号)に基づいて漁船保険組合53組合に滅失、沈没、損傷その他の事故等による組合の支払保険金に対する普通再保険金2,378,412,515円を支出しているが、このうち北海道機船底曳網漁業漁船保険組合ほか19組合に対する再保険金支払件数174事項195,059,503円について実地に検査したところ、組合の損害調査が十分でなくてん補額が過大に認定されているものをそのまま認めて再保険金を支払っているもの24事項、保険引受以前の事故に対し再保険金を支払っているもの4事項および保険事故でないものに対して再保険金を支払っているもの3事項計31事項1,796,758円あり、そのうち1事項10万円以上のものをあげると次表のとおり7件1,050,332円である。

組合名 / 船名	水産庁の決定額 損害額	水産庁の決定額 支払再保険金額	検査の結果妥当と認められる額 損害額	検査の結果妥当と認められる額 支払再保険金額	支払再保険金差額
	円	円	円	円	円
(269) 北海道機船底曳網漁業漁船保険組合					
第3晴芳丸	3,363,301	3,087,510	3,246,600	2,980,378	107,132
坐礁事故に対し船体等の損害額を3,363,301円としているが、修繕費を過大に計上しているもので、実際の損害額は3,246,600円である。					
(270) 同					
第6恵比須丸	170,650	156,656	0	0	156,656
機関損傷の事故に対し損害額を170,650円としているが、実際は通常の維持修理に要した費用で、てん補の対象とならない。					
(271) 太平洋鮪延漁船保険組合					
第21振興丸	596,185	547,297	472,352	433,619	113,678
底触事故に対し船体の損害額を596,185円としているが、修繕費を過大に計上しているもので、実際の損害額は472,352円である。					

組合名 / 船名	水産庁の決定額 損害額	水産庁の決定額 支払再保険金額	検査の結果妥当と認められる額 損害額	検査の結果妥当と認められる額 支払再保険金額	支払再保険金差額
	円	円	円	円	円
(272) 広島県漁船保険組合					
土屋丸	123,672	113,530	0	0	113,530
衝突事故に対し船体等の損害額を123,672円としているが、実際は保険引受以前の事故で、てん補の対象とならない。					
(273) 愛媛県漁船保険組合					
第12金光丸	147,413	135,059	0	0	135,059
岩壁との衝突事故に対し船体等の損害額を147,413円としているが、実際は保険引受以前の事故で、てん補の対象とならない。					
(274) 長崎県漁船保険組合					
第16源福丸	906,340	416,007	612,850	281,296	134,711
衝突事故に対し船体の損害額を906,340円としているが、修繕費を過大に計上しているもので、実際の損害額は612,850円である。					
(275) 大分県漁船保険組合					
第3亀宝丸	386,000	354,348	70,570	64,782	289,566
機関損傷の事故に対し損害額を386,000円としているが、修繕費を過大に計上しているもので、実際の損害額は70,570円である。					
計		4,810,407		3,760,075	1,050,332

補助金　(276)—(524)

(276)
(509)

公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの

(一般会計)　(組織)農林本省　(項)土地改良事業費　(項)鉱害復旧事業費　(項)伊勢湾高潮対策事業費　(項)農業施設災害関連事業費　(項)農業施設災害復旧事業費　(項)離島振興事業費　(項)昭和36年発生農業施設災害関連事業費　(項)昭和36年発生農業施設災害復旧事業費　(項)昭和37年発生農業施設災害復旧事業費　(項)昭和37年発生農業施設災害関連事業費

（組織）林野庁　（項）林道事業費　（項）山林施設災害復旧事業費　（項）北海道林道事業費　（項）昭和36年発生山林施設災害復旧事業費　（項）昭和37年発生山林施設災害復旧事業費

（組織）水産庁　（項）漁港施設費　（項）漁港施設災害関連事業費　（項）漁港施設災害復旧事業費　（項）北海道漁港施設費　（項）離島振興事業費　（項）昭和36年発生漁港施設災害復旧事業費

（国有林野事業特別会計）（治山勘定）　（項）治山事業費　（項）離島治山事業費　（項）特別失業対策事業費

地方公共団体、土地改良区、森林組合等が施行した土地改良、治山施設、林道開設、漁港修築および災害復旧等の工事に対する国庫補助金または国庫負担金（以下「国庫補助金」という。）は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）等の根拠法規に基づいて交付されるものである。昭和38年中、その経理および工事施行の状況について、全国の工事現場44,392箇所のうち、北海道ほか36都県につきその8.5%に相当する3,796箇所（工事費22,471,373,162円、国庫補助金13,912,037,484円）を実地に検査したところ、これら施設のコンクリート工事において、粗悪な骨材を使用したり、配合の悪い粗悪なもので施行したりしている事例が依然として多く見受けられるほか、農業施設においては、頭首工の工事で玉石を中詰めとして表面を粗悪なコンクリートで被覆していたためすでに漏水しているもの、水路護岸等の石垣工事で、石積みの施行が粗雑となっていたり、胴込および裏込のコンクリートがほとんど施行されていなかったり、その量が設計に比べて不足したりしているものなどがあり、治山施設および林道施設においては、玉石コンクリートえん堤および路側擁壁の工事で、現場付近で採取した粗石または砂利、砂等を中詰めとして表面を粗悪なコンクリートで被覆しているもの、設計に比べて玉石を多量に使用しているものなどがあり、漁港施設においては、防波堤等の根固め捨石および被覆石が設計量に比べて不足していたり、その張立てが粗雑となっていたりしているものなどがあり、国庫補助金を除外すべきことの判明したもので除外すべき額1工事10万円以上のものが北海道ほか32都県において296工事159,980,085円となっていて、前年度に比べて67工事41,801,883円増加しており、このうち国庫補助金を除外すべき額1工事20万円以上のものをあげると別表第2のとおり234件150,930,643円である。

しかして、この種不当な事例が多数に上っているのは、昭和36年度決算検査報告に記述したように、事業主体における工事の実施体制が不十分なことおよび関係当局における指導、検査等が十分に行なわれていないことによるものと認められるが、とくに、山間へき地で施行されるものが多い治山えん堤工事はすべて都道府県営で施行するものであるのに、工事の監督および検査が十分でなかったため不当な事例が多数見受けられる状況である。なかでも、奈良県吉野郡東吉野村杉谷地内崩壊地復旧事業（274ページ参照）は、コンクリートえん堤3箇所を新設するものであるが、えん体内部は配合の悪い粗悪なコンクリートで層間に砂利、砂を充てんして層状に打設しこれをコンクリートで被覆したり、配合の悪い粗悪なコンクリートに岩くずを多量に投入して施行したりしているため、コンクリートえん堤としての強度が著しく低下している手抜き工事がそのまま見のがされているものであって、治山えん堤工事については施行中の監督を一層厳にするとともに検査の徹底を期する要があるものと認められる。

（510）　災害復旧事業費の査定額を減額させたもの

（一般会計）

地方公共団体、土地改良区、森林組合等が施行する農業施設、山林施設、漁港施設の昭和37年発生災害復旧工事の査定を了したもの（農林省査定額18,110,779,000円）に対する検査は、査定済みの復旧事業費が4億円をこえる10道県のうち、北海道ほか7県を選び、37年12月から38年3月までの間に、農業施設2,073工事6,412,735,000円、山林施設160工事187,974,000円、漁港施設70工事263,990,000円計2,303工事6,864,699,000円について実施した。

その結果は、同一箇所の工事を農林省と建設省との双方で重複して査定しているもの、既存の施設が被災していなかったり、被害が軽微であったりしているのに災害復旧の査定を受けて改良工事を施行しようとしているもの、施設の被災が工事の施行の粗漏に基因して生じたと認められるものを査定しているもの、護岸の法長、延長等を過大に見込んでいるもの、または機械施行が有利であるのに人力施行で積算しているものなどが依然として多数見受けられ、これらの査定工事費を適正なものに修正する必要があると認め当局に注意したところ、前記8道県において次表のとおり農業施設で850工事958,356,000円、山林施設で24工事8,230,000円、漁港施設で9工事6,925,000円計883工事973,511,000円国庫補助(負担)金相当額929,890,000円を減額是正する旨の回答があった。

しかして、このように減額是正を要するものが多額に上ったのは、37年発生災害が北海道および佐賀、長崎両県に集中し、これが査定時における現地の調査が十分に行なわれなかったことによるものと認められる。とくに長崎県において減額是正を要する額が574,134,000円の多額となっているのは、同県の被害が他県に比べて激じんであったばかりでなく、災害復旧の大部分が農業施設である山間けい流の水路を復旧するもので、被災の状況、水路の規模等が各水系ごとに相違しているものであるから、その復旧計画および工法も現地の実情に適合したものとすべきであると認められるのに、これらの点を十分検討することなくおおむね一律の工法により復旧することとして計画したものをそのまま査定したため、現地の実情にそわないものが多数生じたことによるものと認められる。

なお、以上のほか、査定の時と状況が変化したため、災害復旧工事として施行する要がないと判明したものを注意して減額是正させたものが、7工事につき工事費において3,173,000円国庫補助金相当額2,837,000円ある。

道県名＼類別	農林省査定額		左のうち実地検査したもの		減額させた工事費									
					二重査定		改良工事その他		設計過大		積算過大		計	
	工事数	金額	工事数	金額	工事数	金額	工事数	金額	工事数	金額	工事数	金額	工事数	金額
		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円
北海道	1,205	2,944,531	679	2,250,280	1	20	24	35,751	95	119,347	98	25,331	218	180,449
静岡県	697	478,411	154	216,548			6	1,551	70	24,955	6	667	82	27,173
兵庫〃	778	439,893	173	209,781			1	41	33	3,770	8	1,716	42	5,527
和歌山〃	1,578	701,582	247	226,602			8	1,571	46	5,647	12	2,054	66	9,272
広島〃	941	416,500	247	168,485			4	971	33	5,162	18	2,283	55	8,416
佐賀〃	1,753	2,660,816	381	1,382,790	7	4,310	22	21,324	111	98,490	27	26,474	167	150,598
長崎〃	1,648	4,329,695	245	2,136,070	1	1,364	26	123,631	175	434,752	13	14,387	215	574,134
熊本〃	1,295	679,018	177	274,143	1	589	13	12,768	13	2,910	11	1,675	38	17,942
合計	9,895	12,650,446	2,303	6,864,699	10	6,283	104	197,608	576	695,033	193	74,587	883	973,511

しかして、上記の是正させたもののうち、おもな事例を示すと次のとおりである。

1 重複して査定されていたもの

(1) 長崎県東彼杵郡東彼杵町塩鶴川第2頭首工37年災害復旧は、査定額3,678,000円(国庫補助金3,604,440円)で井ぜき延長22メートルを復旧することとしていたが、このうち、右岸付帯護岸延長16メートル、左岸付帯護岸延長10メートル等工事費1,364,000円(国庫補助金1,336,720円)は別途建設省所管の河川護岸37年災害復旧その査定額12,287,000円と重複して査定されていた。

(2) 佐賀県鹿島市馬頭首工37年災害復旧は、査定額2,864,000円(国庫補助金2,832,496円)で井ぜき延長22メートルを復旧することとしていたが、このうち、左岸付帯護岸延長40メートル工事費1,058,000円(国庫補助金1,046,362円)は別途建設省所管の河川護岸37年災害復旧その査定額23,377,000円と重複して査定されていた。

2 改良工事その他国庫補助(負担)の対象としてはならないもの

(1) 北海道沙流郡日高町千栄第5地区頭首工37年災害復旧は、査定額17,036,000円

(国庫補助金16,950,000円)で付帯護岸延長60メートル、止水壁延長31メートル、固定ぜき延長26メートル等を復旧することとしていたが、本件頭首工は37年3月完成したばかりで被災の事実が全くなかったのに、たまたま建設省所管の河川工事で新たに築堤される護岸に取り付けるため、止水壁等を延長し付帯護岸を新設しようとしていたものである。

(2)　長崎県大村市大似田水路37年災害復旧は、査定額7,724,000円(国庫補助金7,646,760円)で護岸延長432メートルを表練積石垣は控45センチメートルの雑割石、裏練積石垣は控35センチメートルの雑石で施行し、底張りコンクリート厚さ30センチメートル、ほかに落差工3箇所、床止工4箇所等を施行することとしていたが、既設水路は上幅2メートル程度で、その護岸は表石垣を控35センチメートル程度のから積みで施行していたにすぎないばかりでなく、実際に被災したのはうち延長95メートルにすぎなかつたのに、被災しなかった箇所を含めてこれを改修しようとしていたものである(減額された工事費7,163,000円国庫補助金7,091,370円)。

(3)　佐賀県鹿島市中の藤水路37年災害復旧は、査定額2,235,000円(国庫補助金2,210,415円)で水路延長113メートルを練積石垣478平米で復旧することとしていたが、素掘り水路の土羽の一部がわずかに法くずれを生じた程度の軽微なものであったのに、これを改修しようとしていたものである。

3　設計が過大と認められるもの

(1)　北海道勇払郡鵡川町川東頭首工37年災害復旧は、査定額38,400,000円(国庫補助金37,171,000円)で井ぜき延長174メートルの既設木工沈床に被覆コンクリート1,001立米を施行し、木工沈床上下流部に長さ3.5メートルまたは4メートルの鋼矢板724枚、右岸側堤内地の延長89メートル間に長さ4メートルの鋼矢板223枚を打設して止水壁を設置することとしていたが、本件施設は老朽化しているため38年度から国営土地改良事業としてその下流側に新たに頭首工を3箇年の予定で設置することとなっているものであるから、本件災害復旧工事はこれが完成まで取水上支障のない程度の暫定的工法により施行すれば足りるので、被覆コンクリートは被害の軽微な部分を除き右岸側延長16メートルとし、右岸側堤内地の止水壁は従来からなんら施設のなかったものであるから除外し、木工沈床上下流部の鋼矢板はこれに代え強度上支障のないコンクリートパイルで施行することとすれば、復旧費は19,534,000円となり、18,866,000円(国庫補助金18,262,000円)が過大となっていた。

(2)　長崎県諫早市中山東水路37年災害復旧は、査定額24,421,000円(国庫補助金23,575,195円)で護岸延長968メートルを表練積石垣は控45センチメートルの雑割石、裏練積石垣は控35センチメートルの雑割石、底張りコンクリートは厚さ30センチメートルで施行することとしていたが、既設の水路は上幅3メートル程度の野づら石のから積みで、その被害もうち延長519メートル間は一部に法くずれを生じた程度の軽微なものであるから除外し、残りの延長449メートルを表石垣は控35センチメートルの雑割石の練積み、裏石垣はから積みで施行することとすれば足りるなどのため、復旧費は12,340,000円となり、12,081,000円(国庫補助金11,839,380円)が過大となっていた。

(3)　長崎県北高来郡小長井村今里第2水路37年災害復旧は、査定額23,412,000円(国庫補助金23,201,292円)で水路延長442メートルを表練積石垣2,226平米は控45センチメートルの雑割石、裏から積石垣892平米は控35センチメートルの雑割石、底張りコンクリートは厚さ25センチメートルで施行することとしていたが、既設の水路は上幅5メートル程度の素掘りまたは雑石から積み護岸のもので、その被害もうち延長227メートル間は冠水したにすぎない軽微なものであるから除外し、残りの延長215メートルを表石垣1,249平米は控35センチメートルの雑割石の練積みと

し、裏石垣は水衝部360平米を施行すれば足り、底張りコンクリートは河床の低下がないから施行の要がないものであるなどのため、復旧費は12,890,000円となり、10,522,000円(国庫補助金10,427,302円)が過大となっていた。

4　積算が過大と認められるもの

(1)　佐賀県藤津郡太良町休石水路37年災害復旧は、査定額50,098,000円(国庫補助金49,546,922円)で水路に点在する転石4,791立米を人力でさく孔、破砕し、水路延長797メートルに練積石垣4,603平米、底張りコンクリート1,292立米を施行することとしていたが、この種多量の転石を破砕する場合はさく岩機を使用することとして積算するのが有利で、これらにより修正計算すると復旧費は45,271,000円となり、4,827,000円(国庫補助金4,773,903円)が過大となっていた。

(2)　北海道瀬棚郡北檜山町徳島頭首工37年災害復旧は、査定額59,776,000円(国庫補助金58,102,000円)で頭首工1箇所を復旧するもので、土砂吐240立米、取入水門153立米、付帯護岸擁壁289立米計682立米のコンクリートを配合比1:2:4で、また、えん体1,773立米、護床工ブロック408個405立米計2,178立米のコンクリートを配合比1:3:6でそれぞれ施行することとし、コンクリートの練混ぜはいずれもミキサーを使用することとしているのにその労力費を手練りの際の歩掛りで積算していたが、機械練りの際の歩掛りによるのが相当と認められ、これらにより修正計算すると復旧費は55,435,000円となり、4,341,000円(国庫補助金4,219,000円)が過大となっていた。

(511)
(523)

国庫補助金の経理当を得ないもの

(一般会計)　(組織)農林本省　(項)農村振興費　(項)土地改良対策諸費　(項)農山漁村建設総合対策費　(項)農業構造改善対策費　(項)農産物生産対策費　(項)麦作対策事業費　(項)畜産振興費　(項)風水害対策費

(組織)林野庁　(項)林業振興費

(組織)水産庁　(項)水産業振興費

農林省所管国庫補助金のうち公共事業関係を除く一般補助については、昭和38年中、主として都道府県、市町村を経由して末端の事業施行者に交付された農村振興、農山漁村建設総合対策、農産物生産対策、畜産および水産業振興等の補助金を選び、その交付の状況および補助金の使途につき実地に検査することとし、北海道ほか28府県管内の市町村、各種組合等に交付された農業委員会費補助金ほか97費目の国庫補助金1,532,367,116円について検査を実施したところ、補助金の経理当を得ないと認められたものが、北海道ほか26府県(注)で、農業委員会特別事業、農山漁村建設総合対策事業、麦作転換合理化施設事業等において、補助の対象とは認められない事業に対して補助金を交付しているもの、補助の目的を達していないもの、事業量が計画に比べて不足しているもの、過大な精算を行なっているものなど294事項10,838,886円ある。

このうち農業委員会特別事業は、農業委員会が農家台帳の補正ならびに農業労働力調整協議会の設置および運営を行なうものであるのに、事業の全部または一部を実施していないものなどが196事項4,614,282円の多数に上っている。また、都道府県の事務費に対する国庫補助金の経理については、補助費目ごとの区分経理を行なっていないものがきわめて多い状況であるので、第8節(4)記載のとおり38年10月是正改善の処置を要求した。

いま、前記294事項のうち1事項の国庫補助金10万円以上のものをあげると次表のとおり13件3,474,606円である。

(注)　次表に掲記した道府県のほか岩手、秋田、群馬、埼玉、神奈川、山梨、愛知、兵庫、和歌山、岡山、山口、香川、愛媛、福岡、長崎、熊本、大分各県

	道府県名	年度	事業内容	事業主体	事業費	左に対する国庫補助金	不当事業費	左に対する国庫補助金相当額
					円	円	円	円
(農山漁村建設総合対策事業)								
(511)	青森県	36	しいたけ不時栽培施設	十和田市八郷椎茸栽培組合	1,000,000	400,000	1,000,000	400,000
			しいたけ栽培施設を建設したこととしているが、本施設に必要な井戸およびボイラーの設備がなく、栽培施設としては利用することができない状況で、現に建設資材等の保管倉庫となっている。					
(512)	同	〃	共同畜舎	弘前市堀越農事改良組合	941,000	340,000	941,000	340,000
			建物および機械器具設備を共同施設として建設したこととしているが、実際は個人用のもので共同施設とは認められない。					
(513)	長野県	〃	共同畜舎	篠ノ井市唐臼養豚組合	1,960,000	770,000	1,960,000	770,000
			建物および機械器具設備を共同施設として建設したこととしているが、実際は個人用のもので共同施設とは認められない。					
(514)	三重	〃	共同防除施設	松坂市大河内柑橘生産組合	2,328,800	931,000	692,548	278,136
			配管、水そう等を1,923,000円で施行し、動力噴霧機4台を405,800円で購入したこととしているが、実際は配管、水そう等は1,636,252円で施行しており、また、動力噴霧機は個人用のもので共同施設とは認められない。					
(515)	広島	〃	共同畜舎	庄原市川手下和牛生産組合	1,105,000	452,000	1,105,000	452,000
			建物および付帯設備を共同施設として建設したこととしているが、実際は個人用のもので共同施設とは認められない。					
(小団地開発整備事業)								
(516)	北海道	36	ため池、水路等	名寄市智恵文農業協同組合	3,343,850	1,033,847	445,265	129,478
			ため池、水路等を3,343,850円で施行したこととしているが、実際は2,898,585円で施行している。					
(農業構造改善対策事業)								
(517)	奈良県	36	農業構造改善計画樹立推進	宇陀郡室生村	260,000	128,125	209,865	103,058
			農業構造改善計画樹立推進事業を260,000円で施行したこととしているが、実際は50,135円で施行している。					

	道府県名	年度	事業内容	事業主体	事業費	左に対する国庫補助金	不当事業費	左に対する国庫補助金相当額
					円	円	円	円
(病害虫防除事業)								
(518)	三重県	37	畑地土壌病害虫防除	鈴鹿市石薬師農業協同組合	717,800	239,266	309,350	103,116
			畑地20ヘクタールの土壌病害虫防除を717,800円で施行したこととしているが、実際は9ヘクタールを408,450円で施行している。					
(519)	京都府	36	特殊病害虫緊急防除	亀岡市	602,660	260,200	251,320	118,388
			畑地77ヘクタールのじゃがいもがに対する緊急防除を602,660円で施行したこととしているが、実際は35ヘクタールを351,340円で施行している。					
(麦作対策事業)								
(520)	静岡県	36	飼料共同化施設	小笠郡小笠町酪農組合八万ケ谷支部	308,000	150,000	227,500	109,750
			乾燥機ほか5点を308,000円で購入し、共同施設として利用していることとしているが、実際はうち乾燥機ほか2点は個人用のもので共同施設とは認められない。					
(中小農家向家畜預託事業)								
(521)	山形県	36	中小農家向家畜預託	西置賜郡飯豊町豊川農業協同組合	4,800,000	264,000	4,800,000	264,000
			牛40頭を購入し農家40戸に預託したこととしているが、実際は事業を実施していない。					
(522)	岐阜	〃	中小農家向家畜預託	大垣市大垣南農業協同組合（旧洲本農業協同組合）	2,024,200	390,000	1,590,900	301,080
			豚534頭を購入し農家272戸に預託したこととしているが、実際はうち420頭は各農家に預託しないで一括養豚組合に預託している。					
(523)	同	〃	中小農家向家畜預託	本巣郡糸貫町席田農業協同組合	5,531,600	660,000	494,400	105,600
			牛100頭を購入し農家100戸に預託したこととしているが、実際はうち16頭については購入もしていない。					

(524)　昭和36年産なたね交付金の経理当を得ないもの

(一般会計)　(組織)食糧庁　(項)国産大豆等保護対策費

食糧庁で、昭和37年度に、全国販売農業協同組合連合会(以下「全販連」という。)に対し、昭和36年産なたね生産者団体等交付金として329,620,419円を、なたねの生産者に交付することとして支出しているが、調査が十分でなかったため交付金のうちに交付の対象としてはならないものを含めていたり、交付金が生産者に交付されていなかったりしているものが5,407,646円ある。

本件交付金は、大豆の輸入の自由化に伴い、低廉な外国産大豆の輸入が増大することにより、国内産なたねの価格が低落することが見込まれるので、昭和36年産なたね交付金交付要綱に基づき、生産者が農業協同組合を通じ全販連に販売の委託をした36年産なたね91,561,228キログラムについて、生産者の平均手取額が60キログラム当り3,180円となるよう、その販売価格(販売経費を除く。)との差額相当分(216円)を交付金とし、全販連、道府県農業協同組合連合会および農業協同組合を通じ生産者に交付するものである。

しかして、本院において、本件交付金の交付対象となったなたねを取り扱ったもののうち、北海道ほか19府県の20農業協同組合連合会および北海道上富良野町農業協同組合ほか167組合について調査したところ、前記交付要綱によれば、交付金の交付対象となるのは生産者が農業協同組合を通じ全販連に販売の委託をしたなたねに限られるなどの条件が付されているのに、農業協同組合が買い取ったなたねなど交付の対象としてはならないものを含めていたものが、北海道上富良野町農業協同組合ほか31組合で319,809キログラムに対する交付金1,151,312円あり、また、本件交付金は生産者からの委託数量に応じこれを生産者に交付することになっているのに、農業協同組合が農業協同組合連合会から交付金を受領していながらこれを生産者に交付していないものが、北海道発足農業協同組合ほか20組合で4,256,334円ある。

第6　通商産業省

不当事項

保険

(525)　機械類賦払信用保険保険金が過渡しとなっているもの

(機械類賦払信用保険特別会計)　(項)保険金

通商産業省で、昭和37年6月から38年3月までの間に、日特重車輛株式会社ほか2会社に対し機械類賦払信用保険保険金として69件56,686,181円を支出しているが、うち12件24,089,407円については、保険金の査定にあたり調査が不十分であったため1,307,687円が過渡しとなっている。

本件は、日特重車輛株式会社、株式会社小松製作所および小松サービス販売株式会社が、機械類賦払信用保険契約に基づき保険関係の成立した装軌式トラクターの割賦販売契約のうち、12件63,767,975円(保険金額29,934,037円)について、53,877,106円が機械購入者の割賦代金不払いにより回収未済となったので、当該契約を解除して保険金の請求をしたのに対し、前記保険金を交付したものである。しかして、本件割賦販売については、これらの会社が代理店に対し代理店手数料2,455,375円およびサービス料160,000円を支払うことになっていたが、この費用は、割賦販売契約の解除に伴い支払いを要しなくなったものであるから、保険金の査定にあたっては、これを回収未済額から控除すべきであり、これを控除したとすれば保険金は22,781,720円となり、1,307,687円が過渡しとなっている。

補助金

(526)-1 (540)　中小企業近代化促進費補助金を財源とする都県の貸付金の運営当を得ないもの

(一般会計)　(組織)中小企業庁　(項)中小企業対策費

昭和37年度中、中小企業振興資金等助成法(昭和31年法律第115号)に基づく設備近代化資金および工場等集団化資金の貸付事業を行なう都道府県においては、自己資金4,368,865,000円、中小企業設備近代化補助金3,500,000,000円、中小企業工場等集団化補助金868,865,000円、償還金等2,254,363,000円計10,992,093,000円を都道府県の特別会計の財源として受け入れ、8,536事項10,722,976,000円の貸付けを行なっているが、本院において青森県ほか28都府県における貸付け6,522事項8,101,236,000円のうち、1,435事項2,544,389,000円について貸付けの当否および貸付金の使用状況を調査したところ、対象設備を購入していない者に貸し付けたりまたは実際の設備を申請額より低額で設置したりしているなど資金の使用当を得ず、ひいては国庫補助金が所期の目的に反して使用されたと認められるものが、青森県ほか12都県において17事項12,972,234円これに対する国庫補助金相当額6,403,917円あり、そのうち1事項の国庫補助金相当額10万円以上のものをあげると次表のとおり15件12,744,200円これに対する国庫補助金相当額6,291,400円である。

都県名	貸付先	貸付対象	事業費(同上に対する貸付額)	不当事業費(同上に対する貸付相当額)	左に対する国庫補助金相当額
			円	円	円
(設備近代化資金の分)					
(526) 青森県	青森市三上某	せん断機	2,500,000 (1,250,000)	1,250,000 (625,000)	312,500
	2,500,000円で貸付対象施設を設置したこととしているが、実際は1,250,000円で設置していた。				
(527) 秋田〃	能代市柴田某	高速旋盤ほか1点	5,350,000 (2,675,000)	1,350,000 (675,000)	337,500
	貸付対象施設のうち高速旋盤は既往年度に設置したもので、貸付けの対象とならない。				
(528) 埼玉〃	泰成光学工業株式会社	自動盤ほか2点	5,850,600 (2,910,000)	5,850,600 (2,910,000)	1,425,900
	中小企業金融公庫から長期資金を借り入れて貸付対象施設を購入しているため、貸付けの対象とならない。				
(529) 東京都	東京金属工業株式会社	シングルプレスほか1点	3,260,000 (1,630,000)	400,000 (200,000)	100,000

都県名	貸付先	貸付対象	事業費(同上に対する貸付額)	不当事業費(同上に対する貸付相当額)	左に対する国庫補助金相当額
			円	円	円
	貸付対象施設のうちシングルプレスは2,500,000円で設置したこととしているが、実際は2,100,000円で設置していた。				
(530) 神奈川県	京浜精密工業株式会社	横フライス盤ほか2点	5,580,000 (2,790,000)	1,280,000 (640,000)	294,400
	5,580,000円で貸付対象施設を設置したこととしているが、実際は低価で購入したものまたは購入していないものがあるため、4,300,000円で設置していた。				
(531) 愛知〃	荒井工業株式会社	単頭伸線機	2,700,000 (1,350,000)	2,700,000 (1,350,000)	661,500
	中小企業金融公庫から長期資金を借り入れて貸付対象施設を購入しているため、貸付けの対象とならない。				
(532) 同	名古屋市屋嘉比某	旋盤ほか1点	4,550,000 (2,200,000)	2,600,000 (1,250,000)	612,500
	貸付対象施設のうち旋盤は中小企業金融公庫から長期資金を借り入れて購入しているため、貸付けの対象とならない。				
(533) 兵庫〃	株式会社西川鉄工所	竪フライス盤	3,000,000 (1,500,000)	3,000,000 (1,500,000)	750,000
	既往年度に設置したもので、貸付けの対象とならない。				
(534) 広島〃	佐伯鋼業株式会社	プレスほか1点	3,400,000 (1,680,000)	800,000 (395,200)	197,600
	貸付対象施設のうちプレス2台は1,600,000円で設置したこととしているが、実際は800,000円で設置していた。				
(535) 福岡〃	有限会社社川製作所	高速精密旋盤ほか1点	2,300,000 (1,150,000)	1,920,000 (960,000)	480,000
	貸付対象施設のうち高速精密旋盤は中小企業金融公庫から長期資金を借り入れて購入しているため、貸付けの対象とならない。				
(536) 熊本〃	有限会社井口鋳造所	キューポラほか2点	4,189,000 (2,000,000)	1,189,000 (550,000)	275,000
	貸付対象施設のうちキューポラほか1点を購入していなかったものである。				
計			42,679,600 (21,135,000)	22,339,600 (11,055,200)	5,446,900
(工場等集団化資金の分)					
(537) 千葉県	船橋食品工業協同組合	建物、設備	22,480,000 (11,240,000)	798,000 (399,000)	199,500
	配電機械室を対象施設として貸し付けているが、実際は事務所を建築したもので、貸付けの対象とならない。				
(538) 同	有限会社旭商会	工場建屋	780,000 (260,000)	780,000 (260,000)	130,000

	都県名	貸付先	貸付対象	事業費（同上に対する貸付額）	不当事業費（同上に対する貸付相当額）	左に対する国庫補助金相当額
				円	円	円
			工場建屋を対象施設として貸し付けているが、実際は店舗兼住宅を建築したもので、貸付けの対象とならない。			
(539)	富山県	有限会社大野工業所	工場建屋	960,000 (320,000)	960,000 (320,000)	160,000
			中小企業金融公庫から長期資金を借り入れて貸付対象施設を設置しているため、貸付けの対象とならない。			
(540)	大分〃	大分金属工業団地協同組合	造成土地	39,500,000 (19,750,000)	1,420,000 (710,000)	355,000
			貸付対象とした有限会社豊国鋳造所の使用に供する造成土地2,500坪のうち568坪は貸付限度を超過しており、貸付けの対象とならない。			
	計			63,720,000 (31,570,000)	3,958,000 (1,689,000)	844,500
	合計			106,399,600 (52,705,000)	26,297,600 (12,744,200)	6,291,400

第7 運輸省

不当事項

補助金 (541)—(545)

(541)
(544)

公共事業に対する国庫負担金等の経理当を得ないもの

(一般会計) (組織)運輸本省 (項)港湾事業費 (項)港湾施設災害復旧事業費 (項)北海道海岸事業費
(港湾整備特別会計) (港湾整備勘定) (項)港湾事業費 (項)離島港湾事業費

地方公共団体等が施行した港湾工事に対する国庫負担金または国庫補助金は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)等の根拠法規に基づいて交付されるものである。昭和38年中、その経理および工事施行の状況について、全国の工事現場3,250箇所のうち北海道ほか9府県についてその22.8%に相当する744箇所(工事費7,364,156,178円、国庫負担金または国庫補助金4,481,363,341円)を実地に検査したところ、工事の施行が不良なため工事の効果を減殺しているものおよび工事費の積算が過大と認められるものがあり、国庫負担金または国庫補助金を除外すべきことの判明したもので除外すべき額1工事10万円以上のものが北海道ほか4県(注)において5工事1,435,196円となっており、このうち国庫負担金または国庫補助金を除外すべき額1工事20万円以上のものをあげると次表のとおり4件1,282,428円である。

(注) 北海道、青森、島根、山口、長崎各県

	道県名 工事	事業主体	工事費	左に対する国庫負担(補助)金	左のうち37年度までの交付済額	工事費から除外すべき額	左に対する国庫負担(補助)金相当額（うち38年度以降交付予定額中減額を要する額）
			円	円	円	円	円
(541)	北海道						
	浦河郡浦河町浦河港海岸保全	浦河町	6,550,000	3,930,000	3,930,000	844,554	506,732

道県名 工事事業主体	工事費	左に対する国庫負担(補助)金	左のうち37年度までの交付済額	工事費から除外すべき額	左に対する国庫負担(補助)金相当額 (うち38年度以降交付予定額中減額を要する額)
	円	円	円	円	円

コンクリート護岸延長120メートルの新設にあたり、型わくの所要面積は1,136平米であるのに、計算を誤って2,160平米としていたなどのため、工事費844,554円相当額が積算過大となっている。

(542) 島　根　県

益田市益田港改修	島根県	22,848,874	9,139,549	9,139,549	534,000　213,600

導流堤延長150メートルの築造にあたり、天ば高＋2.5メートル、天ば幅5メートルで3トンテトラポット3,326個をすえ付けて施行したこととしているが、実際は測点No. 3からNo. 11までの80メートル区間はテトラポットのすえ付けが著しく粗雑であり、すでに58個は破損している。

(543) 山　口　県

岩国市柱島港改修	岩国市	5,219,000	5,219,000	5,219,000	283,000　283,000

防波堤延長45メートルの改修にあたり、上部工の練積石垣77平米は控55センチメートルの雑割石を使用し、平米当り胴込コンクリート0.27立米総量20立米、裏込コンクリート0.25立米総量19立米を施行したこととしているが、実際は裏込コンクリートは全く施行していないばかりでなく、うち45平米は胴込コンクリートもほとんど施行していないため、練積石垣としての強度が著しく低下している。

(544) 長　崎　県

松浦市岳崎港34年災害復旧	長崎県	960,000	668,160	668,160	401,000　279,096

護岸延長70メートルの復旧にあたり、練積石垣218平米は控45センチメートルの雑石を使用し、胴込コンクリート平米当り0.15立米総量32立米を施行したこととしているが、実際はうち終点側延長32メートル99平米の大部分は控35センチメートルのものを使用しているばかりでなく、全延長にわたり胴込コンクリートは平米当り0.10立米程度総量21立米を施行したにすぎず、つき固めも不十分で、築石が容易に抜き取られる状況である。

計		35,577,874	18,956,709	18,956,709	2,062,554　1,282,428

(545)　災害復旧事業費の査定額を減額させたもの

(一般会計)

地方公共団体が施行する公共土木施設の昭和37年発生災害復旧工事の査定を了したもの(運輸省査定額1,873,297,000円)に対する検査は、査定額の比較的多かった新潟ほか4県を選び、38年3月から4月までの間に、総工事数129箇所査定額844,361,000円のうち92工事査定額633,090,000円について実施した。

その結果は、前記5県のうち2県において既存の施設が被災してないのに復旧することとして改良工事を施行しようとしているもの、査定工事費の積算が過大となっているものがあり、これらの査定工事費を適正なものに修正する必要があると認め当局に注意したところ、次表のとおり3工事につき工事費において546,000円国庫負担金相当額382,000円を減額是正する旨の回答があった。

県＼類別	運輸省査定額		左のうち実地検査したもの		減額させた工事費					
					改良工事その他		積算過大		計	
	工事数	金額	工事数	金額	工事数	金額	工事数	金額	工事数	金額
		千円		千円		千円		千円		千円
新潟	36	427,216	27	347,909	1	141			1	141
島根	36	131,910	30	65,578			2	405	2	405
合計	72	559,126	57	413,487	1	141	2	405	3	546

不正行為

(546)　職員の不正行為により国に損害を与えたもの

(一般会計)

(港湾整備特別会計)

第二港湾建設局で、昭和37年11月から38年2月までの間に、経理課運輸事務官高須某により歳出金をほしいままに領得されたものが4,139,000円ある。

本件は、同人が支出官の補助者として、小切手の作成、交付等の事務に従事中、債権者に小切手を交付しないでこれを現金化し、領得したものである。

第8　郵　政　省

（郵政事業特別会計の経理について）

昭和37年度の収益総額は1952億6786万余円、これに対し損失総額は1923億7086万余円で、本年度利益金28億9700万余円を計上している。しかして、利益金はその全額を積立金に計理することとしている。

本特別会計における他会計業務に要する経費のうち予算繰入れとなっている郵政省所管の他の2特別会計からは37年度で624億1531万余円受け入れているが、同年度事業別損益計算書によれば、為替貯金事業（郵政事業自体の郵便為替等の事業と他会計の郵便貯金業務および各種受払事務部門）では53億4445万余円の収入不足で、この不足額は前年度に比べて6億0578万余円増加しており、これは主として郵便貯金特別会計からの受入不足額が前年度に比べて増大したことによるものと認められ、また、保険年金事業では簡易生命保険及郵便年金特別会計から23億1096万余円の受入過剰で、これは前年度に比べて3億5716万余円増大している。

（郵便貯金特別会計の経理について）

郵便貯金は、昭和37年度において2245億6446万余円の純増加をあげ、年度末現在の貯金総額は1兆5157億8349万余円となっている。

本特別会計は、主として収入利子率が低率であったため毎年欠損金を生じていたが、36年度から郵便貯金資金の長期預託金に対する資金運用部預託利率の引上げが行なわれたことなどのため、37年度において初めて55億6392万余円の利益金を計上している。しかして、上記利益金は、前年度からの繰越欠損金15億1226万余円の減額に充て、残額40億5166万余円を積立金に計理することとしている。

不　当　事　項

工　　事

（547）　備品として購入することができる空気清浄機を設備工事のうちに含めたため不経済となっているもの

（郵政事業特別会計）（項）業務費　（項）局舎其他建設費

郵政省および東京、名古屋、大阪、熊本、札幌各郵政局で、昭和36年10月から37年11月までの間に、指名競争契約または随意契約により大成建設株式会社ほか10会社に千葉郵便局衛生暖房設備工事ほか11工事を総額156,690,000円で請け負わせ施行しているが、備品として購入することができる空気清浄機を各工事のうちに除じん設備（この予定価格相当額48,594,401円）として含めたため約510万円が不経済となっている。

本件除じん設備は、いずれも空気清浄機を取り付けるもので、その大部分は他の設備工事の一部として施行したものであるが、その内容をみると、主体である空気清浄機の持込みと同機用動力配線工事からなっているもので、会計実地検査の際調査したところ、空気清浄機はいずれも東洋熱工業株式会社製のパッケージ型のもので、同機に備付けのキャップタイヤーコードを動力用コンセントに接続すれば作動するもので、移動が容易な備品であり、設置にあたり建物に固定する工事を必要とするものではないから、空気清浄機はこれら工事契約に含めることなく別途製造会社から直接購入のうえ備え付けることができたものである。現に、同省資材部においては、37年11月、前記東洋熱工業株式会社と随意契約により空気清浄機を持込み試運転責任付きとして1台当り660,000円（諸経費、運賃を含む。）で購入し、東京中央ほか8郵便局に備え付けている状況である。

しかるに、本件各工事で設置した空気清浄機64台は、設備工事として施行したため工事関連諸経費が加算され、結局、1台当り約72万円から83万円となっている。

いま、仮に本件工事の契約にあたり、設備工事と分離し別途前記会社から直接購入のうえ備え付けることとすれば、1台当り66万円程度で足り、少なくとも約510万円

を節減することができたものと認められる。

物　　件

(548)　印刷費の積算が適切を欠いたため書留郵便物受領証同原符等の購入価額が高価と認められるもの

(郵政事業特別会計)　(項)業務費

大阪郵政局で、昭和37年度中、指名競争契約または指名競争後の随意契約により共成社印刷株式会社ほか2名から書留郵便物受領証同原符小(略号ユ303) 180,550冊、郵便送達証同原符特大(略号ユ307の2) 16,600冊および書留郵便物配達証同原符小(略号ユ317) 396,000冊計593,150冊を総額11,058,057円で購入しているが、印刷費の積算が適切を欠いたため予定価格が過大となり、ひいて購入価額が約130万円高価となっていると認められる。

本件印刷物は、いずれも郵便物受付等の際使用する複写式のものであるが、その予定価格の積算にあたり、材料費および組版、印刷、製本等の工賃に一般管理費、利益を加算し、それぞれ1冊当り単価をユ303は19円938から18円531、ユ307の2は36円532、ユ317は17円901から17円007としており、このうち印刷費についてみると、ユ303(1冊当り更紙、うす葉紙各100枚とじB7判)およびユ307の2(1冊当り更紙、うす葉紙各100枚とじB6判)をB3取り、ユ317(1冊当り更紙、うす葉紙各50枚とじA6判)をA3取りとし、その印刷工賃は10,000枚以上を同一単金として1枚当り0円30と算定している。

しかして、本件印刷のように印刷枚数が41万枚から231万枚と多量に上るものについては、印刷枚数がB3またはA3取りの2分の1となるB2(B3の倍判)またはA2(A3の倍判)取りで印刷するのが通例であるから、本件印刷費の算定にあたってもB2またはA2取りとして積算すべきであったと認められ、また、印刷工賃については、印刷枚数が増加しても鉛版の組付け、ためし刷り等の固定的費用は増加しないので1枚当りの経費が逓減するものであることを勘案すれば、本件のように印刷枚数が多い場合の印刷費の算定にあたっては、印刷工賃の逓減を考慮すべきであったと認められる。現に、本省、東京郵政局等における同種印刷物の購入事例をみてもB2またはA2取りとし、かつ、印刷工賃の逓減を考慮して積算している状況である。

いま、仮にB2またはA2取りにより、かつ、東京郵政局の例にならい印刷工賃の逓減を考慮したとすれば、その印刷工賃単金は0円35または0円33程度となるが、印刷枚数が半減するので印刷費は低価となり、これにより本件予定価格を修正計算すると、1冊当り単価は、ユ303は17円650から16円080、ユ307の2は33円475、ユ317は15円912から14円985、総額は9,747,137円となり、本件購入価額はこれに比べて約130万円高価となっていると認められる。

不　正　行　為

(549)〜(554)　職員の不正行為により国に損害を与えたもの

(郵政事業特別会計)
(簡易生命保険及郵便年金特別会計)

川口元郷郵便局ほか11箇所(注)で、昭和32年1月から38年5月までの間に、関係職員により繰替払現金をほしいままに領得されたものが1事項5万円以上のもので12事項9,356,731円(うち38年9月末現在補てんされた額3,201,373円)ある。

本件は、各郵便局において、

(ア)　保険担当の外務員が簡易生命保険保険料の収納事務等に従事中、簡易生命保険保険料を受領しながら受入処理をしないで領得したもの、

(イ)　窓口事務担当の内務員が貯金、保険等の現金受払事務に従事中、郵便貯金預入金、簡易生命保険保険料を受領しながらその全部もしくは一部について受入処理を

しなかったり、または郵便貯金払いもどし金受領証を偽造したりして現金を領得したもの、

（ウ）特定郵便局長が分任繰替払等出納官吏として勤務中、郵便貯金払いもどし金受領証を偽造したり、または定額郵便貯金証書を預かり保管中ほしいままに払いもどししたりして領得したもの

のほか、給与事務担当の職員が所得税相当額を領得したものなどである。

以上のほか、繰替払現金等を領得されたもので全額補てんされたものが1事項5万円以上のもので50事項37,261,081円あり、このうちには職員を監督する地位にある特定郵便局長により領得されたものが7事項23,434,714円ある。

これら不正行為に対しては、当局においてもその未然防止および早期発見に努めており、また、本院においても37年10月これが防止対策につき改善の意見を表示したところであるが、なおこのような事例とくに管理者の不正行為が絶えないのは遺憾である。

前記12事項9,356,731円のうち1事項50万円以上のものをあげると、次表のとおり6件7,609,710円（うち38年9月末現在補てんされた額2,571,008円）である。

（注）次表に掲記した箇所のほか中原、徳山、八幡、豊平、虻田各郵便局および横浜逓信病院

	庁名	不正行為をした職員	不正行為期間 年月	不正行為金額 円	補てんされた額（38. 9.30現在） 円
（549）	東京郵政局管内 川口元郷郵便局	郵政事務官 小林某	32. 12 から 37. 9 まで	606,560	132,500

同人が窓口で現金受払事務に従事中、通常郵便貯金払いもどし金受領証を偽造して、または積立郵便貯金預入金等の預入報告をしないなどの方法により領得したものである。

（550）	名古屋郵政局管内 熊野郵便局	郵政事務官 村井某	35. 12 から 37. 8 まで	1,337,060	1,206,126

同人が庶務会計課給与事務担当者の補助者として給与事務に従事中、職員の給与を出納官吏から受領するにあたり、現金支給額だけを同出納官吏から受領することとなっているのに源泉所得税額を含めて受領し、同所得税額の全部または一部をそのまま領得したものである。

	庁名	不正行為をした職員	不正行為期間 年月	不正行為金額 円	補てんされた額（38. 9.30現在） 円
（551）	名古屋郵政局管内 大河内郵便局	出納員 郵政事務官 三田某	33. 8 から 38. 2 まで	1,815,082	475,082

同人が窓口で現金受払事務に従事中、通常郵便貯金払いもどし金受領証を偽造して、または通常郵便貯金預入金の預入報告をしないでもしくは少額にし、あるいは定額郵便貯金の預入報告をしないで領得したものである。

（552）	仙台郵政局管内 強首郵便局	出納員 郵政事務官 今某	36. 3 から 37. 10 まで	832,030	333,530

同人が窓口で現金受払事務に従事中、通常郵便貯金預入金の預入報告をしないで、または通常郵便貯金払いもどし金受領証を偽造するなどの方法により領得したものである。

（553）	同 西馬音内郵便局	出納員 郵政事務官 高橋某	32. 1 から 37. 7 まで	1,542,645	73,000

同人が窓口で現金受払事務に従事中、簡易生命保険保険料の受入報告をしないで領得したものである。

（554）	札幌郵政局管内 札幌豊平郵便局	分任繰替払等出納官吏 特定郵便局長 阿部某	35. 3 から 37. 4 まで	1,476,333	350,770

同人が特定郵便局長として勤務中、通常郵便貯金払いもどし金受領証を偽造して、または定額郵便貯金証書を預金者から預かり保管中ほしいままに払いもどしして領得したものである。

計				7,609,710	2,571,008

第9 労 働 省

不 当 事 項

保 険 (555)-(556)

(555) 労働者災害補償保険事業の運営が適切でなく保険料等の徴収不足をきたしたもの

(労働者災害補償保険特別会計) (款)保険収入 (項)保険料収入
(款)雑収入 (項)雑収入

労働者災害補償保険の強制適用事業については、その事業開始の日に保険関係が成立するが、土木建築等有期事業を行なう事業主は、その保険料について、原則として事業開始の日前10日までに当該事業において支払う賃金総額の見込額を基本にして算出した概算保険料の報告書を提出し、開始の日から20日以内に概算保険料を納付するものとされており、また、事業が終了したときは、終了の日から15日以内に確定保険料の報告書を提出し、概算保険料納付額との差額を精算するものとされているが、事業主がこれらの報告をしないときは、当局において保険料を調査決定することに定められている。

昭和38年中、全国の46労働基準局につき、国および地方公共団体等が36、37両年度中に発注した61,801工事について調査したところ、北海道ほか44労働基準局において、2,301工事請負額約79億9100万円のものはすでに工事が終了しているものであるのにその事実をは握していなかったので注意したところ、保険料および追徴金49,261,965円の徴収決定を了した。これを労働基準局ごとに集計すると次表のとおりである。

これらの事業については、事業主が前記の報告を怠った場合当局においてこれを発見することは困難な事情もあるが、事業主に対する指導監督の徹底を期し、また、国

または地方公共団体等の発注にかかる事業については、当該機関に対し資料の提出を求めてはいるが十分に収集されていない実情であるから、なお一層の努力の要があると認められる。

労働基準局	調査工事数	徴収不足			
		事業場数	保険料	追徴金	計
			円	円	円
北海道	1,518	23	320,517	32,044	352,561
青森	1,195	55	1,318,535	131,833	1,450,368
岩手	1,594	31	557,810	55,765	613,575
宮城	1,611	38	850,217	75,725	925,942
秋田	979	11	191,113	13,945	205,058
山形	1,049	23	382,158	38,205	420,363
福島	1,098	30	461,914	46,179	508,093
茨城	1,009	64	1,813,509	181,324	1,994,833
栃木	1,069	93	2,053,443	205,307	2,258,750
群馬	1,055	34	635,594	63,542	699,136
埼玉	1,059	56	1,231,516	123,130	1,354,646
千葉	1,055	42	975,915	97,575	1,073,490
東京	2,470	128	3,735,836	373,456	4,109,292
神奈川	1,630	59	1,021,786	102,158	1,123,944
新潟	1,095	61	1,110,236	110,999	1,221,235
富山	979	24	558,748	55,865	614,613
石川	1,077	17	376,599	37,652	414,251
福井	3,182	124	2,502,633	250,214	2,752,847
山梨	1,047	119	2,048,305	204,786	2,253,091
長野	2,715	24	336,810	33,669	370,479
岐阜	1,157	15	254,761	25,471	280,232
静岡	2,812	53	1,096,247	109,602	1,205,849
愛知	1,884	86	1,818,223	181,787	2,000,010
三重	1,127	58	1,182,624	118,236	1,300,860
滋賀	1,617	83	1,375,375	115,090	1,490,465
京都	1,833	15	229,871	22,980	252,851

労働基準局	調査工事数	徴収不足 事業場数	保険料 円	追徴金 円	計 円
大阪	2,080	63	1,245,208	124,500	1,369,708
兵庫	1,251	67	1,621,662	138,771	1,760,433
奈良	886	159	3,202,293	213,616	3,415,909
和歌山	1,025	39	480,307	36,851	517,158
鳥取	1,175	41	902,029	90,188	992,217
島根	1,416	87	1,346,995	134,665	1,481,660
岡山	891	28	465,939	46,582	512,521
山口	875	17	275,758	27,568	303,326
徳島	591	82	1,650,464	165,008	1,815,472
香川	702	42	782,393	78,221	860,614
愛媛	1,120	33	511,796	51,167	562,963
高知	1,446	22	273,702	27,362	301,064
福岡	1,439	99	1,592,995	145,402	1,738,397
佐賀	609	4	48,511	4,849	53,360
長崎	689	37	500,796	49,239	550,035
熊本	1,258	12	178,817	17,876	196,693
大分	1,945	29	339,474	33,936	373,410
宮崎	876	12	132,136	13,207	145,343
鹿児島	1,364	62	968,066	96,782	1,064,848
合計	60,554	2,301	44,959,636	4,302,329	49,261,965

(556) 保険給付の適正を欠いたもの

(失業保険特別会計) (項)保険給付費

失業保険事業における保険給付の適正を欠いた事例については、毎年度の検査報告に掲記して適正をはかるよう注意してきたところである。昭和38年においては、約80万人に達している一般失業保険の保険金受給者に対する給付の状況につき、全国690箇所の公共職業安定所等のうち札幌公共職業安定所ほか167箇所で、失業保険金受給者78,139人についてその適否を調査したところ、被保険者資格取得についての

調査が不十分なため、受給者が再就職しているのにこれに対し保険金を支給したものが、帯広ほか73公共職業安定所において318人3,287,060円あり、これを都道府県ごとに集計すると次表のとおりである。

都道府県名	公共職業安定所	受給者調査人員 人	保険給付の適正を欠いたもの 人員 人	金額 円
北海道	帯広ほか4	898	11	43,940
山形県	山形ほか3	9,365	136	376,060
東京都	五反田ほか10	15,290	38	977,700
神奈川県	横浜ほか3	1,453	6	126,420
新潟 〃	新潟ほか4	662	16	34,440
静岡 〃	浜松ほか3	2,499	9	36,300
愛知 〃	名古屋中ほか4	968	8	271,560
京都府	京都西陣ほか5	1,919	28	579,960
大阪 〃	堂島ほか4	3,000	10	141,760
兵庫県	神戸ほか8	3,845	18	226,860
福岡 〃	福岡ほか9	2,132	21	388,000
熊本 〃	熊本ほか5	221	17	84,060
合計		42,252	318	3,287,060

補助金

(557) (570) 失業対策事業費補助金の経理当を得ないもの

(一般会計) (組織)労働本省 (項)失業対策事業費補助

失業対策事業に対する国庫補助金は、緊急失業対策法(昭和24年法律第89号)に基づいて事業主体である地方公共団体に交付されるもので、その経理の適正な執行については毎年度の検査報告に掲記して注意を促してきたところである。昭和38年においては、全国1,247事業主体のうち約13%に当たる北海道ほか25都府県、133市町計159事業主体について国庫補助金の経理状況を実地に検査したところ、就労していない者

に支払った賃金を補助の対象として事業費に算入していたものがあり、これを控除して再計算すると、1事業主体当り10万円以上の国庫補助金の返納を要するものが北海道ほか10県(注)において22事項10,145,420円あり、そのうち1事項20万円以上のものをあげると次表のとおり14件8,953,150円である。

(注)　次表に掲記した道県のほか石川、島根、徳島、熊本各県

	道県名	事業主体	事業年度	区分	国庫補助基本額	国庫補助金交付済額	国庫補助基本額から控除すべき額	国庫補助金交付済額中返納を要する額
					円	円	円	円
(557)	北海道	美唄市	37	労力費	69,035,076	48,531,658	358,486	252,015
(558)	神奈川県	横浜〃	〃	同	434,451,138	289,634,092	1,508,641	1,005,760
(559)	滋賀〃	滋賀県	36	同	14,455,305	9,636,870	128,876	85,917
			37	同	17,605,098	11,736,732	221,516	147,677
				小計	32,060,403	21,373,602	350,392	233,594
(560)	香川〃	高松市	36	労力費	108,363,477	72,242,318	103,197	68,798
			37	同	115,845,561	77,230,374	348,060	232,040
				小計	224,209,038	149,472,692	451,257	300,838
(561)	福岡〃	福岡県	37	労力費	1,715,017,569	1,215,947,456	1,423,113	1,008,986
(562)	同	大牟田市	〃	同	304,970,120	219,273,516	967,303	695,491
(563)	佐賀県	佐賀県	36	同	165,001,376	110,000,917	523,142	348,761
			37	同	180,289,371	120,192,914	548,484	365,654
				小計	345,290,747	230,193,831	1,071,626	714,415
(564)	同	佐賀市	36	労力費	51,250,880	34,167,253	205,686	137,124
			37	同	55,703,770	38,379,897	206,194	142,067
				小計	106,954,650	72,547,150	411,880	279,191
(565)	同	伊万里〃	36	労力費	68,033,303	48,507,745	164,735	117,456
			37	同	75,036,737	53,576,230	242,374	173,055
				小計	143,070,040	102,083,975	407,109	290,511
(566)	大分県	大分県	36	労力費	230,067,111	153,378,074	1,302,485	868,323
			37	同	248,313,903	165,542,602	1,571,459	1,047,639
				小計	478,381,014	318,920,676	2,873,944	1,915,962
(567)	同	大分市	36	労力費	88,956,293	61,112,973	734,972	504,925
			37	同	98,835,558	67,603,521	758,241	518,636
				小計	187,791,851	128,716,494	1,493,213	1,023,561
(568)	同	別府〃	36	労力費	111,485,909	78,040,136	399,438	279,606
			37	同	127,601,672	89,321,170	404,458	283,120
				小計	239,087,581	167,361,306	803,896	562,726
(569)	同	中津〃	36	労力費	56,846,400	39,678,787	307,800	214,844
			37	同	61,516,515	42,938,527	345,085	240,869
				小計	118,362,915	82,617,314	652,885	455,713

	道県名	事業主体	事業年度	区分	国庫補助基本額	国庫補助金交付済額	国庫補助基本額から控除すべき額	国庫補助金交付済額中返納を要する額
					円	円	円	円
(570)	大分県	日田市	36	労力費	62,747,854	43,735,254	174,084	121,336
			37	同	67,208,462	46,777,089	133,695	93,051
				小計	129,956,316	90,512,343	307,779	214,387
	計				4,528,638,458	3,137,186,105	13,081,524	8,953,150

第10　建　設　省

不　当　事　項

工　　事　(571)—(576)

(571)
(572)　**橋りょう塗装面積を過大に算定したため工事費が高価となったもの**

(道路整備特別会計)　(項)道路事業費

関東地方建設局で、橋りょう塗装工事の施行にあたり、塗替面積を橋りょうのしゅん功図面または実測の結果による図面により算定すべきところ、これを行なわなかったため塗装面積の算定が過大となり、工事費が高価となっているものが次のとおりある。

(571)　関東地方建設局で、昭和37年11月、指名競争契約により橋梁塗装株式会社に6号国道新四ツ木橋および四ツ木小橋橋梁塗装工事を22,100,000円で請け負わせ施行しているが、塗装面積を過大に算定したため工事費が約745万円高価となっている。

本件工事は、1級国道6号線新四ツ木橋および四ツ木小橋延長507メートル、幅員17メートルから19メートルを塗り替える工事で、設計書によると塗装面積54,500平米をさび落し清掃を行ないペイントで3回塗装することとしている。しかして、上記面積は東京都保管の鋼橋塗装台帳記載の面積をそのまま計上したもので、その算出根拠が明確でなく、また、この面積は本橋りょうの鋼材重量3,466トンから換算すると鋼材1トン当り15.7平米となり、道路技術研究会の作成した資料等に比べて過大となっているので、面積を本橋りょうのしゅん功図面により計算させたところ35,400平米(トン当り10.2平米)にすぎず、これにより工事費を再計算すれば14,650,000円となり、本件工事費はこれに比べて約745万円高価となっている。

(572)　関東地方建設局で、昭和37年11月、指名競争契約により福昌塗装工業株式会社に15号線六郷橋塗装工事を13,950,000円で請け負わせ施行しているが、塗装面積を過大に算定したため工事費が約420万円高価となっている。

本件工事は、1級国道15号線六郷橋延長446メートル、幅員16メートルを塗り替える工事で、設計書によると塗装面積33,000平米をさび落し清掃を行ないペイントで3回塗装することとしている。しかして、上記面積は橋梁塗装株式会社の作成した資料により、本橋りょうの鋼材重量2,047トンから換算推定したもので、その資料は数橋程度の実例を基礎として算出しているにすぎず、この面積は鋼材1トン当り16.1平米となり、道路技術研究会の作成した資料等に比べて過大となっているので、面積を実測させたところ22,670平米(トン当り11平米)にすぎず、これにより工事費を再計算すれば9,745,000円となり、本件工事費はこれに比べて約420万円高価となっている。

(573)
(575)　**直轄工事の施行が不良なもの**

(道路整備特別会計)　(項)道路事業費
(治水特別会計)　(治水勘定)　(項)河川事業費

東北、北陸両地方建設局で、工事の施行にあたり、監督および検収が当を得なかったため施行が設計と相違していて設計に比べて工事の効果が低下しているものが次のとおりある。

(573)　東北地方建設局で、昭和37年7月、指名競争契約により株式会社熊谷組に149,940,000円で請け負わせ施行した1級国道4号線金成道路改良第2工事は、38年3月、設計どおりしゅん功したものとして検収を了しているが、この道橋の袖練石積擁壁を設計と相違して施行したため、その強度が設計に比べて著しく低下していると認められ、また、路側練石積擁壁等の出来高において工事費134,000円相当額が不足している。

本件工事は、延長5,129メートルの道路を改修するもので、うち2号、3号両この道

橋の袖練石積擁壁計153平米（工事費1,166,000円）は、設計書および図面によると、長さ6メートルの基礎ぐい20本または16本を打ち込み、基礎コンクリートは厚さ40センチメートルで総量12立米、また、胴込コンクリートは1立米にセメント225キログラム配合で平米当り0.23立米総量35立米を施行することとなっているのに、実際は基礎ぐいが設計位置を著しくそれて打ち込まれているものが少なくないばかりでなく、基礎コンクリートの厚さは15センチメートルから24センチメートル程度施行したにすぎず、胴込コンクリートは養生が十分でなかったなどのため著しく粗悪なものとなっており、擁壁はすでに不等沈下またはき裂を生じている状況で、設計に比べて擁壁の強度が著しく低下しているものと認められる。

また、路側練石積擁壁251平米の基礎コンクリートについて厚さ45センチメートルで総量24立米を施行することとなっているのに、実際は25センチメートルで総量14立米を施行したにすぎないなどのため、工事費134,000円相当額が出来高不足となっている。

本件に対しては、請負人の負担において2号、3号両こ道橋の袖練石積擁壁を工事費70万円で再施行し、また、路側練石積擁壁の基礎コンクリート等の出来高不足工事費相当額134,190円を返還させた旨の報告があった。

（574）　北陸地方建設局で、昭和37年8月、指名競争契約により株式会社山崎組に14,600,000円で請け負わせ施行した川口第三築堤護岸工事は、37年12月、設計どおりしゅん功したものとして検収を了しているが、コンクリート護岸を設計と相違して施行したため、その強度が設計に比べて著しく低下していると認められる。

本件工事は、信濃川支川魚野川延長450メートルを改修するもので、法覆格子わく張りコンクリート3,600平米は、設計書および図面によると、1立米にセメント220キログラム配合のコンクリートで、格子わくは幅30センチメートル厚さ41センチメートル、張りコンクリートは厚さ12センチメートルで総量716立米を施行することとなっているのに、実際はうち1,225平米（工事費2,200,000円）については、張りコンクリートは粗骨材とモルタルが分離した粗悪なコンクリートで厚さ5センチメートルから10センチメートル程度施行したにすぎず、また、格子わくは築堤盛土のつき固めが不十分なままコンクリートを打設したためくい違いやき裂が生じている状況で、設計に比べて護岸の強度が著しく低下しているものと認められる。

本件に対しては、請負人の負担において法覆格子わく張りコンクリートの張りコンクリートを工事費62万余円で打ち替えた旨の報告があった。

（575）　北陸地方建設局で、昭和37年5月、指名競争後の随意契約により株式会社加賀田組に12,500,000円で請け負わせ施行した阿賀野川灰塚護岸工事は、37年9月、設計どおりしゅん功したものとして検収を了しているが、練石張護岸の胴込コンクリートを設計と相違して施行したため、その強度が設計に比べて著しく低下していると認められる。

本件工事は、護岸延長300メートルを改修するもので、練石張護岸1,200平米の胴込コンクリート180立米（工事費986,000円）は、設計書および仕様書によると1立米にセメント270キログラム配合のコンクリートで平米当り0.15立米を施行することとなっているのに、実際はその数量が不足しているばかりでなく、つき固めも不十分な粗悪なもので施行しているため、設計に比べて胴込コンクリートの強度が著しく低下しているものと認められる。

本件に対しては、請負人の負担において練石張護岸を工事費47万円でモルタル注入により補強した旨の報告があった。

（576）　橋りょう下部工事の施行方法が適切を欠いたため手もどりを生じ不経済となっているもの

（治水特別会計）（治水勘定）（項）河川事業費　（項）附帯工事費

九州地方建設局で、昭和37年10月、指名競争契約により清水建設株式会社に泉町

堤防(その2)外2件工事を31,150,000円(当初契約額34,800,000円)で請け負わせ施行しているが、橋台工事の施行方法が適切を欠いたため手もどりを生じ約230万円が不経済となっている。

本件工事は、諫早市所在本明川の支川福田川の改修にあたり、泉町堤防、泉町樋管を改築し、土園川橋を架設するものであるが、うち土園川橋の架設工事は、延長21メートル、幅員11メートルのコンクリート橋の下部工事を施行するもので、その左岸橋台は、地下に粘土層があったため長さ7.5メートルのコンクリートぐい27本を打設して基礎を固め、これにコンクリートの重力式橋台を載せるよう設計して施行し、この完成をまって取付道路の盛土を施行したところ、その直後、盛土の圧力によって橋台が滑動し、工事の目的が達せられない状況となったので、これを取りこわし、38年度に新たに工事費約660万円で井筒工法による橋台を施行するにいたったものである。

しかして、本件橋台の設計についてみると、その前面に施行する高さ4.8メートルの護岸盛土が背面に施行する取付道路の盛土の水平土圧に対抗して橋台が安定する計算となっているのであり、かつ、橋台下部の地質は軟弱な粘土層であるから、橋台完成後、盛土工事を施行するにあたっては、前記両面の盛土を土圧の均衡を保ちながら施行するのが相当であったと認められる。しかるに、実際の施行にあたっては、前面護岸の盛土を施行することなく、橋台前面に幅1.2メートル、高さ0.8メートル程度の捨石を行なっただけで取付道路の盛土を施行したため、その水平土圧により橋台が滑動したものと認められ、結局、本件は、工事の施行方法を誤ったため手もどりとなり、橋台等の工事費約183万円およびこの撤去費約47万円計約230万円が不経済となったものである。

補　助　金　(577)—(637)

(577)→(636)　公共事業に対する国庫負担金等の経理当を得ないもの

(一般会計)　(組織)建設本省　(項)河川等災害関連事業費　(項)鉱害復旧事業費　(項)河川等災害復旧事業費　(項)施設提供等諸費　(項)昭和37年発生河川等災害復旧事業費
(道路整備特別会計)　(項)道路事業費　(項)街路事業費　(項)臨時就労対策事業費
(治水特別会計)　(治水勘定)　(項)砂防事業費　(項)離島治水事業費

地方公共団体が施行した公共土木施設の建設、改良および災害復旧等の工事に対する国庫負担金または国庫補助金(以下「国庫負担金」という。)は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法規に基づいて交付されるものである。昭和38年中、その経理および工事施行の状況について全国の工事現場72,932箇所のうち北海道ほか35都府県につきその8.2%に相当する6,017箇所(事業費69,306,525,094円、国庫負担金45,132,637,578円)を実地に検査したが、これを会計別にみると、一般会計においては災害復旧事業を主として2,970箇所、道路整備特別会計においては道路の改良事業等1,957箇所、また、治水特別会計においては砂防事業、中小河川改修事業等1,090箇所となっている。検査の結果は、工事の施行が不良なため工事の効果を著しく減殺しているものまたは設計に対して工事の出来高が不足しているものがあり、国庫負担金を除外すべきことの判明したもので除外すべき額1工事10万円以上のものが、北海道ほか23府県において66工事59,319,207円(うち一般会計分28工事19,139,609円、道路整備特別会計分4工事2,861,666円、治水特別会計分34工事37,317,932円)あり、このうち国庫負担金を除外すべき額1工事20万円以上のものをあげると別表第3のとおり60件58,432,022円である。

しかして、この種不当な事例が多数に上っているのは、主として、砂防えん堤、擁壁等のコンクリート工事の施行にあたり、監督が十分でなかったり、検査が適確に行なわれなかったりしたことによるものと認められる。

(637) 災害復旧事業費の査定額を減額させたもの

(一般会計)

地方公共団体が施行する公共土木施設の昭和37年発生災害復旧工事の査定を了したもの(建設省査定額53,167,920,000円)に対する検査は、査定額の比較的多かった北海道ほか14県を選び、37年12月から38年3月までの間に、総工事数22,216箇所その査定額38,415,016,000円のうち10,674工事21,298,870,000円について実施した。

その結果は、同一箇所の工事を建設省と農林省との双方で重複して査定しているもの、じゃかごの網目を必要以上に小さく見込んでいるなど設計が過大となっているもの、または工事費の計算を誤ったり、工事用材料の運搬距離を過大に見込んだりしたなどのため積算が過大となっているものがあり、これらの査定工事費を適正なものに修正する必要があると認め当局に注意したところ、前記15道県において次表のとおり668工事につき工事費において93,547,000円国庫負担金相当額71,547,000円を減額是正する旨の回答があった。

なお、以上のほか、査定の時と状況が変化したりまたは査定と関係なく別途に工事を施行済みのため、災害復旧工事として施行する要がないと判明したものを注意して減額是正させたものが、13工事につき工事費において2,771,000円国庫負担金相当額1,868,000円ある。

道県名＼類別	建設省査定額		左のうち実地検査したもの		減額させた工事費							
					二重査定		設計過大		積算過大		計	
	工事数	金額	工事数	金額	工事数	金額	工事数	金額	工事数	金額	工事数	金額
		千円		千円		千円		千円		千円		千円
北海道	4,281	14,359,510	2,820	8,000,440	1	909	70	13,334	50	7,199	121	21,442
秋田県	619	1,116,536	438	732,824			1	203	43	2,208	44	2,411
福井〃	532	2,580,201	331	1,366,839			1	3,364	41	14,503	42	17,867
静岡〃	793	1,307,000	506	715,217					34	1,030	34	1,030
愛知〃	1,182	1,474,944	701	786,278			2	399	65	1,671	67	2,070
三重〃	815	1,065,927	544	681,359			9	2,247	63	3,584	72	5,831
兵庫〃	1,584	1,525,912	513	885,797					30	2,687	30	2,687
奈良〃	821	912,125	502	624,869					34	6,697	34	6,697
和歌山〃	1,163	1,582,986	360	767,936			1	354	14	3,002	15	3,356
山口〃	1,402	1,313,043	871	904,275			3	748	15	2,861	18	3,609
福岡〃	1,645	1,421,715	394	692,919			1	19	37	1,817	38	1,836
佐賀〃	2,470	3,235,213	368	1,225,394	1	171	2	161	47	7,189	50	7,521
長崎〃	1,401	3,073,529	447	1,878,366			4	1,045	51	11,843	55	12,888
熊本〃	1,916	1,815,602	822	923,014					34	3,305	34	3,305
鹿児島〃	1,592	1,630,773	1,057	1,113,343			3	362	11	635	14	997
合計	22,216	38,415,016	10,674	21,298,870	2	1,080	97	22,236	569	70,231	668	93,547

不正行為

(638) 職員の不正行為により国に損害を与えたもの

(道路整備特別会計)

関東地方建設局で、昭和37年2月から10月までの間に、高崎工事事務所用地課建設事務官古口某により歳出金をほしいままに領得されたものが1,958,180円(うち38年9月末現在補てんされた額818,180円)ある。

本件は、同人が同工事事務所用地課用地第1係長として用地の取得事務に従事中、前橋国道改築工事に要する土地の買収にあたり、関係書類の買収金額に付増しするなどの方法により、関係職員を誤信させて、小切手を振り出させ、正当額との差額等を領得したものである。

第7節　会計事務職員に対する検定

第1　出納職員に対する検定

昭和37年12月から38年11月までの間に、出納職員が現金を亡失した事実について所管庁から報告を受理し処理を要するものは繰越分を含め216件96,230,069円、その処理をしたものは202件87,680,534円で、その所管別内訳は次表のとおりである。

なお、処理未済のものは14件8,549,535円である。

所管	報告受理		処理済み	
	件	千円	件	千円
裁判所	1	26	1	26
総理府	2	225	2	225
法務省	4	1,799	4	1,799
大蔵省	8	1,620	8	1,620
文部省	2	640	1	364
厚生省	2	75	2	75
農林省	6	1,729	6	1,729
通商産業省	1	11	1	11
郵政省	180	78,583	167	70,309
労働省	9	11,470	9	11,470
建設省	1	46	1	46
計	216	96,230	202	87,680

報告を受理し処理をしたもの202件87,680,534円は、出納職員に弁償責任があると検定したもの8件17,495,002円、出納職員に弁償責任がないと検定したもの22件3,112,448円で、その他の172件67,073,084円は、出納職員が現金を亡失したことによって生じた損害の全額が弁償済みとなったなどのため別途処理したものである。

しかして、弁償責任があると検定した8件の内訳を所管別にみると、大蔵省1件240,000円、郵政省7件17,255,002円であり、これを態様別にみると、出納職員の不正行為によるもの4件17,113,005円、出納職員が善良な管理者の注意を怠ったことによるもの4件381,997円である。いま、1事項100万円以上のものについて、その概要を述べると次のとおりである。

（1）　東京郵政局管内品川南浜川郵便局出納員郵政事務官川端某が、窓口で貯金、保険等の現金受払事務に従事中、32年9月20日ごろから37年5月26日ごろまでの間に通常郵便貯金預入金等の預入報告をしないなどの方法により15,106,949円を領得した事実について、本件は出納員が自己の取扱いにかかる現金を領得したものであるから、38年3月、川端出納員に対し弁償責任があると検定した。

（2）　東京郵政局管内伊奈郵便局出納員郵政事務官伊能某が、窓口で為替、貯金等の現金受払事務に従事中、33年5月26日から35年8月1日までの間に通常郵便貯金預入金の預入報告をしないでまたは少額に報告する方法により1,526,056円を領得した事実について、本件は出納員が自己の取扱いにかかる現金を領得したものであるから、37年12月、伊能出納員に対し弁償責任があると検定した。

第2　物品管理職員に対する検定

昭和37年12月から38年11月までの間に、物品管理職員が物品を亡失しまたは損傷した事実について所管庁から報告を受理し処理を要するものは繰越分を含め6,226件299,853,813円、その処理をしたものは6,224件293,541,846円で、その所管別内訳は次表のとおりであるが、弁償責任があると検定したものはない。

なお、処理未済のものは2件6,311,967円である。

所管	報告受理		処理済み	
	件	千円	件	千円
国会	1	6	1	6
総理府	4,913	91,834	4,912	85,522
法務省	12	1,227	12	1,227
外務省	5	5,390	5	5,390

所管	報告受理		処理済み	
	件	千円	件	千円
大蔵省	17	10,622	17	10,622
文部省	21	48,096	21	48,096
厚生省	3	458	3	458
農林省	291	92,337	291	92,337
通商産業省	6	5,517	6	5,517
運輸省	56	6,532	56	6,532
郵政省	824	15,197	823	15,197
労働省	1	228	1	228
建設省	76	22,404	76	22,404
計	6,226	299,853	6,224	293,541

報告を受理し処理をしたもののうち、総理府の件数および金額が多いのは主として防衛庁において被服等供用物品を亡失しまたは損傷したことによるものであり、また、農林省において金額が多いのは主として天災により木材および備品を亡失しまたは損傷したことによるものである。

第8節　是正改善の処置を要求しまたは改善の意見を表示した事項

昭和37年12月から38年11月までの間に、会計検査院法第34条または第36条の規定に基づき、主務大臣に対し、不当と認めた事項につき是正改善の処置を要求し、または法令、制度もしくは行政に関して改善の意見を表示したものは次のとおり7件である。

（1）　陸上、海上、航空各自衛隊間における共通器材の融通および調達の調整について改善の意見を表示したもの（昭和38年11月19日付け38検第539号　防衛庁長官あて）

防衛庁において物品の在庫状況の調査等が不十分なため不急不用の物品を調達している事例については、従来機会あるごとに注意を促してきたところであり、同庁においても陸上、海上、航空各自衛隊に調達要求および在庫管理の事務を行なう統制機関を設けてこれら事態の改善に努力してきたところであるが、昭和38年中の検査の結果によると、なお、各自衛隊で共通して使用することができる航空機用部品、通信電子機器等の調達にあたり各自衛隊間で相互の連絡調整を十分に行ない管理換の処置をとれば取急ぎ調達する要がなかったのにこれをしなかったため不経済となっているものがあり、そのおもな事例をあげると下記のとおりである。

このような事態を生じているのは、自衛隊ごとに調達要求および在庫管理の事務を行なう統制機関が設けられていてもこれらを調整する制度、機構が確立されていないため、自衛隊ごとに調達補給の調整をはかるための在庫調査を実施しても、これを効率的に活用し他の自衛隊の調達に反映させる処置が積極的にとられていないことによるほか、自衛隊間において物品整理番号が統一されていないことにもよるものと認められる。

しかして、物品整理番号の統一事務については、36年6月から内部部局に類別管理官が設けられてはいるが、その進ちょく状況は十分とは認められないので、これが処

理を促進し、また、各自衛隊で共通して使用することができる器材の融通および調達の調整を効果的に実施する機構の確立をはかるなど適切な処置をとり、この種器材の調達、管理に万全を期する要があると認められる。

記

（1）　海上、航空両自衛隊で共通して使用することができるレシプロ練習機部品についてみると、両自衛隊相互間で連絡を密にし、航空自衛隊で使用する見込みがないと認められる余剰品を海上自衛隊に管理換する方途を講ずれば調達する要がなかったと認められるものが海上自衛隊の36年度調達分252品目のうち177品目約710万円ある。

（2）　陸上、海上、航空各自衛隊で共通して使用することができるヘリコプター部品で、36、37両年度中に調達したもののうち142品目についてみると、各自衛隊が基準量をこえて保有しているものを相互に管理換する方途を講ずれば取急ぎ調達する要がなかったと認められるものが陸上自衛隊で22品目約1960万円、海上自衛隊で23品目約2820万円、航空自衛隊で18品目約2590万円ある。

（3）　海上、航空両自衛隊で共通して使用することができる航空機搭載用タカン（戦術用航法装置）AN/ARN—21についてみると、航空自衛隊で37年7月末において未使用のまま保管している318台のうちから海上自衛隊に管理換する方途を講ずれば取急ぎ調達する要がなかったと認められるものが海上自衛隊の37年度調達分9台約1440万円ある。

（4）　陸上、海上、航空各自衛隊で共通して使用することができる電子管5J26についてみると、陸上自衛隊で37年6月末において基準量をこえて保有しているものを海上自衛隊に管理換する方途を講ずれば取急ぎ調達する要がなかったと認められるものが海上自衛隊の37年度調達分45個のうち33個約1150万円ある。

（2）　刑務作業における契約賃金等の決定について是正改善の処置を要求したもの（昭

和38年10月22日付け38検第473号　**法務大臣あて**）

刑務所等収容施設においては、収容者に対し物品製作、加工修繕および労務提供を主とする作業を賦課しているが、これらの作業には商社等との契約を伴うものが多く、これによる収入は昭和37年度の刑務所作業収入徴収決定済額36億5098万余円の大部分を占めている。

刑務作業は、行刑目的を主眼とするものであるが、作業の収支に関する経済的考慮も重視を要するものと認められ、製作物品の売渡価格、加工修繕の加工賃および労務提供の際の賃金については収容者労務等に対応する適正な対価を徴収するよう決定すべきものである。しかして、法務省においても、刑務作業規程（昭和28年法務大臣訓令矯正甲第461号。以下「規程」という。）により、物品製作作業および加工修繕作業の場合は市場価格を基準とし、原価をしんしゃくして定め、また、労務提供作業の場合は、昭和22年労働省告示第8号一般職種別賃金を基準として定めることとしているものである。

38年中、上記の価格、賃金等の決定につき、小菅ほか35刑務所について実地に検査したところ、構内における労務提供契約、物品製作および加工修繕契約については、作業時間、労務の賀を勘案しても、なお賃金、価格等が低価に失すると認められるものがあり、そのおもな事例は別表のとおりである。

このような事態を生じたのは、

（ア）　構内の労務提供作業においては、その職種が前記一般職種別賃金に直接該当するものがほとんどなく、しかも、この場合の取扱いについて明確な規定がないため、過去の実績等を基準として作成された当該年度の実収目標額等によって適宜賃金を決定していること、

（イ）　物品製作作業等においては、市場価格を基準として決定すべきであるのに、規程第41条の規定により計算される労務費が1人1日110円となるためきわめて低

価となっている原価および当該年度の実収目標額を基準として価格を決定していること

によるものと認められる。

以上の実情にかんがみ、規程を改訂、整備するとともに、その趣旨の徹底をはかる必要があると認められる。

別　　表

1　刑務所構内における労務提供契約の賃金が低価に失すると認められるもの

施設名	作業内容	徴収決定済額	職種	1人1日当り契約賃金（または契約単価）
		円		円
（1）宇都宮刑務所	コイルバネ等の加工および製作	7,692,417	金属工	37年4月から5月まで 見習工　140 本工　160 特殊工　200 6月以降 見習工　170 本工　190 特殊工　300

管区実収目標額を基準として決定したものであるが、県下中学校男子卒業者の初任給をみても325円となっている。

（2）甲府刑務所	電気抵抗加工 バリコン組立て	4,948,463	金属工	電気抵抗加工	170 200
				バリコン組立	180
				検査工	200

決定の具体的な根拠は明らかでないが、県下中学校女子卒業者の初任給をみても243円となっている。

（3）尾道刑務支所	チップ製造および皮はぎ	1,936,950	製紙工	製紙工　250
	パネル製作	1,955,925	木工	製箱工　250

36年度の契約賃金190円を基準として決定したものであるが、県下中学校男子卒業者の初任給をみても344円となっている。

（4）徳島刑務所	パネル製作	1,206,760	木工	200

同一業者が尾道刑務支所と締結している同種契約の36年度分を参考として決定したものであるが、県下中学校男子卒業者の初任給をみても293円となっている。

（5）札幌刑務所	ビール箱打立	3,224,848	木工	1個当り	
				特大	3.80
				大型その他	3.50

実収目標額を基準として決定したものであるが、一般業者の契約単価を基準とすると特大7円35、大型6円35、その他5円85となる。

2　物品製作および加工修繕契約の製品売渡価格等が低価に失すると認められるもの

施設名	作業内容	徴収決定済額	職種	契約単価
		円		円
（物品製作）				
（1）小菅刑務所	学童生徒机および腰掛の製作	6,200,000	木工	1組当り　1,550

原価および実収目標額を基準として決定したものであるが、東京都に対する同一業者の納入価格は2,010円および2,170円となっている。

（2）府中刑務所	学童生徒机および腰掛の製作	12,000,000	木工	1組当り　1,500

原価および実収目標額を基準として決定したものであるが、東京都に対する同一業者の納入価格は2,170円となっている。

（加工修繕）

（3）水戸少年刑務所	作業服の加工	1,380,590	洋裁工	1着当り	
				上衣	50
				ズボン	40～55
				上下	80～120
				続服	80～85

決定の具体的な根拠は明らかでないが、同一業者の受注加工単価を基準とすると上衣102円、ズボン67円、上下172円、続服137円となる。

（4）大阪刑務所	作業服（続服）の加工	4,454,120	洋裁工	1着当り	78 80

実収目標額を基準として決定したものであるが、府下作業服関係組合に所属する業者の加工単価は1,000着以上の場合110円から120円となっている。

（3）海外移住者受入事業に関する補助金の経理について是正改善の処置を要求したもの（昭和38年10月1日付け38検第456号　外務大臣あて）

海外における移住者の現地受入事業は、現在昭和38年7月に成立した海外移住事業団（以下「事業団」という。）の在外各支部が行なつているが、事業団の成立するまでは、29年1月に設立され事業団の成立と同時に解散した財団法人日本海外協会連合会（以下「連合会」という。）が行なってきたものである。しかして、連合会はその存立期間中本部を東京に、支部をアメリカ合衆国、ブラジル、アルゼンティン、ドミニ

カ、コロンビア、ボリヴィアおよびパラグァイの各国に置き、これら在外各支部はその経費の全額を30年度までは委託費として、31年度以降は補助金として外務省から交付を受け、受入事業として移住者の事業、職業その他移住者の生活一般について相談および指導を行ない、ならびに移住者の定着のために必要な福祉施設の整備その他の援助を行なってきたもので、37年度に在外各支部に交付された補助金は総額379,137,000円に達している。

これらの在外各支部のうち、アマゾン、リオ・デ・ジャネイロ、サンパウロ、パラグァイ、アルゼンティンおよびボリヴィアの各支部につき、38年5月および6月、国庫補助金の使用状況を実地に検査したところ、補助金を交付決定の内容に定められた使途以外に使用したもの、補助金を長期間未使用のまま保留しているもの、補助事業遂行上生ずる収入を一切決算に計上することなく別途にこれを経費として使用しているものが過去数年度にわたって見受けられ、うちおもな事例をあげると下記のとおりであるが、このほかにも事業が年度内に完成しないのに完成したこととして決算書を作成し、当該金額を別途保留し翌年度において使用する事例が数多くあり、補助事業実施の結果が決算に正しく表示されていない状況で、補助金の経理が適切を欠いているものと認められた。

このような事態を生じたのは、

（ア）　補助事業を実施する現地各支部において、一般に会計経理事務を軽視する風潮があって、会計事務職員の配置が適切でなく、また、交付決定の内容に従って経理を行なう意欲に乏しいこと、

（イ）　現地各支部を統轄する連合会本部においては、各支部に対し資金を交付する際わずかに注意を与えるほかは、会計経理に関しては、その基本となる経理規程さえ作成することもなく、一切各支部の任意としているばかりでなく、事業実施後の監査においても37年度にいたりようやく各支部から証拠書類の提出を求めた状況で、結局、会計実地検査当時までは書面による監査は一切行なうこともなく、さらに実地監査もほとんど実施していないなど補助金交付決定の内容に従い補助事業を遂行する心構えが十分でなかったこと、

（ウ）　補助金を交付する外務省において、支出負担行為実施計画の作成、交付決定、額の確定等補助金交付の一連の事務を通じて、現地の実情をは握して適正な会計経理を確保するために、少なくとも現地在外公館を通じて指導および監査を行なうべきものと認められるのにその配意を欠いていたため、事業実施の見通しもつかないのに事業費を交付するなど同省において補助事業を適正に執行させようとする努力に欠けていたこと

によるもので、要するに補助金を交付する側と補助金を受ける側の双方が適正な補助事業執行の意欲に欠け、相互の連関が密接でなかったことによるものと認められる。

連合会の事業は、前記のように事業団が引き継いで行なっているが、この事業に対しては国から交付金が交付されることとなっており、事業団がこれらの事業を行なうにあたっても上記の点は厳に留意を要するところであるから、外務省において、事業の執行については事業団の本部が在外各支部の会計経理の統制を十分に行なうよう指導するとともに、自らも現地在外公館を通じ指導監査を行ない、もって交付金の経理を適正にさせるよう特段の努力をすることが緊要である。

なお、施設の建設、物件の購入等事業費の使用にあたっては、使用の目的に即した事前の調査を行ない、詳細な設計や仕様を作成したうえで予定価格を積算し、契約を締結するのが当然であるが、現地にこのような事務に熟達した職員が乏しく、しかも本部において設計、仕様等につき各支部を指導することもないため、各支部で施設を建設するにあたり、きわめて簡単な見取図程度を作るだけで交付決定の内訳明細に計上されている金額でそのまま契約している例が多く、したがって、出来形の当否さえもは握することが困難な状況となっており、また、物件の購入にあたっても、現地の

実情を調査しないで漫然と購入したため、利用できないままとなっている事例も見受けられるので、今後は事業費の支出については、各支部職員の従うべき準則を明らかにするなど適切な指導を行ない交付金交付の効果を高めることができるよう配慮すべきものと認められる。

記

1　補助金を交付決定の内容に定められた使途以外に使用しているもの

（1）　ボリヴィア支部で、37年度中に、人件費および旅費計474,275円を正規に職員に支給することなく、定員外職員の人件費および旅費に充てていた。なお、36年度中においても、機械購入にあたり正当金額に付増しするなどしてねん出した資金を庁費、道路費等に充てたものがあるほか、34年度から36年度までの間に、収容所兼校舎、診療所等の建築費として交付を受けた資金を製材所、発電所等の建築費に充てたものがある。

（2）　パラグァイ支部で、37年8月27日から38年4月30日までの間に、法定為替換算レートをこえる為替差益1,576,443.76ガラニ(4,503,899円)を受入処理することなく別途に保留しこれを庁費に充て、38年5月末現在残額331,704.44ガラニ(947,679円)を保管していた。なお、34年度においても、小学校建築費として交付を受けた資金を収容所建築費に充てたものがある。

（3）　アマゾン支部で、37年度中に、第2トメアス移住地の教師に対する謝金として、220,481.14クルゼイロ(約152,000円)を支出したこととしているが、実際は教師に支払ったのは20,481.14クルゼイロ(約14,000円)にすぎず、残額200,000クルゼイロ(約138,000円)を教師宿舎建築用に充てることとして第2トメアス駐在員が保管していた。

2　補助金を長期間未使用のまま保留しているもの

（1）　パラグァイ支部で、34年度から36年度までの間に、共同販売所等の施設を

建築したり、物品購入の際の通関諸掛り等を支払ったこととしたりして計1,676,293.35ガラニ(4,789,170円)の資金をねん出し、うち一部を施設の改造費等に充て、38年5月末現在1,543,944.21ガラニ(4,411,048円)を保管していた。なお、このほか、すでに完成している施設のうちにも、経費が決算された年度には現実に建設されず資金を長期間保管した後はじめて建設されたものが数多くある。

（2）　アマゾン支部で、35、36両年度中に、土地購入の見通しのないまま収容所兼校舎建築費として4,038,736.99クルゼイロ(約6,116,000円)の交付を受け、当該年度中に施設を建築したこととしてこれをそのままクルゼイロ貨をもって保留し、37年7月ごろから上記建物を建築しはじめたが、その間クルゼイロ貨の価値が下ったため、35年度分1,739,385.17クルゼイロ(約3,122,000円)、36年度分1,215,361.84クルゼイロ(約1,441,000円)の差損を生じている。また、35年度中に、診療所用医療器具を776,933クルゼイロ(約1,394,000円)で購入したこととしているが、実際は上記金額は同年度中に支出することなくこれをそのまま37年5月まで連合会本部が円貨で保管していた。

3　補助事業遂行上生ずる収入を決算に計上することなく別途にこれを経費として使用しているもの

（1）　ボリヴィア支部で、37年度中に、指導農場、診療所、高等学校、製材所の事業収入、物件売却収入等の収入が計17,879,293円あったのに、これを一切補助事業外であるとして別途に保留し、庁費、指導農場費、診療所費、子弟教育費、製材所費、放送局費に充てていた。

（2）　パラグァイ支部で、37年度中に、フラムおよびアルトパラナ両指導農場の事業収入がそれぞれ380,928ガラニ(1,088,311円)、9,480ガラニ(27,084円)あったのに、これを補助事業外であるとして別途に保留し、農場の経費に充て、38年5月末現在43,128ガラニ(123,216円)を保管していた。

（4）　都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について是正改善の処置を要求したもの　（昭和38年10月1日付け38検第457号　農林大臣あて）

農林省所管国庫補助金については、検査の結果不当と認めた事項を毎年度の検査報告に掲記してその是正方につき注意を喚起してきたところであるが、昭和38年中の検査の結果、とくに都道府県の各種補助事業等を施行するための事務費に対する国庫補助金の経理について次のとおり適切を欠いていると認められるものがある。

農林省で、都道府県が市町村、各種組合等の行なう公共事業関係以外の間接補助事業に関する指導、監督、調査等に要する事務費に対して補助金を交付しているものが37年度において62費目17億9819万余円あるが、38年中、北海道ほか26府県の農業協同組合検査指導費補助金ほか33費目の事務費補助金についてその経理内容を実地に検査したところ、数種の国庫補助事業費を、またはこれらと道府県の単独事業費とを一括経理し、費目ごとの区分経理を行なっていないものがきわめて多く、これらの実績報告書には補助金交付申請書に記載した金額または道府県予算編成のときの積算内訳金額をそのまま転記したり、国庫補助金に見合う適宜の金額を計上したりなどしていて、その内容が帳簿または証拠書類その他の関係資料と遊離しているものがきわめて多い状況であって、その経理は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の趣旨に従って行なわれているものとは認め難い。

このような事態を生じたのは、道府県において、指導、監督、調査等の事業に使用した経費が補助対象事業費を上回っているという安易な考えをもっていること、国の事務費補助金が多費目であるため区分経理の煩雑さを避けようとしていること、さらに事務費の内容のうち消耗品費、通信運搬費、光熱水料等については国庫補助費目ごとの使用額を区分することが困難であることを理由に区分経理の可能なものについても区分を行なわず適宜の経理を行なっていることなどによるものと認められるが、一方、農林省においても、事務費補助金の経理についてとくに指導した実績もみられず、上記のような実績報告書についてそのまま補助金の額の確定を行なってきたことにも一因があるものと認められる。

ついては、事務費補助金の経理について国庫補助費目ごとの区分を明確にすることとし、消耗品費、通信運搬費、光熱水料等比較的国庫補助費目ごとの区分経理が困難と認められる部分については妥当な配分方法を考慮するなど区分経理の具体的方法について再検討するほか、類似の補助費目の整理統合についても検討を加えるなどすみやかに適切な処置を講ずる必要があると認められる。

（5）　消費者米価の値上げに伴う販売業者の差益について改善の意見を表示したもの
（昭和38年11月26日付け38検第555号　農林大臣あて）

農林省で米穀の販売業者（食糧管理法（昭和17年法律第40号）第8条ノ2第2項の販売業者をいう。以下同じ。）に売り渡した米穀を販売業者が販売する場合の価格は、物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定に基づき、農林大臣がその統制額を指定することができることとなっており、これによりこの統制額を改定した場合において、販売業者が改定時に手持ちしていた米穀については、新旧価格の間の開差だけ差益または差損が生ずることとなるのに、その差益または差損についてなんらの処置が講じられていない。

このことについて、本院においては、昭和29年12月、食糧庁に対し、米穀のような統制額のあるものの価格改定により生じた差益はこれを販売業者の利得としないよう注意し、その改善を期待したが、なおその後も適切な処置がとられていない。

しかして、農林省で、37年産米穀の政府買入価格の決定に伴い、食糧管理特別会計の損失を補うため、37年12月1日、販売業者に対する政府売渡価格を最低12％から最高29％値上げし、同日、販売業者が販売する米穀の販売価格も値上げしたものであるが、37年11月30日現在、販売業者が手持ちしていた米穀は154,813精米トンあり、販売業者はこれを新価格で売り渡すこととなったため、新旧価格との間の差益は

卸売販売業者396業者で11億8331万余円、小売販売業者 57,059 業者で4億8795万余円計16億7126万余円と計算されるものであり、これをそのまま販売業者に帰属させる結果となっている。

しかしながら、米穀は食糧管理法によってその売買が規制され、販売業者の販売価格についてもその販売手数料が考慮されて、農林大臣が物価統制令に基づき販売価格を指定しているものであるから、その改定によって販売業者が差益または差損を受けるものであり、専売品である塩等の例によると、販売人の売渡価格が改定された場合、その差益および差損につき全部または一部を販売人に納付させ、または販売人に対し払いもどすこととしていることなどからみて、米穀の販売価格の統制額の改定によって生ずる差益または差損を販売業者に帰属させる結果となっているのは適当でないと認められる。ついては、検討のうえ適切な処置を講ずる必要があると認められる。

(6) 国有林野事業特別会計に所属する国有財産の管理について改善の意見を表示したもの (昭和38年10月1日付け38検第458号 農林大臣あて)

国有林野事業特別会計に所属する行政財産のうちその用途または目的を妨げないものとして地方公共団体等に貸し付けているものについて、昭和38年中、旭川ほか12営林局につきこれらのものを検査したところ、行政財産としてその使用目的にそわない恒久建物敷または鉱業用地等に使用させていて、将来においても長期間にわたり国有林野経営の用に供される見込みがなく、その用途を廃止したとしてもなんら支障がないと認められるものが、検査の結果判明したものだけで513件約8,461,000坪あり、そのうちおもな事例は下記1のとおりである。このように行政財産のままその用途または目的を妨げないものとして貸し付けているのは、国において森林経営の用に供することとなっている行政財産の用途および目的からみて適切でなく、すみやかに行政財産としての用途を廃止するなど適切な処置を講ずる必要があると認められる。

また、本特別会計に所属する普通財産のうち地方公共団体等に貸し付けているもの

について、前記行政財産と同様検査したところ、恒久建物敷等に使用させており、したがって将来とも本特別会計において使用される見込みがなく、仮にこれを処分したとしてもなんら支障がないと認められるものが、判明したものだけで470件約2,208,000坪あり、そのうちおもな事例は下記2のとおりである。これらの財産は、前項のものとあわせ、売払い、所管換等適切な処置を促進する要があるものと認められる。

記

1 行政財産

(1) 旭川営林局一の橋営林署管内北海道上川郡下川町所在の土地34,174坪は、大正10年ごろから鉄道線路敷として旭川鉄道管理局に貸し付けている。

(2) 青森営林局岩手営林署管内岩手県岩手郡松尾村所在の土地1,868,619坪は、大正3年ごろから製錬所敷、鉱業従業員住宅敷、ずり捨場等として松尾鉱業株式会社に貸し付けている。

(3) 秋田営林局生保内営林署管内秋田県仙北郡田沢湖町所在の土地10,450坪は、昭和20年4月から製材工場敷として秋木工業株式会社に貸し付けている。

(4) 東京営林局千葉営林署管内銚子市所在の土地13,773坪は、昭和26年4月から市営住宅敷および小学校用地として銚子市に貸し付けている。

(5) 長野営林局王滝営林署管内長野県西筑摩郡王滝村所在の土地930,000坪は、昭和10年10月から発電用たん水敷等として関西電力株式会社に貸し付けている。

(6) 名古屋営林局神岡営林署管内岐阜県吉城郡神岡町所在の土地112,989坪は、昭和6年4月から鉱業従業員住宅敷、ずり捨場等として三井金属鉱業株式会社に貸し付けている。

(7) 大阪営林局西条営林署管内広島県賀茂郡黒瀬町所在の土地8,849坪は、昭和

23年4月から建物敷等として国立賀茂療養所に貸し付けている。

(8) 熊本営林局延岡営林署管内延岡市所在の土地20,463坪は、昭和25年4月から高等学校用地として宮崎県に貸し付けている。

2 普通財産

(1) 帯広営林局帯広営林署管内北海道河西郡芽室町所在の土地5,105坪は、昭和34年6月から町営住宅敷として芽室町に貸し付けている。

(2) 札幌営林局白老営林署管内北海道白老郡白老町所在の土地36,720坪は、昭和35年5月からパルプ工場敷として大昭和製紙株式会社に貸し付けている。

(3) 函館営林局室蘭営林署管内北海道幌別郡登別町所在の土地2,526坪は、昭和8年9月から建物敷として株式会社第一滝本館に貸し付けている。

(4) 東京営林局高萩営林署管内日立市所在の土地22,053坪は、昭和13年から工場敷および工場従業員住宅敷として株式会社日立製作所に貸し付けている。

(7) 道路整備、治水両特別会計の経理および直轄公共事業に対する都府県等の負担金について改善の意見を表示したもの (昭和38年11月19日付け38検第538号 建設大臣あて)

建設大臣が直轄で施行する公共事業は、道路、河川、砂防、ダム各事業については道路整備特別会計または治水特別会計で、海岸事業および災害復旧事業については一般会計でそれぞれその事業費を経理するものとされており、また、これら各事業に要した費用は道路法(昭和27年法律第180号)、河川法(明治29年法律第71号)等の規定に基づきそれぞれ一定の割合でその一部を都府県等が負担することとなっていて、昭和37年度におけるその負担金の収納済歳入額は一般会計9億9162万余円、道路整備特別会計158億8401万余円、治水特別会計114億6287万余円計283億3851万余円となっている。

しかして、38年中、上記両特別会計の経理および直轄公共事業に対する都府県等

の負担金につき検査した結果、是正または検討を要すると認められるものが次のとおりある。

1 道路整備、治水両特別会計の経理について

道路整備、治水両特別会計は、道路、河川等の事業に要する経費を他の経費と明確に区分するため設けられたもので、その歳出予算には、事業に要する費用として、工事費のほか事業の実施部局である工事事務所等で必要とする事務費が計上されているものである。

しかして、両特別会計の37年度決算についてみると、実際は地方建設局に勤務してもっぱらその業務に従事している職員を管下の工事事務所に在籍させ、その給与を道路整備特別会計の道路事業工事事務費の項または治水特別会計の治水事業工事事務費の項から支出しているものが、東北ほか7地方建設局で329名分67,509,487円、上記両費目の一部を管下工事事務所に配分することなく地方建設局に留置きし、地方建設局が使用した通信運搬費、光熱水料等の一部に充当しているものが、東北ほか6地方建設局で19,935,365円あり、また、事業費の項の予算で建設した特別会計所属の宿舎に地方建設局の職員を建設当初から入居させているものが、東北ほか6地方建設局で50戸(建設費38,850,168円)ある。

これらは、いずれも地方建設局における一般行政事務に要した経費であり、これを両特別会計の歳出予算から支出することは予算の制をみだすもので妥当とは認められない。

2 直轄公共事業費負担金について

建設省における負担金の計算方法は、各事業に要した工事費と、道路整備特別会計または治水特別会計の事務費の決算額を一定の計算方式に従って当該年度に施行した各工事ごとに区分計算したものとの合計額に、上記両特別会計の建設機械整備費の項で購入した機械の当該事業における費消額(減価償却費、定期整備費等を基

礎として計算した使用料相当額）を加算した額をもって負担の基本額とし、これにそれぞれの負担割合を乗じて負担金を算出しているものであるが、前記1記載のように両特別会計の決算額のうちには地方建設局の事務に要した経費が含まれているので、負担金の基本となる事業費の額がそれだけ過大となる結果をきたしている。

つぎに、一般会計および前記両特別会計の工事費支弁で取得した庁舎、宿舎および建設機械(37年度における取得額は合計約38億円)に対する負担金についてみると、これら資産の取得年度に施行した事業により受益する都府県等に対し、その取得価格の全額について取得年度の負担割合により一時に負担金を賦課し、その後は、負担割合、資産の供用態様が変っても、また、事業が終了した場合においても、当初賦課した負担金額を調整するなどの考慮が払われていない。

しかしながら、都府県等のうちには年度により負担割合を異にするものがあり、また、これらの資産は、その性質上負担割合を異にする他の事業や、当該資産について負担金を負担していない他の都府県等が受益する事業に供用される場合もあるほか、負担金を賦課された事業が終了した場合に残存価値を有する場合も少なくなく、事業に要した費用を基として負担金を賦課する建前から上記のような扱いは合理性を欠くものと認められる。

たとえば、関東地方建設局で28年度から37年度までの間に施行した荒川二瀬ダム建設事業の負担金として、その建設費53億0505万余円について埼玉県に対し15億4590万余円を賦課しているが、負担金の対象となった資産についてみると、しゅん功までにケーブルクレーン、バッチャープラント、事務所、庁舎等を売却して4144万余円の収入をあげたり、モーターグレーダー等(転用時における残存価額4820万余円)を他県所在のダム事業等に転用したり、またはしゅん功時にダンプトラック等(残存価額280万余円)が残存したりしているのに、これらの収入金等により同県に対する負担金を調整するなどの考慮をしていない。また、中部地方建設局

で35、36両年度に伊勢湾高潮対策事業費で建設した愛知工事事務所の職員宿舎32むね2608万余円については、同事業の負担率により愛知、三重両県に400万余円を負担させているが、同事業は37年度にしゅん功し、これら資産はその後上記両県のほか岐阜県および名古屋市をも受益団体とする道路、河川等の事業に供用しているのに、愛知、三重両県の負担金の修正、またはこれに岐阜県、名古屋市を加えた4受益団体相互間の負担金の調整等を講じていない。

以上のように建設省における両特別会計の経理および負担金の扱いには是正または検討を要する点があると認められる。

第9節 昭和36年度決算検査報告掲記の是正改善の処置を要求しまたは改善の意見を表示した事項に対する処置状況

昭和36年12月から37年11月までの間に、不当と認めた事項につき是正改善の処置を要求し、または法令、制度もしくは行政に関して改善の意見を表示したものとして、昭和36年度決算検査報告に掲記した事項に対し、その後当局においてとっている是正改善処置の状況は、38年9月末現在、次のとおりである。

(1) 国立学校に所属する国有財産の管理について是正改善の処置を要求したもの

(昭和37年11月14日付け37検第537号 文部大臣あて)

文部省においては、国有財産の管理の改善をはかるため、人員および予算を増加するなどして、管理および監査の体制を強化するとともに、昭和37年12月、文部事務次官通達をもって、各国立学校の長に対し、国有財産の管理に遺漏のないよう指示した。事項別の是正状況は次のとおりである。

1 行政財産の使用目的にそわないもの

指摘した9件のうち、土地の大部分を用途廃止して大蔵省に引き継ぎ残地を利用しているもの、土地の大部分を返還させたものそれぞれ1件、用途廃止等の処理を進めているもの7件である。

2 遊休と認められるもの

指摘した6件のうち、行政財産の使用目的に従って利用することとなったもの3件、用途を廃止したもの2件、交換の処理を進めているもの1件である。

3 許可なく使用されているもの

指摘した1件についてはその原状回復の処理を進めている。

(2) 土地改良事業によって造成した埋立地等を転用する場合における造成費の回収について改善の意見を表示したもの(昭和37年6月21日付け37検第268号 農林大臣あて)

農林省においては、国営土地改良事業により造成した埋立地等の所有権を取得した者が、その土地を取得した日から起算して8年を経過しない間に他用途に転用した場合、または他用途に転用することを目的として所有権を移転しもしくは使用収益に関する権利を設定した場合には、特定の場合を除き、上記埋立地等の取得者から当該土地の造成にかかる国営土地改良事業に要した費用の一部を徴収することができることとし、これによって国が投下した造成費を回収することができるよう、土地改良法(昭和24年法律第195号)の一部改正の手続中である。

(3) 国営農業水利事業とこれに付帯する都道府県営および団体営補助事業の施行計画について改善の意見を表示したもの(昭和37年11月22日付け37検第558号 農林大臣あて)

農林省においては、国営付帯都府県営補助事業の促進をはかるため、新規地区採択にあたって、同事業が従来予算の関係上、一般都府県営補助事業とともに年間1地区3億円、総地区数20、総事業費60億円以内の制限内にあったため、適期に採択することができなかったものを、この制限外で行なうことができるよう処置した。これによって、新規着工は、昭和37年度においては1地区であったものが、38年度には4地区と増加した。さらに、補助金予算も、38年度は14億5000万円となり、37年度の11億8779万余円に比べて22%増となっている。また、38年4月、農地局長通達をもって、各地方農政局長に対し、国営都府県営事業に関連する地区の団体営事業の予算割当てに際しては、これら事業の進ちょくに比べて行をきたさないように配慮するよう指示している。

(4) 自作農創設特別措置特別会計に所属する財産の管理について是正改善の処置を要求したもの(昭和37年6月21日付け37検第267号 農林大臣あて)

農林省においては、財産管理の事務体制強化をはかるため、昭和38年5月、事務分掌及び組織の細目に関する規程(昭和31年12月農地局長通達)を改正し、本省管理部農地課に管理班、各地方農政局に国有財産係をそれぞれ新設し、既墾地と未墾地とが分離していた従来の管理指導事務体制の一元化をはかり、また、38年3月、農地局長通達をもって管理人設置要領を定め、既墾地279名、未墾地306名の管理人を委嘱して不法行為を未然に防止するよう処置するとともに、管理に要する経費も38年度は6370万円とし、37年度の5135万余円に比べて1234万余円増額している。

事項別の是正改善状況は次のとおりである。

1 農業上の用に供するため貸付けを行なっているもののうち他用途に転用されているもの

38年8月、農地局長通達をもって、貸付条件に違反している事態をその内容ごとに分類し、それぞれ具体的な処理方法を定め早急な処理の促進をはかっているが、指摘した26件弁償金5,249,616円のうち、是正済みのものは12件弁償金徴収決定済額2,721,221円となっている。

2 農業上の用に供しないことが明らかであるのに一時貸付けを継続しているもの

37年8月、農地局長通達の一部を改正し、一時貸付けしているもののうち一定条件に該当するものについては、都道府県からの進達をまたないで国が一方的に農地法(昭和27年法律第229号)第80条の不要地認定を行なったり、買収前の所有者から誓約書を徴して売払処分等を行なったりするなどの方途を講じ、これら事案の処理の促進をはかっているが、指摘した25件のうち、是正済みのものは14件となっている。なお、長期間にわたり使用料を改訂しないため、使用料が低廉となっているものについては、37年9月、農地局長通達をもって38年度から適正な使用料に改訂する処置をとることとした。

3 所在または境界が不明となっているもの

38年度において境界確定費を115万余円(37年度38万余円)に増額し、所在または境界不明の事態の解消に努めているが、指摘した13件のうち、是正済みのものは9件となっている。

4 無断で使用されているもの

1に準じて処理しているが、38年度において処理経費を188万円(37年度28万余円)に増額し処理の促進に努めているが、指摘した130件弁償金36,353,946円のうち、是正済みのものは72件弁償金徴収決定済額4,946,257円となっている。

5 農耕または開拓不適地を長期間保有しているもの

すみやかに不要地認定を行なって売払いの処置をとるよう基準の作成等を検討中であるが、指摘した19件のうち、処理済みのものは11件となっている。

(5) 郵便局における不正行為の防止対策について改善の意見を表示したもの(昭和37年10月22日付け37検第503号 郵政大臣あて)

郵政省においては、不正行為防止に必要な業務管理の方法および業務取扱手続等について、次のような処置を講じている。

(ア) 新たに郵便貯金の現在高と元加利子を通知する制度を設け、昭和38年8月から実施している。

(イ) 業務考査または会計監査のため特定郵便局に臨局の際、当日来局した預金者の貯金通帳の現在高等を記録し、原簿と照合することを実施している。

(ウ) 通常郵便貯金の現在高の対照および定額郵便貯金の預金者に対するあいさつ状の発送について、その実施範囲を拡大した。

(エ) 貯金通帳または貯金証書を引き上げて原簿と対査することは通常郵便貯金の現在高の対照実施に伴い中止していたが、前記(ウ)と並行して重点的に実施してい

る。

(オ)　貯金通帳等の保管および払いもどし金受領証等の代書について具体的手続きを定め、その規制を強化した。

(6)　建設省直轄河川工事において河川の敷地とするため買収した土地の管理について是正改善の処置を要求したもの　(昭和37年11月14日付け37検第538号　建設大臣あて)

建設省においては、河川工事の施行および河川の管理について責任と権限を一元化し責任体制を明確化するとともに、河川予定地についても、河川管理者が権限を取得した以後は当該土地が河川区域に指定される以前においても河川法(明治29年法律第71号)が適用されることとなるよう、同法の改正の手続中であり、また、昭和38年1月、河川局長通達をもって、各地方建設局長等に対し、工事用地引継ぎの促進、不法占用の是正等を指示しているほか、38年度において新たに利根川上流ほか3工事事務所に河川管理係を設置し計21人を配置している。

事項別の是正状況は次のとおりである。

1　無断で使用されているもの

指摘した280件24,901坪のうち12件618坪が是正され、また、農耕地の無断使用3,037反のうち130反が是正されている。

2　引き継がれていないのに県知事において占用を許可しているもの

指摘した512件50,793坪のうち9件8,370坪が是正され、また、農耕地1,593反についてはすべて是正済みである。

第10節　審　査　事　項

国の会計事務を処理する職員の会計経理の取扱いに関し、利害関係人から審査の要求があり、昭和37年12月から38年11月までの間に、本院においてその決定をしたものは次のとおり1件である。

菊池某は、同人と生活を共にしていた元大阪営林局職員岩瀬某が死亡したので、岩瀬某にかかる退職手当の支給を大阪営林局長に対し請求したところ、同退職手当はすでに岩瀬某の戸籍上の妻に支給済みであった。

そこで菊池某は、事実上全く他人と同様の存在である岩瀬某の戸籍上の妻に対する退職手当の支給は、国家公務員等退職手当法(昭和28年法律第182号)第11条および会計法(昭和22年法律第35号)第16条の規定に違反した支出であるから、これを取り消し、本件退職手当を正当債権者である菊池某に支給すべきであるとして審査を要求したものである。

上記の事実について審理したところ、岩瀬某の死亡当時、同人には戸籍上の妻がいたこと、昭和37年7月5日大阪営林局長が岩瀬某にかかる退職手当960,400円(所得税控除後の金額)を岩瀬某の戸籍上の妻に支給したことは明らかであり、また、菊池某は15年7月ごろから岩瀬某の死亡の日まで同人と届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者と認められるが、国家公務員等退職手当法第11条において、配偶者につきとくに「届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。」の規定を設けているのは、戸籍上の配偶者がいない場合に限り、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を配偶者として取り扱う趣旨のものと解される。

したがって、本件退職手当の支給についての支出官大阪営林局長の取扱いは是正を要しないものと決定した。

第3章　政府関係機関その他の団体の会計

第1節　決算の検査完了

政府関係機関名	決算額 収入	決算額 支出
	円	円
日本専売公社	381,402,329,689	230,378,971,402
日本国有鉄道		
損益勘定	532,906,091,959	533,633,909,172
資本勘定	299,994,601,146	292,526,339,162
工事勘定	260,440,678,161	251,819,250,599
日本電信電話公社		
損益勘定	311,253,339,034	311,859,196,223
資本勘定	234,574,717,174	233,897,709,783
建設勘定	218,512,025,361	216,865,947,361
国民金融公庫	13,108,553,788	11,694,846,180
住宅金融公庫	14,839,856,540	14,547,156,525
農林漁業金融公庫	13,761,197,759	13,151,127,532
中小企業金融公庫	16,887,909,830	14,786,681,860
北海道東北開発公庫	5,599,712,241	4,676,951,686
公営企業金融公庫	4,828,691,147	4,589,694,848
中小企業信用保険公庫	2,585,387,783	2,369,973,840
医療金融公庫	911,634,612	797,461,314
日本開発銀行	48,209,732,806	28,070,433,587
日本輸出入銀行	9,474,298,973	9,065,779,389
計	2,369,290,758,003	2,174,731,430,463

上記各政府関係機関決算額は、これを検査完了した。

第2節　各機関別の事項

第1　日本専売公社

(事業概要について)

昭和37年度におけるたばこの製造数量は1490億5001万余本、輸入数量は15億0866万余本で、その販売数量は1456億8717万余本金額3523億0683万余円、塩の受入数量は国内産塩87万余トン、輸入塩263万余トン(うちソーダ工業用自己輸入塩244万余トン)計351万余トンで、その販売数量は358万余トン金額257億5062万余円となっていて、前年度に比べると、販売数量ではたばこ73億5696万余本、塩3万余トンの増加となっており、販売金額ではたばこ261億0136万余円、塩3億6605万余円の増加となっている。

しょう脳事業については、しょう脳専売法を廃止する法律(昭和37年法律第19号)が37年4月から施行され、経過処置として、粗製しょう脳等の買入れに関する業務を9月まで、販売に関する業務を10月まで実施し、その間における買入数量は6百余トン金額1億4820万余円、販売数量は1千3百余トン金額3億1335万余円となっている。また、製脳業者489名等に対し製造事業の合理化のための資金等としてしょう脳専売事業廃止交付金を交付し、一方、くすの造林地については施業面積3,517ヘクタールのうち地上権設定契約を解除したものが3,302ヘクタールとなっている。

(事業損益について)

昭和37年度の純利益は1699億1384万余円で、前年度に比べて21億2651万余円増加している。

たばこ事業の利益は1710億3129万余円で、前年度に比べて33億5480万余円の増加

を示しているが、これは主として前年度に引き続きハイライト、ピースおよびいこいの売れ行きが伸びたことによるものである。

塩事業の損益は前年度1億2525万余円の利益に対し、本年度は2億1044万余円の損失となっているが、これは主として国内産塩の一部をソーダ工業用に特別価格で販売したことによるものである。

しょう脳事業の損失は9億0700万余円で、前年度に比べて8億9258万余円の損失増加となっている。これは主としてしょう脳専売事業廃止交付金5億5972万余円の支出があったことおよび造林仮勘定計上額3億1364万余円のうち2億9426万余円を除却したことによるものである。

専売納付金として国庫に納付した額は、前記純利益1699億1384万余円から37年度中における固定資産および無形資産の合計額の増加額68億7216万余円を控除した1630億4167万余円で、一般会計収納済歳入額の5.5％を占めている。これを前年度に比べると9億3970万余円の減少となっているが、これは主としてたばこ消費税の税率の引上げならびに固定資産および無形資産の合計額の増加によるものであり、また、予定額に比べると41億5586万余円の増加となっているが、これは主としてたばこの製造原価の低減によるものである。

また、前記の専売納付金に都道府県および市町村に納付したたばこ消費税786億8016万余円を加算すると、国および地方公共団体に納付した額は2417億2184万余円となり、これを前年度における専売納付金1639億8138万余円、たばこ消費税668億2874万余円計2308億1012万余円に比べると109億1171万余円の増加となっている。

第2　日本国有鉄道

(事業損益について)

昭和37年度における損益は、営業損益において利益515億8185万余円、営業外損益において損失18億7998万余円であって、差引き497億0187万余円の純利益となり、これを前年度の営業利益465億8610万余円、営業外損失1億5913万余円、差引き純利益464億2697万余円に比べると、営業利益において49億9574万余円、営業外損失において17億2084万余円の増加で、純利益においては32億7489万余円の増加となっている。

営業利益が増加したのは、貨物においては輸送量で2.1％、収入で52億9360万余円減少したが、旅客において輸送量で7.1％、収入で266億8449万余円増加したことなどにより営業収入は5291億2033万余円となって237億2991万余円4.6％が増加したのに対し、一方、営業経費は4775億3847万余円となり、187億3417万余円4％の増加にとどまったことによるものである。

(資金について)

昭和37年度の所要資金7796億9602万余円については、年度首資金在高498億8753万余円および事業収入5434億2521万余円のほか資金運用部資金の借入金626億円、国際復興開発銀行借入金126億9205万余円および債券発行による収入金646億7288万円計1399億6493万余円の長期借入金、債券発行収入金等を充当し、435億8214万余円を翌年度に繰り越している。

しかして、上記の長期借入金および債券発行収入金は、前年度の770億8193万余円に比べて628億8300万余円の増加となっており、37年度末残高は5407億4480万余円で、同年度中の利子負担額は301億0070万余円に上っている。

(工事について)

昭和37年度の修繕費および工事経費の決算額は、723億1781万余円および2518億

1925万余円である。

工事経費についてみると、東海道幹線増設工事費の決算額が前年度に比べて503億4695万余円増加したことなどのため、その決算額は前年度の2070億9257万余円に比べて447億2667万余円の増加となっており、支出予算現額2683億7553万余円に対して159億6092万余円を翌年度に繰り越し、5億9535万余円を不用額としている。

検査の結果についてみると、予定価格の積算にあたり他局の事例等についての調査検討が十分でなかったため機械損料および労務費等を過大に見込むなど適切を欠いている事例がなお見受けられるほか、工事の設計が適切を欠いたため不経済となっている事例もあり、これらについては一層の留意を要するものと認められる。

(東海道幹線増設工事の実施および経理について)

東海道幹線増設工事は、昭和34年度に総工事費1972億円の計画で着手したが、計画額では工事費の不足をきたすためこれを2926億円に増額することとして、37年度分として161億円の補正増額を行なうなどして同年度の予算現額は1037億9990万余円となり、これに対して1027億1130万余円を支出済みとしている。

工事の施行についてみると、工期が限定されているためその施行を急ぐ必要があるとして、現地についての十分な調査を行なわないばかりでなく設計協議や用地の取得も未了のまま標準設計によるなどして工事を発注したものが多く、これがため工事着手後現地の実情や設計協議等による相手方の要求に基づいて当初設計を大幅に変更している事例がきわめて多い状況であって、発注後手直しをしたり、施設の要否も未確定のまま工事を施行したりしたため、不経済な結果となっているものも見受けられる。

しかして、その予算執行状況についてみると、上記のような工事の実施状況に加え、具体的な工事計画およびその実施については、工事の施行を担当している各幹線工事局長に一任し、これに対する予算も用地費および工事費に区分するだけで示達しており、このような状況においては、本社において工事の施行状況や所要工事費については、とくに常時適確には握する要があると認められるのに、このような予算統制に対する配慮が十分でなく、工事と予算との調整が適確に行なわれないまま工事が施行されている状況である。37年度決算についてみても、同年度末ごろにいたり支出予算現額に不足を生ずるおそれをきたし、これがため、通常ならば支出額として計理する出来形相当額63億4086万余円について、これに対する支払額57億0633万余円を仮払金に計上したまま翌年度に繰り越している。

(東海道幹線増設工事の用地の取得について)

東海道幹線増設のための総所要用地面積約959万平米に対し、昭和34年度から36年度までの間に取得したものは約666万平米、用地費188億9668万余円、用地付帯費82億4095万余円であったが、37年度においては約235万平米を取得し用地費109億9024万余円、用地付帯費91億7232万余円を支出している。

用地費等に対する検査の結果についてみると、取得の要がないと認められる土地を買収したり、用地の取得にはとくに関係がないと認められるのに特定地区の住民に一律に協力料を支払ったり、土地の一部を取得すれば足りると認められるのに全面買収したり、通常生ずる損失とは認め難いものに対して補償を行なったり、通常の方式により算定した用地費、補償費の評定額をことさらに増額したりしているなど、用地取得における通常の限度を逸脱していて、従来その例を見ないような事態が見受けられ、その顕著なものについては、別項記述のとおりである。

しかして、このような事態を生じたのは、限定された期間内にぼう大な用地を取得する必要があり、用地取得交渉の困難なことも当初から予想されたところであるのに、これに対応する組織、要員についての配慮が類似の事業を行なう他の団体の公共用地取得の場合に比べて十分であったとは認め難く、また、用地取得を担当する幹線工事局と本社または他の関係部局との協力体制も十分でなかったほか、公共用地取得に関する関係法令による解決について適切な配慮を欠いていたことなどによるものと認められる。

(資材の調達管理について)

昭和37年度における貯蔵品の購入額は1540億1491万余円で、前年度の1545億5216万余円に比べて5億3724万余円減少しており、また、同年度末残高は304億1156万余円で、前年度末の241億2202万余円に比べて62億8954万余円増加しており、その回転率を石炭および車両を除いた一般貯蔵品についてみると3.66となっていて、前年度の4.18に比べて低下を示している。

検査の結果についてみると、資材の購入にあたり予定価格の積算が適切を欠いているなどの事例が見受けられるが、なお、次のとおり留意を要すると認められるものがある。

(ア)　橋げたの購入についてみると、同一設計のものを同一時期に製作する場合は2連目以降の製作工数が低減するものであるのに、これを考慮しないで予定価格を積算している状況であり、検討の要があると認められる。

(イ)　古レールの管理運用の状況をみると、最近その保有残高は累増する傾向にあり、37年度末には148,406トン31億1652万余円となっていて、保有の基準量として定められた87,836トンを著しく上回っている状況である。このような事態となっているのは、そのままで使用するには不適当な乱尺もの等が保有残高の大部分を占めている実情であるのに、これらの現況は握や整理が十分でないため、その経済的運用が困難となっていることによると認められるから、管理の改善をはかる要があると認められる。

(ウ)　古信号継電器の運用の状況をみると、線路増設工事等に伴って発生する撤去品は、1箇年以内に使用する見込みがないものはすべていったん丙種貯蔵品に編入し、おおむねくずとして売却しているが、これら撤去信号継電器のほとんどは再使用することができるものであるから、その再用をはかる要があると認められる。

日本国有鉄道における資材の購入について、規格が改定されているのに旧規格のものを購入したり、より有利な規格寸法のものがあるのにそれを採用しなかったりなどしていて不経済な結果となっていると認められるものがあり、また、日本国有鉄道が地方鉄道等と締結している連絡運輸契約に基づいて直通運用を行なっている貨車の使用料について、その計算方法が不合理なため日本国有鉄道に不利な結果をきたしていると認められるものがあったので、これらについて、第4節(1)、(2)記載のとおり38年11月それぞれ改善の意見を表示した。

不当事項

工事　(639)—(643)

(639)　道床砕石の運搬費の積算が適切でなかったため工事費が高価と認められるもの

(工事勘定)　(項)東海道幹線増設費

日本国有鉄道東京幹線工事局で、昭和37年5月、随意契約により株式会社地崎組ほか2会社に東海道幹線平塚附近(49K810M～54K144M)下撤道床砕石運搬敷均し工事ほか2工事を総額65,040,474円(当初契約額63,507,760円)で請け負わせ施行しているが、道床砕石の運搬費の積算が適切でなかったため予定価格が過大となり、工事費が約750万円高価となっていると認められる。

本件工事は、相模線倉見駅構内ほか5箇所に集積された道床砕石51,778立米を、前記3会社との別途契約により施行した東海道幹線モデル線のうち約17.5キロメートルの区間の路盤上に運搬して敷きならす工事で、その予定価格の算出についてみると、運搬、積込みおよび敷きならしの立米当り単価を880円から1,270円としているものであるが、そのうち運搬費についてはいずれも貨物自動車運送事業運賃料金のうち6トン積みダンプトラックの車扱専属制運賃率を採用して算定して立米当り運搬費は345円から1,088円としている。

しかしながら、本件工事のように路盤建設と関連してこの種道床砕石等の運搬を建設業者に請け負わせる場合に、上記運賃料金を採用するのは適当でなく、通常は自家用トラックを使用することとして運搬費を積算しているもので、現に、他の幹線工事局においてはいずれもこの方法によって積算している実情である。

いま、仮に自家用トラックにより運搬するものとして本件工事費を計算すると、立米当り運搬費は257円から755円で、これに積込費および敷きならし費等を加算すると立米当り836円から1,043円総額57,518,064円となり、本件工事費はこれに比べて約750万円高価となっていると認められる。

（640）　乗降場舗装工費等の積算が適切でなかったため工事費が高価と認められるもの

（工事勘定）（項）諸設備費

日本国有鉄道東京工事局で、昭和37年12月、指名競争契約により東鉄工業株式会社に千葉地区改良その52千葉駅第1～第4乗降場舗装その他工事を16,650,000円（最終契約額15,555,500円）で請け負わせ施行しているが、アスファルト舗装工費等の積算が適切でなかったため工事費約330万円が高価となっていると認められ、このうち約100万円については38年3月設計変更のうえ減額しているが、なお最終契約額において約210万円が高価となっていると認められる。

本件工事は、千葉駅の移転改良に伴い乗降場等の舗装等を施行するものであるが、予定価格の積算についてみると、

（ア）　乗降場6,733平米はトペカ式アスファルト舗装を厚さ30ミリメートルで施行するものとし、その材料費は、100平米当りアスファルト1,640キログラム、石粉640キログラム、砂3.98立米、砕石1.36立米を要するものとして3,106,606円を積算しているが、契約書によれば本件舗装は東京鉄道管理局の仕様書により施行することとしており、この仕様書で定めている標準配合率からみると100平米当り所要材料はアスファルト540キログラム、石粉608キログラム、砂2.92立米、砕石1立米

程度とすれば足り、他局の積算例もおおむねこの程度となっており、これに比べて上記の積算は著しく過大となっていると認められる。

いま、仮にこれにより舗装材料費を計算すると1,494,266円となり、本件積算額はこれに比べて1,612,340円過大となっていると認められる。

なお、当局は38年3月100平米当りアスファルト所要量を690キログラムとして修正計算するなどして1,076,440円を設計変更のうえ減額した。

（イ）　舗装の労務費は、舗装歩掛りを100平米（3立米）当り舗設12人、運搬12人として1,696,800円を積算しているが、舗設は他局の積算例等からみても100平米当り8.5人程度、また、運搬はリヤカーを使用して平均180メートル運搬するものであるから100平米当り2.2人とすれば足りるものと認められる。

いま、仮にこれにより舗装労務費を計算すると803,448円となり、本件積算額はこれに比べて893,352円過大となっていると認められる。

（ウ）　乗降場笠石1,875メートル（うち第4番乗降場460.5メートル）のすえ付け労務費は、すえ付け歩掛りを平米当りコンクリートブロック工0.5人（メートル当り0.19人）、同手元1人（メートル当り0.38人）として1,233,432円を積算しているが、他工事局の積算例からみてもメートル当り歩掛りはコンクリートブロック工0.03人、同手元0.06人程度で足り、第4番乗降場については列車間合いで作業しなければならないものであることを考慮し日本国有鉄道の基準によりこれに割増し50%を見込むこととすれば足りるものと認められる。

いま、仮にこれにより笠石すえ付け労務費を計算すると244,440円となり、本件積算額はこれに比べて988,992円過大となっていると認められる。

以上各項により、本件当初工事費を再計算すると13,275,876円となり、当初契約額はこれに比べて3,374,124円過大となるが、前記のとおり1,076,440円を設計変更のうえ減額したことなどにより最終契約額は15,555,500円となっているので、これ

を上記各項により修正計算すると13,406,101円となり、約210万円が高価となっていると認められる。

(641)　高架橋基礎ベノトくいの新設にあたり施行時間等の算定が適切でなかったため工事費が高価と認められるもの

(工事勘定)(項)諸設備費

日本国有鉄道大阪工事局で、昭和37年6月および10月、指名競争契約により清水建設株式会社および太平建設工業株式会社に大阪環状線福島西高架橋基礎ベノト杭新設工事および岡松寺高架橋基礎ベノト杭新設工事を総額61,388,269円(当初契約額58,569,880円)で請け負わせ施行しているが、施行時間および機械損料等の算定が適切でなかったため、ひいて工事費が約490万円高価となっていると認められる。

本件両工事は、大阪環状線高架橋新設工事の一部として鉄筋コンクリート基礎ぐい110本延2,722メートルをベノト掘さく機を使用して施行するものであるが、その予定価格の積算についてみると、

(ア)　ベノトくい打込みは、1本当りの平均所要時間の算定にあたり、東京操機工事事務所で同環状線高架橋新設工事の一部として施行したベノトくい新設工事の施行実績平均18.5時間を参考することとし、これに現場作業条件等による修正を考慮するとして1.5時間を加算したうえさらに休憩時間として2時間を加算して1本当り平均22時間とし、ベノト掘さく機の損料24,515,761円および労務費4,733,410円計29,249,171円を積算している。

しかしながら、前記18.5時間は施行の実績であって、その現場条件等を反映しているばかりでなく、本件工事現場の条件は同工事事務所施行のものとほとんど同一であるからその実績に現場作業条件等による修正を加える要はないものと認められること、また、この実績時間には休憩時間が含まれているものであるからさらに休憩時間を加算する要はないと認められることなどからみて、本件積算にあたっては

前記実績をそのまま採用すれば足りたものと認められる。

また、上記ベノト掘さく機の損料は、掘さく機本体(ケーシングチューブ、付属機器および予備品を含む。)および掘さく機の移送に使用する走行装置の合計価格61,812,000円を基礎とし、掘さく機本体の使用時間により計算しているが、走行装置は常時使用するものではなく現場を大移動する際に使用するものであるから、これを本体とともに損料計算するのは適当でなく、日本国有鉄道の定めた基準により存置日数と使用時間に応ずる損料を計算すれば足りるものと認められる。

いま、仮に上記により機械損料および労務費を計算すると21,103,643円および4,107,896円計25,211,539円となり、本件積算額はこれに比べて4,037,632円過大となっていると認められる。

(イ)　ケーシングチューブの接続に使用するラビットロックは、くい1本当り1.5個を損耗することとしてその損料1,514,932円を積算しているが、同工事局および前記工事事務所で採用している日本建設機械化協会の資料によっても、ラビットロックはケーシングチューブに含めて損料計算を行なうこととしているもので、これにより計算すれば192,281円となり、本件積算額はこれに比べて1,322,651円過大となっていると認められる。

以上各項により、予定価格と契約額との差額を考慮して工事費を修正計算すると総額56,450,586円となり、本件工事費はこれに比べて約490万円高価となっていると認められる。

(642)　曳船使用料等を過大に積算したため工事費が高価と認められるもの

(工事勘定)(項)諸設備費

日本国有鉄道大阪鉄道管理局で、昭和38年3月、指名競争契約により佐藤工業株式会社に須磨、塩屋間護岸改良その他その二工事を40,417,574円(当初契約額42,600,000円)で請け負わせ施行しているが、曳船使用料等の積算が適切でなかったため予定

価格が過大となり、ひいて工事費が約640万円高価となっていると認められる。

本件工事は、山陽本線須磨、塩屋間の海岸において、別途同鉄道管理局施行の工事で製作し現地の海浜に仮置きした2トンテトラポット9,440個を、同海岸延長約718メートルにわたり、陸上または海上からすえ付けるなどの護岸工事であるが、その予定価格の積算についてみると、

(1) テトラポット9,440個のうち、陸上からすえ付ける5,210個は、クローラクレーン3台を使用してそのすえ付け区間458メートルの中心点から須磨および塩屋方それぞれ100メートル計200メートル間に仮置きされたものを、須磨および塩屋方それぞれ229メートルの間に運搬してすえ付けるものとし、その1個当りの平均運搬距離はそのすえ付け区間の中心点から須磨および塩屋方各229メートルの中心点までの距離になるものとして115メートルと算定し、クローラクレーンの使用料等を9,878,717円と積算している。

しかしながら、本件平均運搬距離は各片側の仮置区間100メートルの中心点から各片側のすえ付け区間229メートルの中心点までとして算定すべきで、これによれば平均運搬距離はそれぞれ64.5メートルとなる。

いま、仮に運搬距離を平均64.5メートルとして計算すれば、クローラクレーンの使用料等は8,518,270円となり、本件積算額はこれに比べて1,360,447円過大となっていると認められる。

(2) 上記5,210個のすえ付け整理に使用する潜水船の使用料を1日当り6,000円とし、このほか同船が自走しないので、各曳船を要するものとして延81隻の曳船使用料を1,153,577円と積算している。

しかしながら、本院調査によれば1日使用料が6,000円程度の潜水船はエンジン付きで自走することができるものであるから、別途曳船使用料を積算する要はなかったものと認められる。

(3) 海上からすえ付ける4,230個は、曳船80馬力1隻とテトラポット運搬用台船80トン2隻とが1組になって作業するもので、台船は木製デリック1基を設備して、これにより2トンテトラポット8個を128分を要して積み込んでこれを運搬し、また、木製デリック1基ですえ付け、1日当り8.48個を施行するものとして、曳船、台船およびすえ付け運搬用デリック等の使用料等を13,538,722円と積算しているが、他の同種工事および同鉄道管理局が本件工事に先立って施行した同種工事の実績等からみて、次のとおり過大となっていると認められる。

(ア) すえ付けには別途二又船を使用することとすれば、30トン級台船でも1隻当り2トンテトラポット10個程度を積載することができるものと認められ、80トンの台船を使用して8個を積載することとして積算したのは過大と認められる。

また、2トンテトラポットの積込みには、クローラクレーンを使用することとすれば、1時間当り15個程度を積み込むことができるばかりでなく、このように積込み所要時間が少なくなるので台船の運搬回数も増加して経済的であると認められ、積込みを木製デリックによることとして積算したのは過大と認められる。

(イ) 二又船を使用すれば1日1隻で2トンテトラポット20個程度をすえ付けることができるものと認められ、台船を使用して1日当り8.48個をすえ付けることとして積算したのは過大と認められる。

(ウ) 曳船は50馬力級のもので2トンテトラポット10個程度を積載した台船を曳行することができ、この程度のものを使用することとすれば足りたものと認められ、80馬力のものを使用することとして積算したのは過大と認められる。

いま、仮に2トンテトラポット積込みにはクローラクレーンを使用し、1時間当り15個を積み込むこととし、曳船は50馬力、台船は30トンのものを使用するもの

として、台船には10個を積載し、すえ付けは二又船を使用して1日当り20個として計算すると、曳船、台船、二又船およびクローラクレーン等の使用料等は9,521,819円となり、本件積算額はこれに比べて4,016,903円過大となっていると認められる。

以上各項により工事費を修正計算すると総額33,950,377円となり、本件工事費はこれに比べて約640万円高価となっていると認められる。

(643)　トラフ新設にあたり設計が適切でなかったため不経済となっているもの

(工事勘定)　(項)東海道幹線増設費

日本国有鉄道東京電気工事局で、東京幹線工事局の委託により、昭和38年2月、指名競争契約により日本電設工業株式会社に新横浜、平塚変電所間特高ケーブル用トラフ新設その1工事を28,334,497円(当初契約額27,350,000円)で請け負わせ施行しているが、設計が適切でなかったため約350万円が不経済となっていると認められる。

本件工事は、東海道幹線増設に伴う送電線70,000ボルト用特別高圧ケーブル2条を収容するため、同幹線モデル線のうち約7.5キロメートルの区間の路盤および高架橋に幅510ミリメートルおよび570ミリメートルのトラフ管路を新設するものであるが、その設計についてみると、

(ア)　路盤のうち切取区間2,804メートルのトラフ敷設(工事費相当額8,776,275円)は、厚さ100ミリメートル、幅360ミリメートルまたは510ミリメートルの基礎コンクリートを全区間に打設し、この上に長さ250ミリメートル、幅510ミリメートル、高さ100ミリメートルのコンクリートブロックを0.5メートル間隔(コンクリートブロックの中心から中心までの間隔をいう。以下同じ。)に置き、その上に厚さ6ミリメートル、山高50ミリメートルの等辺山形鋼を、基礎コンクリート幅360ミリメートルの区間(2,350メートル)には両側に、また、基礎コンクリート幅510ミリメートルの区間(453メートル)には外側に取り付け、これにトラフを敷設することとしている。

しかして、コンクリートブロックの間隔と山形鋼の大きさとは相互に関連があるから、設計の際、強度、組合せ等について十分比較検討のうえこれを決定すべきであったのに、その検討が不十分なまま上記のように設計、施行しているのは適切でなく、会計実地検査の際における調査によれば、本件区間の土質およびトラフ等の重量を考慮すると、コンクリートブロックは長さ200ミリメートル、幅510ミリメートル、高さ100ミリメートルのものを1メートル間隔に施設し、これに厚さ6ミリメートル、山高50ミリメートルの等辺山形鋼を取り付けた方が経済的で適当であり、また、全区間に打設した基礎コンクリートはトラフ管路を平たんにするため打設したとしているものであるが、上記コンクリートブロックと山形鋼によりトラフ敷設面を平たんにすることができるばかりでなく、本区間は切取路盤で地盤沈下のおそれもないから、基礎コンクリートを全区間に打設する要はなく、上記コンクリートブロックの安定のためその高さを根入れ相当部分150ミリメートル程度余分に施行することとすれば足りるものと認められる。

(イ)　路盤のうち盛土区間2,798メートルのトラフ敷設(工事費相当額10,295,965円)は、前項同様十分な比較検討を行なうことなく、基礎コンクリートを全区間に打設し、この上に長さ300ミリメートル、幅510ミリメートル、高さ250ミリメートルのコンクリートブロックを1.5メートル間隔に置き、その上に厚さ6ミリメートル、山高75ミリメートルの等辺山形鋼を両側に取り付け、これにトラフを敷設することとしているが、コンクリートブロックの間隔、トラフ等の荷重の分散等を考慮すれば、コンクリートブロックは長さ300ミリメートル、幅510ミリメートル、高さ100ミリメートルのものを1メートル間隔に施設し、山形鋼は厚さ6ミリメートル、山高50ミリメートルの等辺山形鋼を使用するのが適当と認められる。

いま、仮に本件設計にあたり、コンクリートブロックの間隔は切取り、盛土両区間とも1メートル、山形鋼は厚さ6ミリメートル、山高50ミリメートル、コンクリー

トブロックは切取区間については長さ200ミリメートル、幅510ミリメートル、高さ250ミリメートル、盛土区間については長さ300ミリメートル、幅510ミリメートル、高さ100ミリメートルのものを使用するものとしたとすれば、トラフ敷設工事費は、前記(ア)の切取区間については7,287,839円、(イ)の盛土区間については8,279,441円で足り、本件工事費に比べて約350万円を節減することができたものと認められる。

物　　件

(644)　腕金等の購入にあたり溶接時間を過大に積算したため購入価額が高価と認められるもの

日本国有鉄道関東地方資材部で、昭和38年1月から3月までの間に、指名競争契約による単価契約により日本架線工業株式会社ほか2会社から腕金直径250ミリメートルほか2点計10,259個を価額17,091,415円および電柱バンド直径265ミリメートルほか3点計18,788個を価額26,266,460円総額43,357,875円で購入しているが、溶接時間を過大に積算したため予定価格が過大となり、購入価額が約480万円高価となっていると認められる。

本件物品は、新幹線の電車線支持柱に、腕金は負き電線のちょう架用、電柱バンドは可動ブラケットの支持用として取り付ける金具であるが、その各寸法別の1個当り予定価格腕金250ミリメートル1,650円または1,760円、同265ミリメートル1,780円、同270ミリメートル1,680円および電柱バンド1号265ミリメートル1,415円、同1号285ミリメートル1,430円、同2号A 260ミリメートル1,375円、同2号B 265ミリメートル1,365円の算定方法についてみると、直接労務費のうち、溶接工については溶接時間を納入業者の見積溶接時間を参考とするなどして、1個当り腕金の場合には1.2時間、電柱バンドの場合には0.8時間を要することとしている。

しかしながら、1個当りの溶接延長は、各仕様書によると、腕金の場合すみ肉550ミリメートル、突合せ70ミリメートル、電柱バンドの場合すみ肉418ミリメートルとなっているものであり、また、すみ肉溶接寸法については使用する鋼材の厚さ等を考慮すればいずれも5ミリメートル程度として積算すれば足りるものと認められ、この種製品の溶接時間についてはすみ肉溶接寸法6ミリメートルの場合1メートル当り0.8時間が妥当であり、本件腕金および電柱バンドをすみ肉溶接寸法6ミリメートルに換算すると、その1個当りの溶接延長は腕金568ミリメートル、電柱バンド293ミリメートルとなるもので、溶接所要時間は0.45時間または0.23時間で足りるものと認められる。

いま、仮に1個当りの溶接所要時間を、腕金は0.45時間、電柱バンドは0.23時間とし、その他は当局の積算をそのまま採用して1個当り予定価格を修正計算すると、腕金250ミリメートルは1,456円または1,565円、同265ミリメートルは1,578円、同270ミリメートルは1,477円となり、また、電柱バンド1号265ミリメートルは1,265円、同1号285ミリメートルは1,278円、同2号A 260ミリメートルは1,221円、同2号B 265ミリメートルは1,214円となって、総額では38,499,966円となり、本件購入価額はこれに比べて約480万円高価となっていると認められる。

役　　務

(645)　重油の購入にあたり不必要な荷役請負契約を行なつていると認められるもの

日本国有鉄道資材局で、昭和37年4月および10月、公開競争契約により石油荷役株式会社に、別途同局が重油等の購入契約によりゼネラル物産株式会社に納入させている重油の正味卸荷役作業をトン当り54円60で請け負わせ、37年度中に経理局で同年度中の扱い量23,121トンの作業代金として1,262,570円を支出しているものがあるが、上記重油等の購入契約に基づいて重油の受渡条件を日本国有鉄道所有のタンク注入渡しとして指定すれば、本件荷役作業を請け負わせる要はなかったものと認められる。

本件荷役請負契約は、重油等の購入契約により川崎発電区のタンクに重油を納入させる際その受渡しをタンク船上において行なうこととしているため、接岸したタンク船のパイプと同発電区のタンクから岸壁まで設置されているパイプとの接続、バルブの開閉等の作業を行なわせるものとして、前記荷役会社に請け負わせたものである。

しかしながら、前記重油等の購入契約書によれば、使用箇所に直納する場合には、タンク車乗渡し、ローリー乗渡し、ローリー注入渡し、タンク船乗渡し、タンク注入渡しのいずれかのうちから別途日本国有鉄道が指定する方法により納入することとしており、受渡条件の相違によって重油価格を変更する要もないばかりでなく、タンク船が接岸しパイプによって注入する貯蔵タンク設備がある場合のこの種重油類の売買価格はタンク注入渡しとして決定しているのが一般の実情であり、また、本件の重油納入の実際についてみても、タンク船から同発電区タンクまでの注入作業はゼネラル物産株式会社で用船しているタンク船が実施している状況である。

結局、本件荷役作業は、重油等の購入契約に基づいて同発電区タンク注入渡しと指定したとすれば重油の価格を変更することなくタンク注入渡しで購入することができたもので、ことさらこれを前記荷役会社に請け負わせる要はなかったものと認められる。

不 正 行 為

(646) 職員の不正行為により日本国有鉄道に損害を与えたもの

日本国有鉄道岡山鉄道管理局津山駅で、昭和37年11月から38年3月までの間に、関係職員により収入金をほしいままに領得されたものが145,085円(うち38年9月末現在補てんされた額15,000円)ある。

そ の 他 (647)(648)

(647) 会社線との並行敷設に伴う損失補償の処置当を得ないと認められるもの

(工事勘定) (項)東海道幹線増設費

日本国有鉄道大阪幹線工事局で、昭和36年12月および37年6月、近江鉄道株式会社に滋賀県彦根市ほか4町村地内延長約7.5キロメートルにおいて東海道幹線を同会社線と並行して敷設するに要する同会社線用地の買収費および旅客収入減等に対する損失補償費として総額250,000,000円を支払っているが、うち旅客収入の減少に対する補償100,000,000円については、同幹線の並設により旅客収入減が確実に生ずるものとは認めがたく、従来からその例をみないもので処置当を得ないと認められる。

本件用地買収および損失補償は、36年10月、東海道幹線を同会社線に並設施行するにあたり、同会社から同会社線施設の防護補強工事費等2億6215万余円および沿線風致阻害観光価値減殺による旅客収入減補償1億5410万余円計4億1626万余円の要求があったのに対し、36年12月、取りあえず用地費および防護補強工事費等として150,000,000円を概算払し、一方、旅客収入減に対する補償は、その査定が困難であるが、これを支払わないときは同会社との設計協議等において協力を得られず、幹線増設工事に支障を生ずるおそれがあるとして、観光旅客収入および普通券一般客収入の予想減少率をそれぞれ50%および25%とするなどして並行区間の向う13年間の旅客収入減額見込みを算定し、37年6月、100,000,000円を概算払し、38年11月、それぞれ同額をもって精算を了したものである。

しかしながら、旅客収入減に対する補償についてみると、現地の実情等からみて同幹線を並設することによって同会社線の観光旅客等が減少するものとは認めがたく、前記収入予想減少率等も全く根拠がないと認められ、一方、同会社との設計協議等に関しては、地方鉄道法(大正8年法律第52号)によりその促進をはかるなどの余地が

あったと認められるのに、これらの配慮も十分でないまま、このように将来確実に発生するとは認められないものに対して補償したのは、従来からその例を見ないばかりでなく、通例の補償限度を著しく逸脱するもので、その処置当を得ないと認められる。

（648）　用地の買収等にあたり処置当を得ないと認められるもの

（工事勘定）（項）東海道幹線増設費

日本国有鉄道大阪幹線工事局で、東海道幹線増設工事に伴い、京都府乙訓郡大山崎村所在の福田某所有の宅地、建物等の買収費および移転補償費として、昭和37年4月および5月、同人に総額215,010,420円を支払っているが、当該増設工事に要する用地は宅地の一部にすぎないものであるのに、全宅地、建物等について買収等をしたのは処置当を得ないと認められる。

本件買収および補償は、幹線用地および西国街道の付替道路用地として、上記福田某所有の宅地のうちの一部を取得するにあたり、同人から土地、家屋の全面買収および遠隔地移転に伴う損失補償の要求があったのに対し、増設工事の工期上の制約を顧慮して、土地2,443平米、鉄筋コンクリート造り2階建ての建物1むね延167平米ほか付帯設備一式を120,227,000円で買収するほか、木造かわらぶき平家建て4むね延295平米ほか付帯設備一式を45,177,000円で移転補償することとして総額165,404,000円と算定し、これにさらに約30％増額して契約し、支払ったものである。

しかしながら、本件幹線用地等として必要な土地は、211平米（当局評価額5,888,000円）で、本件宅地2,443平米の8.6％程度にしか相当しない道路に面した一隅にすぎず、また、同地上の支障物件（移転補償費、当局評定額20,285,900円）は、倉庫162平米、自動車庫33平米、表門等で本件残存宅地等には十分の余積もあるから、これらは容易に移設することができ、たとえ移設したとしても本件邸宅は従来どおり使用することが困難となるものとは認められないもので、このような場合は日本国有鉄道の従来の例によっても所要用地および支障物件だけの買収等にとどめることとしているのに、使用上格別の支障をきたすとは認められない邸宅等を含めて全面買収等を行なっているばかりでなく、土地、建物等の評定にあたり根拠もなく一律に約30％を増額しているのはその処置当を得ないと認められる。

第 3　日本電信電話公社

（事業損益について）

昭和37年度における損益は、営業損益において利益548億2708万余円、営業外損益において損失5億3432万余円であって、差引き542億9276万余円の純利益となり、これを前年度の純利益675億3347万余円に比べると132億4070万余円の減少となっている。

このように純利益が前年度に比べて減少したのは、収益面で電話収入等の収入が、一般経済界の不況に加えて37年9月から実施した電話料金改正の影響により、収入見込額に対し大幅に減収となり、他方、費用面で減価償却費、労務費等の費用が前年度並みの増加を示したことによるものである。

営業損益を電話および電信事業別にみると、電話事業では、収入は2956億3260万余円、費用は2196億8259万余円で、差引き759億5000万余円の利益となり、前年度に比べて43億9516万余円の利益減少となっており、電信事業では、収入は156億2073万余円、費用は367億4365万余円で、差引き211億2291万余円の損失となり、前年度に比べて49億8557万余円の損失増加となっている。

（資金について）

昭和37年度の所要資金4089億6615万余円については、年度首資金在高206億0043万余円、事業収入等3179億2561万余円、債券発行による収入金837億6548万余円（うち外貨債券の分63億9006万余円）を充当し、133億2539万余円を翌年度に繰り越している。

しかして、同年度末における長期借入金および債券発行残高は4149億3777万余円で、同年度中の利子支払額は125億9991万余円となっている。

（装置料等の経理について）

検査の結果についてみると、電話加入者等からの申請に基づき、建設勘定支弁により

実施した構内外移転工事および支障移転工事に伴って徴収した装置料等は、中間勘定の設備負担料で受け入れ、資本剰余金に振り替える取扱いとなっているのに、東京ほか10電気通信局で、昭和37年度中に徴収した2,118件477,977,676円のうち1,149件84,237,912円が、受入科目を誤って電話事業収入等に計上されている状況にかんがみ、関係部門間の連絡を密にして事務の適正化をはかるとともに、関係職員に経理処理の周知徹底をはかる要がある。

（建設工事について）

昭和37年度における建設勘定の支出予算現額は2319億6846万余円、支出済額は2168億6594万余円で、151億0252万余円を翌年度に繰り越しており、支出済額は支出予算現額に対し93.4％となっていて、前年度の支出予算現額1959億1006万余円に対する支出済額1824億5361万余円の比率93.1％に比べて向上している。

電信電話拡充第2次5箇年計画は本年度をもって終了し、これに要した経費は予定6230億円に対し実績7255億円となっているが、その成果をみると、加入電話の増設において計画186万に対し214万、電話局の建設において計画618局に対し538局、市外局の建設において計画8局に対し17局、市外電話回線の増設において計画598万キロメートルに対し819万キロメートル、電報中継機械化において計画15局に対し10局と電話局の建設および電報中継機械化を除きいずれも実績が大幅に計画を上回っており、また、自動化率も33年度当初57％に対し37年度末では75％と大幅に向上している。

なお、上記のように加入電話増設等は計画を上回って実施されたものであるが、積滞は33年度当初58万であったものが37年度末では101万と逆に増加している状況である。

（資材の調達管理について）

昭和37年度における貯蔵品購買費支弁による物品の購買契約額は1132億1658万余円（うち38年度への契約繰越額19億5396万余円）で、その支出済額は前年度契約繰越分に対する支払い34億4549万余円等を含めて1153億4441万余円となっている。

37年度契約額は、建設工事量の増大を反映して前年度の1075億1260万余円に比べると57億0398万余円増加しており、また、年度末における貯蔵品(積送品を含む。)は138億2430万余円で前年度末の131億4280万余円に比べて6億8150万余円増加している。

積送品を除いた貯蔵品の月平均在庫額は前年度102億9493万余円に対し120億6364万余円で17億6871万余円増加しており、貯蔵品総回転率は前年度の10.12に対し9.58と低下している。

不当事項

工事

(649) 石垣工事の施行が不良なもの

(建設勘定) (項)局舎建設費

日本電信電話公社近畿電気通信局で、昭和37年8月および12月、随意契約により西田工業株式会社に箕面敷地石垣改修工事および同追加工事を1,880,000円および1,850,000円計3,730,000円で請け負わせ、同年10月および38年2月それぞれ設計どおり完成したものとして検収を了しているが、土留石垣を設計と相違して施行したため、設計に比べてその強度が著しく低下していると認められる。

本件工事は、既設土留石垣が崩壊の危険があるとしてこれを全面的に撤去したうえ、新たに間知石練積み287平米(工事費2,148,000円)を施行するもので、設計によると、間知石は控40センチメートルの撤去したものを使用し、胴、裏込コンクリートは配合比1：3：6で総量241立米を、裏込ぐり石は既設裏込コンクリートはつりがらを利用し不足分は補充して、厚さ40センチメートル総量123立米をそれぞれ施行することとなつているのに、実際は、胴、裏込コンクリートは、径20センチメートルから30センチメートル程度の雑石を混入した配合の悪い粗悪なもので施行したばかりでなく、つき固めも不十分であったため内部に空げきを生じ、容易に破砕される状況であり、また、裏込ぐり石も土砂を多量に混入したもので施行しているなどのため、石垣としての強度が設計に比べて低下していると認められる。

なお、本件に対しては請負人の負担において再施行する旨の報告があった。

物件 (650)(651)

(650) 通信用PVC屋内線の購入にあたり仕様が適切でなかったため不経済となっているもの

日本電信電話公社で、昭和36年12月から38年3月までの間に、随意契約により岡野電線株式会社ほか7会社から通信用2心並列PVC屋内線ほか3点を総額366,654,000円で購入しているが、仕様の改訂を考慮しなかったため約2200万円が不経済となっていると認められる。

本件通信用PVC屋内線は、電話加入者宅内の保安器と電話機間および共同加入電話機の電鈴ならびに地気線等の配線に使用するもので、その導体はすべて錫メッキ軟銅線を使用することとなっている。しかして、27年5月通信用PVC屋内線が仕様化される以前は屋内ゴム線が使用されており、その絶縁体がゴムであるため導体の硫化防止をはかる要があり、また、屋内ゴム線相互間および屋内ゴム線と機器を接続するとき半田付けを要する場合の半田付け作業を容易にするため、導体に錫メッキを必要としていたのであるが、通信用PVC屋内線が仕様化されてからは、それが塩化ビニール絶縁線であるためゴム絶縁線と異なり導体の硫化現象はなくなつたものである。しかしながら、その後なお半田付けによる導体相互の接続を必要とするものがあったため錫メッキをすることとしていたところ、31年4月に導体相互間の接続にはプレススリーブ接続工法が用いられることになり、さらにその後通信用PVC屋内線と機器類の接続も機器類の端子板がねじ止め式となり、これら接続工法の変更によ

り半田付けの必要がなくなり、また、35年9月新たに仕様化された通信用多対 PVC 屋内線の心線には錫メッキをしていないものがあることからみても、本件通信用 PVC 屋内線の導体に錫メッキをする必要はなかったものと認められる。

いま、仮に本件通信用 PVC 屋内線を導体に錫メッキしないもので購入したとすれば、総額344,607,354円となり、本件購入価額に比べて約2200万円を節減することができたものと認められる。

(651)　ステンレスバンド等の購入にあたり仕様の検討が不十分であったなどのため購入価額が高価と認められるもの

日本電信電話公社で、昭和37年3月から11月までの間に、随意契約により日本ポールバンド工業協同組合からステンレスバンド277,620メートルを単価55円20価額15,324,624円およびバンド用締付金具306,580個を単価56円70価額17,383,086円総額32,707,710円で購入しているが、仕様の検討、製作の実情および価格の調査検討が不十分であったなどのため予定価格が過大となり、購入価額が約900万円高価となっていると認められる。

本件ステンレスバンドおよびバンド用締付金具は、配線材料等をコンクリート柱に取り付けるために使用するものであるが、その予定価格の積算についてみると、

(ア)　ステンレスバンドの単価算定にあたり、厚さ0.4ミリメートル、幅20ミリメートルステンレス鋼帯は、仕様書で日本工業規格で表示している硬度と多少異なった硬度を指定し、その価格は、一般的な商社販売価格によるのは適当でないとして、専門業者または市場価格等について具体的な調査も行なわず、前記日本ポールバンド工業協同組合員で本件ステンレスバンド等の納入業者である須田製作所から聴取した価格によりキログラム当り780円とし、これに加工費等を加えてメートル当り55円28としているが、本品は性能および取付作業上からみて、日本工業規格で表示している硬度で十分足りるものであり、その一般的な取引価格はキログラム当り530円程度であるのに、仕様の検討を十分行なうことなく硬度を指定し、キログラム当り780円として積算したため著しく高価となったものである。

いま、ステンレス鋼帯の価格をキログラム当り530円とし、その他については当局の積算をそのまま採用して計算すると、本件ステンレスバンドの価格はメートル当り39円24となる。

(イ)　バンド用締付金具の単価算定にあたり、締付金物および締付ボルト、ナットは前記須田製作所で製作しているものとして1個当り56円75としているが、同製作所ではこれらを従来からそれぞれの専門業者から購入しているもので、その購入価格は締付金物1個当り12円70、締付ボルト、ナット1個当り21円計33円70であるから、これに同製作所で実施している組立、検査費として3円97を加算し、その他については当局の積算をそのまま採用して計算すると、本件バンド用締付金具の価格は1個当り41円58となる。

いま、仮に前記各項により本件予定価格を修正計算すると総額23,641,405円となり、本件購入価額はこれに比べて約900万円高価となっている。

第4　国民金融公庫

昭和37年度の貸付計画は当初1448億1800万円でその後88億6000万円を追加し1536億7800万円と改訂したが、これに対し貸付実行額は1523億3082万余円となっている。これを貸付種類別にみると、普通貸付1385億5584万余円、恩給担保貸付135億7184万余円、引揚者国債担保貸付1億6703万余円等である。

貸付実行額から回収額1327億8468万余円および滞貸償却額1億8310万余円を差し引いた年間純増加額は193億6303万余円であり、年度末貸付残高は133万余件1614億1197万余円となっている。

37年度の貸付金の原資については、資金運用部資金の借入金500億円、簡易生命保険及郵便年金積立金の借入金100億円および回収金等923億3082万余円を充当している。

37年度末において最終弁済期限を6箇月以上経過した元金延滞額は11万余件22億0168万余円で、年度末貸付残高に対し件数において8.9％、金額において1.3％の割合となっており、前年度末に比べて1億5470万余円減少している。このうち更生資金貸付についてみると元金延滞額は9万余件15億6781万余円で、その年度末貸付残高に対し件数において87.5％、金額において86.2％の割合となっており、前年度末に比べて1039万余円増加している。

37年度においては、貸付金利息129億6738万余円等の利益135億1222万余円、借入金利息81億6361万余円、事務費28億2476万余円、滞貸償却引当金繰入13億5707万余円等の損失135億1222万余円で、利益損失同額となっており、利益金を生じなかったので国庫納付金はなかった。

第5　住宅金融公庫

昭和37年度の貸付計画は、新築9万余戸、増築22万余坪（5万余戸分）、中高層耐火建築物非住宅部分6万余坪および宅地造成168万余坪、金額にして681億6829万余円で、これに対し貸付契約は新築9万余戸、増築6万余坪（1万余戸分）、中高層耐火建築物非住宅部分10万余坪および宅地造成178万余坪、金額にして628億0429万余円となっている。

37年度における貸付実行額は、前年度までの貸付契約分を含め個人住宅および組合住宅247億8022万余円、賃貸住宅49億8588万余円、分譲住宅41億3836万余円、増築19億1560万余円、産業労働者住宅38億4136万余円、中高層耐火建築物131億6265万余円、災害復興住宅16億0249万余円、宅地造成48億1988万余円計592億4649万余円で、これから回収額199億0706万余円および滞貸償却額60万余円を差し引いた年間純増加額は393億3882万余円であり、年度末貸付残高は2816億1675万余円となっている。

37年度の貸付金の原資については、政府出資金95億円、資金運用部資金の借入金325億円、簡易生命保険及郵便年金積立金の借入金70億円および回収金等102億4649万余円を充当している。

37年度末において弁済期限を6箇月以上経過した元金延滞額は1億0465万余円（うち1年以上延滞のもの6110万余円）で、前年度末に比べて40万余円減少し、また、1年以上延滞のものについては357万余円減少している。

住宅融資保険業務では、金融機関との間に保険関係が成立する保険金額は45億6000万円を予定したが、保険関係が成立した保険金額は7億9576万余円である。

37年度においては、貸付金利息145億9849万余円等の利益152億7142万余円、借入金利息117億6116万余円、業務委託費22億5645万余円、事務費9億8656万余円、

滞貸償却引当金繰入2億0100万余円等の損失152億7142万余円で、利益損失同額となっており、利益金を生じなかったので国庫納付金はなかった。

住宅融資保険特別勘定では、住宅融資保険料収入2343万余円等の利益6486万余円、支払保険金535万余円、事務費1969万余円等の損失4261万余円で、差引き利益金2225万余円を生じ、これを積立金として積み立てた。

第6　農林漁業金融公庫

昭和37年度の貸付計画は、土地改良事業229億円、林業71億2000万円、漁業70億4000万円、農林漁業者の共同利用、新規用途事業、乳業各施設62億6000万円、自作農維持創設195億円等計710億円で、これに対し貸付決定額は土地改良事業221億9954万余円、林業64億4430万円、漁業76億9522万余円、農林漁業者の共同利用、新規用途事業、乳業各施設60億2353万余円、自作農維持創設195億8169万余円等計675億4435万円となっている。

37年度における貸付実行額は、前年度の貸付決定分を含め土地改良事業206億6635万余円、林業69億4655万余円、漁業60億9004万余円、農林漁業者の共同利用、新規用途事業、乳業各施設57億3494万余円、自作農維持創設219億7829万余円等計680億1057万余円で、これから回収額234億8408万余円および滞貸償却額1億0835万余円を差し引いた年間純増加額は444億1813万余円であり、年度末貸付残高は2785億3450万余円となっている。

37年度の貸付金の原資については、政府出資金133億円、資金運用部資金の借入金267億円、簡易生命保険及郵便年金積立金の借入金27億円および回収金等233億4300万余円を充当している。

37年度末において弁済期限を6箇月以上経過した元金延滞額は29億5080万余円（うち1年以上延滞のもの27億9326万余円）で、前年度末に比べて1億8418万余円減少し、また、1年以上延滞のものについては1億9632万余円減少している。

37年度においては、貸付金利息132億7134万余円等の利益147億8428万余円、借入金利息101億7243万余円、業務委託費30億7209万余円、事務費6億9989万余円、滞貸償却引当金繰入7億1564万余円等の損失147億8428万余円で、利益損失同額となっており、利益金を生じなかったので国庫納付金はなかった。

非補助小団地等土地改良事業助成基金の勘定では、基金預託利息2億4021万余円に対し、利子補給額は4億2234万余円で、1億8212万余円の不足を生じたので基金積立金を取りくずして補てんしたため、当期末現在の基金総額は72億5659万余円となった。

第7　中小企業金融公庫

昭和37年度の貸付計画は当初985億円でその後105億円を追加し1090億円と改訂したが、これに対し貸付実行額は1108億4059万余円となっている。貸付実行額を貸付方式別にみると直接貸付371億8055万円(33.5％)、代理貸付736億6004万余円(66.5％)となっており、また、これを資金使途別にみると設備資金877億1914万余円(79.1％)、運転資金231億2144万余円(20.9％)となっている。

貸付実行額から回収額800億9621万余円および滞貸償却額4294万余円を差し引いた年間純増加額は307億0143万余円であり、年度末貸付残高は2134億5463万余円となっている。

37年度の貸付金の原資については、資金運用部資金の借入金595億円、簡易生命保険及郵便年金積立金の借入金140億円および回収金等373億4059万余円を充当している。

37年度末において弁済期限を6箇月以上経過した元金延滞額は21億9429万余円(うち1年以上延滞のもの17億2902万余円)で、前年度末に比べて3億1611万余円(1年以上延滞のもの2億1112万余円)増加している。このうち直接貸付についてみると、元金延滞額は11億7661万余円(うち1年以上延滞のもの9億8124万余円)で、前年度末に比べて4億3408万余円(1年以上延滞のもの3億8784万余円)増加している。

37年度においては、貸付金利息173億0828万余円等の利益180億8674万余円、借入金利息103億3795万余円、業務委託費38億0240万余円、事務費13億4703万余円、滞貸償却引当金繰入20億2645万余円等の損失180億8674万余円で、利益損失同額となっており、利益金を生じなかったので国庫納付金はなかった。

第 8　北海道東北開発公庫

昭和37年度の事業計画は出資3億円、貸付227億円計230億円で、これに対し実績は出資3億1500万円、貸付221億3500万円計224億5000万円となっている。

出資および貸付実行額を地方別にみると、北海道112億3000万円（紙およびパルプ工業23億5000万円、てん菜糖工業11億5000万円、苫小牧港開発事業11億円等）、東北地方112億2000万円（ガス化学工業27億3500万円、化学工業19億2500万円、金属鉱物の採掘および製錬業13億1000万円等）計224億5000万円で、これから回収額96億8261万余円を差し引いた年間純増加額は127億6738万余円であり、年度末残高は778億7395万余円（うち出資7億6700万円）となっている。

37年度の出資金および貸付金の原資については、債券発行による収入金139億6500万円、資金運用部資金の借入金20億円および回収金等64億8500万円を充当している。

37年度末において弁済期限を6箇月以上経過した元金延滞額は3億3337万余円（うち1年以上延滞のもの1億5896万余円）である。

37年度においては、貸付金利息59億0259万余円等の利益65億5971万余円、借入金利息15億5333万余円、債券利息36億1280万余円、事務費2億9764万余円、滞貸償却引当金繰入3億7357万余円等の損失63億1928万余円で、差引き利益金2億4043万余円を生じ、これを全額国庫に納付した。

第 9　公営企業金融公庫

昭和37年度の貸付計画は245億1740万円で、これに対し貸付実行額は水道事業78億3120万円、電気事業51億2500万円、港湾整備事業36億1800万円、工業用水道事業20億9300万円、宅地造成事業18億6200万円等計242億1340万円で、これから回収額33億1688万余円を差し引いた年間純増加額は208億9651万余円であり、年度末貸付残高は771億5431万余円となっている。

このほか、37年度中に一時借入金の資金を貸し付けたものが28億3200万円あり、年度末までに全額回収している。

農林漁業金融公庫の委託を受けて、同年度中に公有林造林資金を貸し付けたものが9億9720万円あり、年度末貸付残高は20億6197万円となっている。

37年度の貸付金の原資については、政府出資金3億円、債券発行による収入金219億3900万円および回収金等19億7440万円を充当している。

37年度においては、貸付金利息47億8890万余円等の利益56億9305万余円、債券利息52億9322万余円、事務費9479万余円等の損失56億9305万余円で、利益損失同額となっており、利益金を生じなかったので国庫納付金はなかった。

第10 中小企業信用保険公庫

昭和37年度における保険事業については、信用保証協会との間に保険関係が成立する保険価額2680億円を予定したが、保険関係が成立した保険価額は3083億0307万余円となっている。公庫が同年度中に受け付けた保険価額の増加額は3012億4962万余円、減少額は2176億2301万余円で差引き年間純増加額は836億2660万余円であり、年度末保険価額残高は2829億8785万余円となっている。また、37年度における融資事業については、信用保証協会に対する貸付額89億円を予定したが、これに対する貸付実行額は74億2900万円となっており、これから回収額49億4100万円を差し引いた年間純増加額は24億8800万円で、年度末貸付残高は112億8800万円となっている。

37年度の貸付金の原資については、政府出資金25億円および貸付回収金49億4100万円を充当している。

37年度においては、保険料12億1626万余円、支払保険金にかかる回収金9億2879万余円、貸付金利息1億9009万余円、基金収入2億4649万余円、支払備金れい入6億5907万余円等の利益33億3551万余円、保険金21億0811万余円、事務費2億6185万余円、支払備金繰入5億9681万余円、責任準備金繰入3億5759万余円等の損失33億3551万余円で、利益損失同額となっており、利益金を生じなかったので資本金への組入れはなかった。37年度から責任準備金を設置しており、前記のとおり3億5759万余円を繰り入れている。

第11 医療金融公庫

昭和37年度の貸付計画は90億円で、これに対し貸付実行額は94億2414万円となっている。貸付実行額を資金使途別にみると新築資金27億8426万円、増改築資金50億9560万円、機械購入資金13億5859万円および長期運転資金1億8569万円となっており、また、これを施設別にみると病院74億0790万円、一般診療所17億0724万円、歯科診療所2億8812万円および共同利用施設等2088万円となっている。

貸付実行額から回収額10億1571万余円を差し引いた年間純増加額は84億0842万余円であり、年度末貸付残高は179億3205万余円となっている。

37年度の貸付金の原資については、政府出資金25億円、資金運用部資金の借入金59億円および回収金等10億2414万円を充当している。

37年度においては、貸付金利息8億8357万余円等の利益9億3863万余円、借入金利息5億4041万余円、業務委託費1億9749万余円、事務費1億0780万余円、滞貸償却引当金繰入9171万余円等の損失9億3863万余円で、利益損失同額となっており、利益金を生じなかったので国庫納付金はなかった。

第12 日本開発銀行

昭和37年度の貸付計画は電力305億円、海運212億円、地方開発200億円、その他491億円計1208億円で、これに対し年度中の貸付承諾額は電力297億3900万円、海運201億9765万円、地方開発200億2800万円、その他471億7000万円計1171億3465万円である。

37年度における貸付実行額は、前年度の計画分を含め電力297億3900万円、海運213億6427万余円、地方開発191億8600万円、その他496億0400万円計1198億9327万余円であり、ほかに上記計画に含まれない経済援助資金貸付3億9000万円、外貨貸付1億3494万余円があり合計1204億1821万余円となっている。これから回収額389億0453万余円、滞貸償却額6257万余円等を差し引いた年間純増加額は814億0457万余円であり、年度末貸付残高は7873億6568万余円（うち外貨貸付999億8342万余円）となっている。

37年度の貸付金の原資については、資金運用部資金の借入金793億円、経済援助資金の借入金4億円、外貨債券4000万ドルの発行による収入金134億7255万余円、外貨借入金1億3494万余円および回収金等271億1072万余円を充当している。

37年度末において弁済期限を6箇月以上経過した元金延滞額は47億4445万余円（うち1年以上延滞のもの41億9916万余円）で、前年度末に比べて2億7257万余円増加しているが、うち1年以上延滞のものだけについてみると5452万余円減少している。なお、そのうち復金承継債権の元金延滞額は15億0499万余円である。

このほか、海運貸付で元金の分割弁済期限の到来したものの償還を猶予している額は419億4598万余円で、前年度末に比べて76億3887万余円増加している。

また、37年度において外貨債務を保証した額は406億0462万余円、減少した保証額は70億1380万余円で、年度末保証残高は854億7832万余円となっている。

37年度においては、貸付金利息476億3965万余円等の利益482億7379万余円、借入金利息258億2005万余円、外貨債券利息7億8700万余円、事務費14億6336万余円、貸倒準備金繰入21億8471万余円等の損失308億3113万余円で、差引き利益金174億4266万余円を生じ、このうち55億1155万余円を法定準備金として積み立て、残額119億3110万余円を国庫に納付した。

第13 日本輸出入銀行

昭和37年度の貸付計画は1250億円で、これに対し貸付実行額は輸出資金985億8683万余円(船舶503億8361万余円、車両158億1715万余円、電気機械66億7136万余円、繊維機械50億4850万余円、通信機械24億6969万余円、鉄鋼製品23億1328万円等)、輸入資金(金属鉱物)13億7820万円、海外投資資金60億2670万円、海外事業資金26億1730万円計1086億0903万余円で、これから回収額461億8653万余円を差し引いた年間純増加額は624億2250万余円であり、年度末貸付残高は2610億0023万余円となっている。

37年度の貸付金の原資については、政府出資金200億円、資金運用部資金の借入金480億円および回収金等406億0903万余円を充当している。

また、37年度中に債務を保証した額は30億8456万余円、減少した保証額は21億6951万余円で、年度末保証残高は80億7014万余円となっている。

37年度においては、貸付金利息98億8766万余円等の利益114億9226万余円、借入金利息98億9734万余円、事務費5億0060万余円、貸倒準備金繰入3億9827万余円等の損失114億9226万余円で、利益損失同額となっており、利益金を生じなかったので法定準備金の積立てはなかった。

第14 日本住宅公団

日本住宅公団の昭和37事業年度末資本金は567億5646万円(うち政府出資は現物出資50億9749万余円を含め547億9749万余円)で、前事業年度末に比べて85億9652万余円増加している。

37事業年度に実施した事業のうち、住宅建設では、計画戸数3万3千戸(賃貸住宅2万2千戸、分譲住宅1万1千戸)に対し33,532戸(賃貸住宅22,106戸、分譲住宅11,426戸)の請負契約を締結し、住宅建設費の債務負担済額は予算現額394億0552万余円に対し381億1677万余円で、前事業年度に比べて32億0769万余円増加し、支出決定済額は390億9378万余円である。しかして、上記発注戸数に対し前事業年度末までに発注済みの分を含め年度内に完成したのは35,525戸(賃貸住宅23,136戸、分譲住宅12,389戸)である。また、同事業年度発注分の賃貸住宅1戸当り平均坪数は計画規模16坪に対し13.57坪となっている。

宅地造成では、買収計画坪数169万余坪(住宅用地100万坪、工業用地69万余坪)に対し137万余坪(住宅用地47万余坪、工業用地89万余坪)の契約を締結するなどし、宅地造成費の債務負担済額は予算現額105億6286万余円に対し46億2440万余円で、宅地造成工事等の遅延のため59億1864万余円を翌事業年度に繰り越し、支出決定済額は51億6433万余円となっている。しかして、工業用地については37年9月から原価による分譲に代えて時価により分譲することとしている。

37事業年度の所要資金867億8577万余円については、政府出資金75億円、資金運用部資金の借入金200億円、簡易生命保険及郵便年金積立金の借入金55億円、民間資金250億円、家賃、分譲住宅等収入182億1047万余円等を充当している。

37事業年度の損益は、住宅管理部門では家賃、分譲住宅収入等収益231億0070万余円、その管理および原価等費用206億3252万余円、宅地管理部門では譲渡等収益29億

1650万余円、その原価等費用30億0014万余円、特別住宅管理部門では家賃、政府交付金等収益1億3169万余円、その管理等費用1億3490万余円で23億8133万余円の粗利益を生じ、これを減価償却引当金等諸引当金に繰り入れたため収益、費用とも同額の262億4992万余円となっており、前事業年度に比べてそれぞれ48億6488万余円増加している。

事業の執行にあたり、豊四季団地敷地造成工事費の積算において、仕様書および設計によると切土および盛土は工事施行地区内で全体としてバランスをとり残土は発生しない計算となっているのに誤って残土を工事施行地区外に運搬捨土することとしたり、地区内の土砂運搬は切盛土費に含めて計算されているのにさらに別途に土砂運搬費を計上したりしているものがあり、工事費の積算についてなお留意の要があると認められる。

第15　愛知用水公団

昭和37事業年度においては、豊川事業区域にかかる事業において、前事業年度に引き続き幹線水路工事7億9172万余円、支線水路工事4億4697万余円、開墾工事1億6559万余円、えん堤工事1億1982万余円を施行し、固定資産取得費2億5621万余円のほか一般管理費3億5534万余円等を合わせ25億3585万余円を使用して総事業費335億5200万円の7.5%を実施し、38年3月末における事業進ちよく状況は総事業計画の25%となっている。

また、木曾川事業区域にかかる事業においては、愛知、岐阜両県、水道事業者、電気事業者の負担金等および受益農家に対する賦課金等23億5768万余円を徴収決定し、受益農家に対する賦課金等を除いて14億7211万余円を収納し、資金運用部資金の借入金等に対する元利返済金23億9226万余円を支払ったほか、5億3929万余円を使用して用地補償費の支払いおよび整備工事を施行し、また、管理業務等に必要な経費として1億1146万余円を使用している。

37事業年度の所要資金については、資金運用部資金の借入金12億8600万円および国庫補助金44億9891万余円等を充当している。

受益農家に対する賦課金は総額60億3461万余円で、37事業年度以降9年または14年の元利均等償還により徴収することとなっており、愛知、岐阜両県、水道事業者、電気事業者の負担金等と合わせ借入金償還財源に充てられるものであるが、本事業年度に初めて徴収決定した7億9087万余円は全額が収納されていない。

第16　日本道路公団

日本道路公団の昭和37事業年度末資本金は250億3904万余円（全額政府出資）で、前事業年度末に比べて90億円増加している。

37事業年度に実施した道路等の建設は、前事業年度からの継続事業として名神高速道路ほか24道路2駐車場、新規事業として東名高速道路および中央高速道路ほか2道路1駐車場1付帯事業施設を建設する計画に対し、継続事業は25道路2駐車場、新規事業は4道路1付帯事業施設の建設を行ない、建設費の決算額は予算現額502億3675万余円に対し433億6390万余円で、前事業年度の決算額に比べて123億1321万余円増加している。建設費のうち、高速道路関係建設費は予算現額390億6353万余円に対し決算額328億2325万余円で、その他の道路等の建設費は予算現額111億7322万余円に対し決算額105億4064万余円であり、建設費予算の残額は68億7285万余円となっている。このように予算残額を生じたのは、名神高速道路ほか2高速道路で用地買収がはかどらなかったことなどによるものである。

37事業年度の所要資金587億0393万余円については、政府出資金90億円、債券発行による収入金324億1875万円、国際復興開発銀行借入金83億2071万余円等を充当している。

37事業年度の損益は、料金収入等の収益49億9443万余円、管理業務費6億5758万余円、諸引当損20億7243万余円、業務外費用21億9755万余円等の費用54億2253万余円、差引き当期損失4億2809万余円で、前事業年度に比べて収益で14億5797万余円、費用で14億7793万余円増加し、1995万余円の損失増加となっている。なお、年度末現在営業中のものは52道路3駐車場（うち37事業年度中に新たに営業を開始したもの6道路2駐車場）であるが、その損益を道路別、駐車場別に減価償却前のものでみると、道路では横浜新道ほか24箇所で利益15億3565万余円をあげ、関門トンネルほか

26箇所で損失4億8241万余円を生じ、また、駐車場では日比谷駐車場ほか1箇所で利益4109万余円をあげ、熱川駐車場で損失11万余円を生じている。

なお、道路建設工事の予定価格の積算基準の一部が工事の実情にそわなかったり、その運用が適切でなかったりしているものがあると認められたので、第4節(3)記載のとおり38年10月改善の意見を表示した。

第17 首都高速道路公団

首都高速道路公団の昭和37事業年度末資本金は70億円(うち政府出資35億円)で、前事業年度末に比べて30億円増加している。

37事業年度に実施した道路等の建設は、前事業年度からの継続事業として都道首都高速道路(以下「高速道路」という。)1号線ほか6路線、3駐車場、6関連街路(高速道路建設工事施行上密接な関連を有する都市計画街路で東京都の委託によるもの。以下同じ。)、新規事業として高速道路1路線、1駐車場を建設する計画に対し、新規事業のうちの1路線を除き継続事業および新規事業とも計画箇所の建設を行ない、業務費の決算額は予算現額382億3983万余円に対し374億4620万余円で、前事業年度の決算額に比べて170億1781万余円増加している。業務費のうち、高速道路関係建設費は予算現額224億1749万余円に対し決算額218億2889万余円、駐車場関係建設費は予算現額13億0739万余円に対し決算額11億1524万余円、関連街路関係建設費等は予算現額145億1494万余円に対し決算額145億0207万余円であり、業務費予算の残額は7億9362万余円となっている。

37事業年度の所要資金417億0802万余円については、政府出資金15億円、東京都出資金15億円、東京都交付金36億2400万円、債券発行による収入金216億4575万円、受託業務収入103億2530万余円等を充当している。

37事業年度の損益は、収益において汐留駐車場および37年12月に営業を開始した高速道路1号線の一部の業務収入1億6998万余円、業務外収入9229万余円計2億6228万余円、費用において管理業務費1億1675万余円、業務外費用2億7237万余円等計3億9517万余円で、差引き当期損失1億3288万余円となっている。

事業の執行にあたり、三宅坂地区の高速道路ずい道新設工事費の積算において、大量の土砂を運搬するには通常6トンダンプトラックが使用されているのに作業能率の低い

4トン普通トラックを使用することとして計算したり、鋼製型わくの損料を高価に計上したりしているものがあり、また、東品川地区の高速道路新設工事費の積算において、基礎ぐい等を打ち込むには通常国産のくい打機械が使用されているのに高価な輸入品を使用する場合の損料を計上しているものがあるが、いずれも実情にそわない積算基準をそのまま適用したことによるもので、工事費の積算についてなお留意の要があると認められる。

第18　石炭鉱業合理化事業団

石炭鉱業合理化事業団の昭和37事業年度末資本金は87億3000万円（全額政府出資）で、前事業年度末に比べて37億9000万円増加している。

37事業年度の業務の計画のうちおもなものは、石炭の採掘権およびその鉱業施設の買収19億4016万余円（年間生産能力106万余トン）、石炭鉱山整理促進交付金の交付37億7246万円（年間生産能力320万トン）、石炭坑の近代化および石炭の流通合理化資金の貸付け42億2610万円、石炭鉱業の整備資金借入債務の保証75億円、石炭鉱業の整備資金の貸付け100億円ならびに石炭の運賃延納債務の保証3億円であったが、これに対する実績は、石炭の採掘権およびその鉱業施設の買収13億5847万余円（年間生産能力60万余トン）、石炭鉱山整理促進交付金の交付26億9844万余円（年間生産能力267万余トン）、石炭坑の近代化および石炭の流通合理化資金の貸付け34億5310万円、石炭鉱業の整備資金借入債務の保証7億4500万円、石炭鉱業の整備資金の貸付け99億5000万円ならびに石炭の運賃延納債務の保証2億3719万余円となっている。

この結果、30年10月石炭鉱業整備事業団として発足以来37事業年度末までに買収した採掘権は、石炭鉱業合理化基本計画に定める630万トンに対し584万余トンとなり、石炭坑の近代化および石炭の流通合理化資金の37事業年度末貸付残高は73億1480万円となっている。

37事業年度の業務の原資については、石炭の採掘権者または租鉱権者の納付金10億2091万余円、国の非能率炭鉱整理費補助金3億9753万余円、国の炭鉱整理促進費補助金21億0374万余円、政府出資金34億6000万円、資金運用部資金の借入金100億円等を充当している。

なお、このほか保証業務について保証基金として3億3000万円の政府出資があった。

同事業団は、これらの業務のほかに石炭鉱山保安臨時措置法（昭和36年法律第194号）に基づく廃止事業者の代理および石炭鉱山整理交付金の引渡しに関する業務を行なっているが、37事業年度中に国から3億5412万余円の交付金を受け、このうち1億5801万余円について債務の弁済または廃止事業者への引渡しを行なった。

37事業年度の損益は、総益金26億3258万余円、総損金50億4531万余円で、当事業年度損失金は24億1273万余円となっているが、石炭鉱業合理化臨時措置法（昭和30年法律第156号）および石炭鉱業合理化事業団の財務および会計に関する省令（昭和35年通商産業省令第101号）に基づき整備勘定ほか6勘定に区分経理して、それぞれの勘定の繰越欠損金、積立金または繰越利益金としている。当事業年度の整備勘定損失金は24億6285万余円で、同勘定にかかる繰越欠損金は84億4971万余円となっている。この整備勘定にかかる損失金は、同事業団が保有している採掘権価額とともに、基金として積み立てている非能率炭鉱整理費補助金および石炭の採掘権者または租鉱権者が納付する納付金によって終局的には補てんされることとなっている。

また、石炭坑の近代化および石炭の流通合理化資金の貸付けのうち37事業年度中に回収した1220万円は、石炭鉱業合理化臨時措置法に基づき38年4月これを全額国庫に納付した。

業務の執行にあたり注意を要すると認められるものが次のとおりある。

（ア）　石炭の採掘を廃止しようとして同事業団にその採掘権の売渡しを申し込んでいた採掘権者に対して、同事業団が別途同人に貸付実行していた近代化資金貸付金の一部を前記売渡申込みの受付後に資金交付し、結局、その採掘の廃止により貸付金の回収が困難となっているものがあるが、これは同事業団内部の相互連絡が不十分であったことによるものと認められ、今後内部の連けいには万全を期する必要がある。

（イ）　38年中、石炭坑の近代化および石炭の流通合理化資金の貸付先22会社について貸付金33億6810万円の使用状況を実地に調査したところ、資金の交付は貸付先の現金支払実績に応じて行なう建前となっているのに、長期の手形で支払っているものに

対して資金を交付する結果となっているものなどが8会社に対する4億7840万円の貸付金のうちに見受けられたが、長期、かつ、無利息の貸付金の性格にかんがみ、貸付実行後の資金管理には今後十分な注意が必要であると認められる。

第19　雇用促進事業団

雇用促進事業団の昭和37事業年度末資本金は161億1118万余円（うち政府出資151億9320万余円）で、前事業年度末に比べて71億3000万余円増加している。

37事業年度における一般業務のおもなものは、移転就職者用宿舎の建設6,116戸56億4177万余円、職業訓練の実施延17,475人13億4102万余円および福祉施設設置資金の貸付け20億円の計画に対し、実績は移転就職者用宿舎の建設4,252戸（うち工事中のもの3,508戸）14億8148万余円、職業訓練の実施延14,861人13億2348万余円および福祉施設設置資金の貸付け1億9817万円（貸付決定額20億円）で、このうち移転就職者用宿舎の建設が計画額を下回っているのは、事業年度末近くの38年2月にいたり炭鉱離職者特別対策として5,000戸分が新たに追加されたなどのため大部分の工事が翌事業年度に繰り越されたことによるものである。

炭鉱離職者援護業務のおもなものは、労働者用簡易宿舎の建設900戸5億6124万余円、移住資金の支給13億4712万余円、住宅確保奨励金の支給7億4283万余円および雇用奨励金の支給4億1751万余円の計画に対し、実績は労働者用簡易宿舎建設用地の買収1億4196万余円、移住資金の支給10億7554万余円、住宅確保奨励金の支給1億2648万円および雇用奨励金の支給1億0733万余円で、いずれも実績が計画を下回っているのは、労働者用簡易宿舎の建設については38年2月に新たに計画されたこと、また、その他の業務については炭鉱離職者の雇用が低調であったことなどによるものである。

これらの事業資金は、一般業務については政府出資金68億8779万余円、政府交付金13億4896万余円、資金運用部資金の借入金2億円等のうちから、また、炭鉱離職者援護業務については政府交付金10億7191万余円、国庫補助金6億8698万余円、石炭鉱業合理化事業団交付金6億6238万余円等のうちからそれぞれ充当している。

37事業年度の損益は、一般業務にかかる会計(一般会計)においては、事業収益16億9519万余円、事業外収益5901万余円計17億5420万余円に対し、事業費用18億2857万余円、事業外費用228万余円計18億3085万余円で、差引き7665万余円の損失となっており、前事業年度に比べて収益で7億0798万余円、費用で7億0617万余円増加し、180万余円の損失減少となっている。また、炭鉱離職者援護業務にかかる会計(特別会計)においては、事業収益19億1090万余円、事業外収益1462万余円計19億2552万余円に対し、事業費用16億2161万余円、事業外費用185万余円計16億2347万余円で、差引き3億0205万余円の利益となっており、前事業年度に比べて収益で3億2997万余円、費用で2億1602万余円増加し、1億1395万余円の利益増加となっている。

なお、会計経理事務の執行にあたり、その処理に適正を欠くものが多数見受けられる現状にかんがみ、第4節(4)記載のとおり38年10月改善の意見を表示した。

第20　畜産振興事業団

畜産振興事業団の昭和37事業年度末資本金は17億9070万円(うち政府出資15億円)で、前事業年度末に比べて5億4720万円増加している。

37事業年度における業務は、畜産物価格の安定業務として、指定乳製品は、輸入にかかる脱脂粉乳3千余トン、無水バター2百余トンおよびバター1百余トンを5億2504万余円で買い入れ、脱脂粉乳1百余トン、バター60余トンを4066万余円で売り渡し、脱脂粉乳1千余トンを学校給食用として貸与し、残量を翌事業年度に繰り越している。また、乳業者等の売渡申込みにより脱脂粉乳2千余トン、全脂加糖練乳5千余トン、脱脂加糖練乳3千余トンを18億6500万余円で買い入れ、その全量を翌事業年度に繰り越している。指定食肉は、豚枝肉4千余トンを11億3973万余円で買い入れこれを豚部分肉に委託加工のうえ3千余トンを12億6643万余円で売り渡し、残量を翌事業年度に繰り越している。また、債務保証業務として、37事業年度中に債務を保証した額は29億0449万余円、償還等により減少した保証額は25億1554万余円で、同事業年度末の保証残高は15億5998万余円となっている。このほか、助成業務として、学校給食用牛乳供給事業に対し5億1593万余円、指定助成対象事業に対し681万余円の補助および4億1000万円の出資を行なった。

37事業年度の所要資金88億4102万余円については、政府出資金5億円、政府交付金10億円、借入金40億4630万余円、畜産物売渡収入13億0713万余円等を充当している。

37事業年度においては、価格安定等の一般勘定では、食肉売上高12億8912万余円、乳製品売上高4079万余円等の利益41億5079万余円、乳製品買入高24億3145万余円、食肉買入高13億9300万余円等の損失42億8193万余円で、差引き1億3113万余円の損失金を生じ、債務保証勘定からの繰入金1964万余円等によって損失をうめ、1億1141

万余円を繰越欠損金として翌事業年度に繰り越している。債務保証勘定では、受入利息5003万余円、保証料879万余円等の利益6030万余円、一般管理費3535万余円等の損失3575万余円で、差引き2455万余円の利益金を生じ、一般勘定に1964万余円を繰り入れ、491万余円を積立金として整理している。また、助成勘定では、政府交付金5億4261万余円等の利益6億0636万余円、補助金5億2574万余円等の損失6億0636万余円で、利益損失同額となっている。

第21　日本中央競馬会

日本中央競馬会の昭和37事業年度末資本金は49億2412万余円（全額政府出資）である。

37事業年度における中央競馬は、札幌ほか8競馬場で33回232日開催しており、前事業年度の32回215日に比べて1回17日増加している。このうち、オリンピック東京大会の馬術競技に使用する施設の建設等のための日本中央競馬会の国庫納付金等の臨時特例に関する法律（昭和36年法律第185号）による臨時競馬の開催は2回14日であり、この法律による国庫納付免除額4億5829万余円のうち3億5181万余円をオリンピック東京大会の馬術競技に使用する施設の敷地購入費等に使用している。

37事業年度の勝馬投票券の発売高は485億5953万余円で、前事業年度の373億9259万余円に比べて111億6693万余円増加している。また、勝馬投票券発売高のうち場外発売分は200億1770万余円で、前事業年度の145億7467万余円に比べて54億4302万余円増加している。

37事業年度においては、勝馬投票券収入486億3479万余円等の利益492億8982万余円、勝馬投票券諸支払金360億7998万余円、競馬事業費63億4410万余円等の損失472億8045万余円で、差引き20億0936万余円の利益金を生じ、このうち10億0468万余円を国庫に納付し、残額10億0468万余円を特別積立金として積み立てた。

34年7月から37年11月までの間に、中山、京都両競馬場の競馬開催時における厩舎不足を緩和するため、両競馬場厩舎に収容している2才馬等を収容する目的で両競馬場の近傍に1億8774万余円および7018万余円でそれぞれ分厩場を建設しているが、実地に調査したところ、これを全く使用していないかまたはほとんど使用していない状況である。このような事態を生じたのは、分厩場の建設にあたり利用の条件等についての検討が十分でなかったことおよび厩舎の建設後その利用促進に

ついての処置が適切でなかったことによるものと認められるので、今後資産の取得については投資効果および効率的運用に関しなお一層の留意の要がある。

第22　日本原子力研究所

日本原子力研究所の昭和37事業年度末資本金は280億3484万余円（うち政府出資265億2484万余円）で、前事業年度末に比べて47億1163万余円増加している。

37事業年度において、原子炉等の研究施設の建設については、前事業年度から継続の3号研究炉は37年9月臨界に達し、動力試験炉は格納容器内の諸機器を取り付け、タービン発電機のすえ付けを完了し、4号研究炉は附属棟を除き建家関係を完成し、新規に高崎研究所コバルト線源中間規模試験室等の建設に着工している。また、1号研究炉、2号研究炉の運転管理、燃料再処理、ラジオアイソトープ製造等の研究を行なっている。

これらの施設の建設および研究に要した費用は、原子炉等の施設費で31億1432万余円、研究費で4億9266万余円である。

37事業年度の所要資金48億7946万余円については、政府出資金44億9000万円、民間出資金および寄付金1億8541万円等を充当している。

37事業年度においては、事業収入2994万余円等の利益1億0442万余円、試験研究費20億7946万余円、一般管理費1億6908万余円等の損失24億2696万余円で、差引き23億2254万余円の損失金を生じ、これに前事業年度からの繰越欠損金51億1217万余円を合わせ74億3471万余円を繰越欠損金として翌事業年度に繰り越している。このように多額の欠損金を繰り越しているのは、研究等に多額の費用を要する反面、事業収益がほとんどなく、このため経費をまかなうために必要な財源を主として資本金に依存していることによるものである。